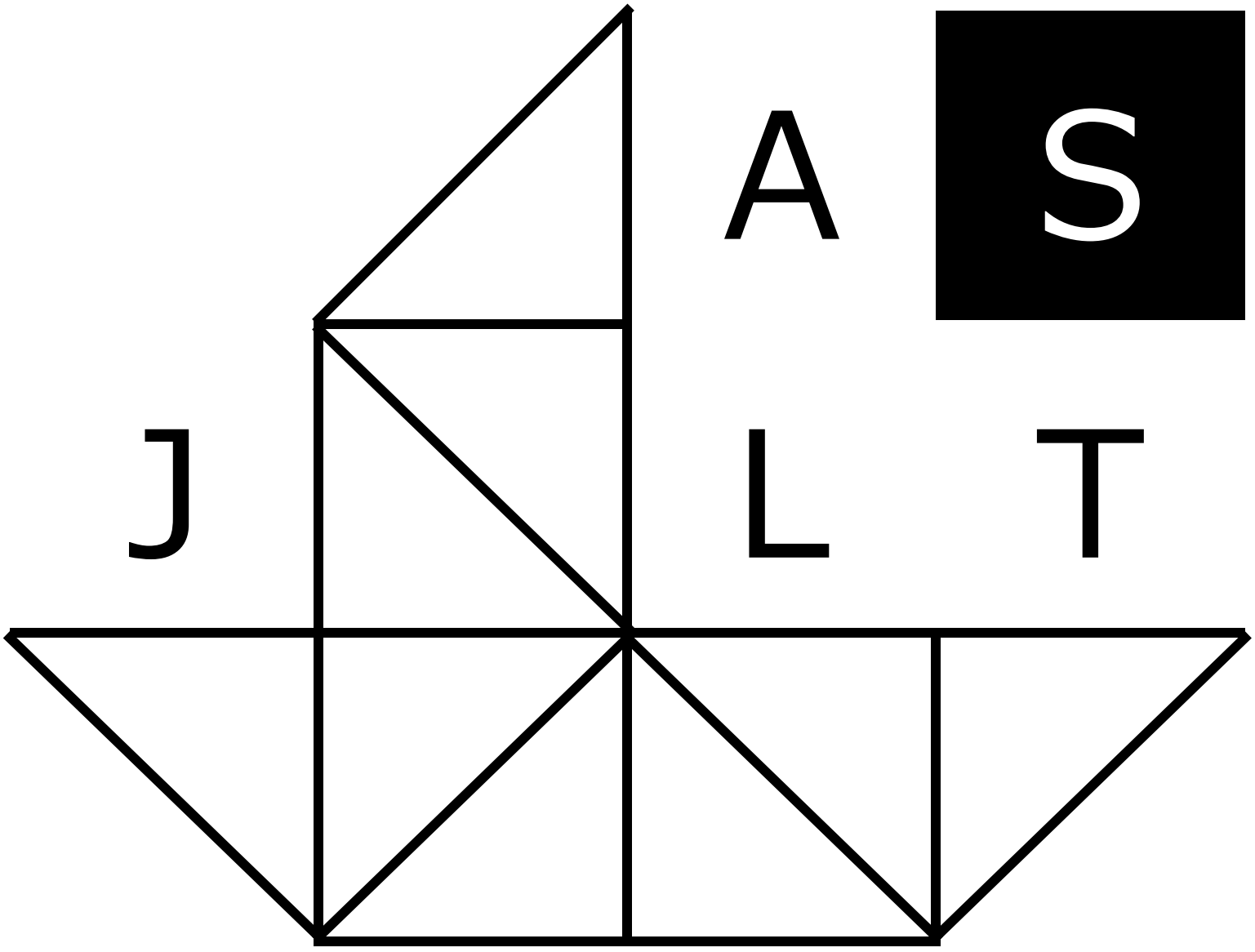

長期滞在型・ロングステイ観光論集

Vol.3　2019 年 3 月

長期滞在型・ロングステイ観光論集　Vol.3　目次

巻頭言……3
溝尾朗

第 2 回年次大会基調講演抄録……7
「ロングステイ観光の意義と可能性―農泊、グリーン・ツーリズムとの連携を目指して」
青木辰司

第 2 回年次大会パネルディスカッション抄録……15
「日本におけるロングステイの新たな魅力と可能性」
司会：安島博幸

分科会活動報告

ロングステイに関する大学・各国政府機関の認知度調査分科会……28
―長期滞在型・ロングステイ観光学会の活動の活性化を図る―
代表：山田美鈴

中国人の訪日ロングステイ経験者と未経験者の比較……35
―2018 年度訪日中国人のロングステイ需要研究分科会報告―
代表：有馬貴之

日本滞在ロングステイ査証に対する調査……39
―特定査証（観光・保養を目的とするロングステイ）の課題と提案―
代表：青島道子（執筆担当）

自由主題発表

長期滞在型観光産業とテクノロジーの活用……46
旭岡叡峻

歴史的建造物の保存と活用-Landmark Trust の取り組み……50
金振晩

札幌におけるロケーションフォトウェディングの展開……54
―台湾からと香港からの利用客の違い―
花井友美

ボーダーレス観光の推進に向けた研究課題……60
野口洋平　金振晩　花井友美

観光業におけるタイロングステイ……62
藤村喜章

長期滞在型・ロングステイ観光学会　会則……64

長期滞在型・ロングステイ観光論集巻頭言

サイクルツーリズムの可能性

長期滞在型観光・ロングステイ観光学会
理事　溝尾　朗

2013 年日本政府は、観光立国実現に向けたアクション・プログラムの中で、新たなツーリズム「エコツーリズム」、「グリーンツーリズム」、「ヘルスツーリズム」、「インフラツーリズム」、「復興ツーリズム」、「スポーツツーリズム」などの創出・推進を発表した。サイクルツーリズムは「スポーツツーリズム」の 1 つであり、サイクリングをきっかけに、様々な土地に旅行することで、地域の人々との交流や地域への消費増加、さらに地域の活性化が期待された。

サイクルツーリズムの日本の先駆けは「ツール・ド・おきなわ」であるが、火付け役となったのは、瀬戸内海を横断する「瀬戸内しまなみ海道」である。開通時点では、自転車は生活者の足にすぎず知名度は低かったが、官民一体となって、自転車走行環境と受入環境の整備・情報提供を行い、利用者が増えた結果、サイクリストの聖地となり、さらにサイクルツーリズムの先進国である台湾の世界的自転車メーカーの GIANT と協力し、その人気は国際的なものになった（図 1）。

図 1　しまなみ海道レンタサイクル利用実績

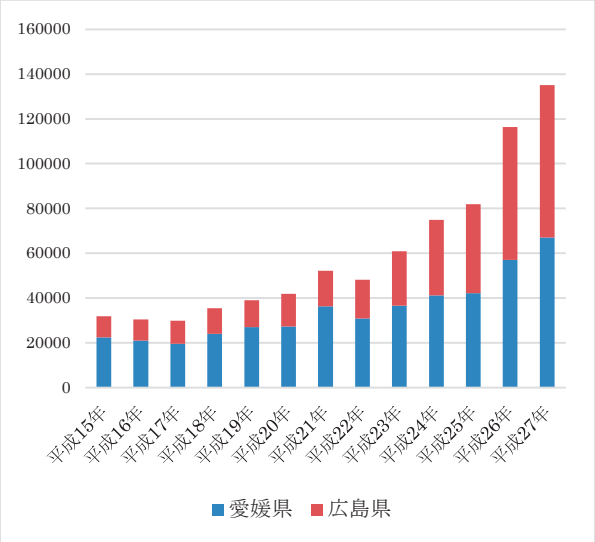

写真 1、2 は、私の友人のインドネシア人による「瀬戸内しまなみ海道」のツーリング写真である。しかし、「瀬戸内しまなみ海道」がここまで成功した原因は、サイクリング環境の整備だけではない。海の上を走るという他にはない得がたい経験と素晴らしい景観、周辺の恵まれた観光資源、そしてエコ志向や健康志向の高まりである。

写真 1

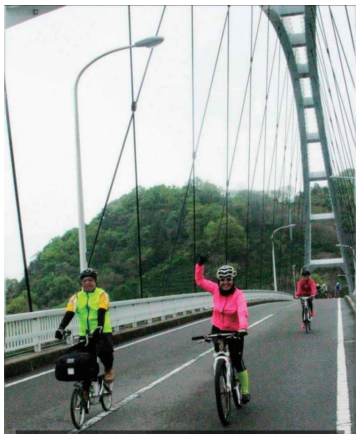

写真 2

一方、自転車は参加するスポーツとしての面だけでなく、観光に便利な移動手段という面も持つ。その利点は、①自分が希望するテーマのルートや目的地を自由に選択できること、②気に入った場所で気楽に止まり、地域と触れ合うことができること、③

年齢や性別、体力に関わらず、安価で参加できることである。その利点を活用した事例の１つが、飛騨の「SATOYAMA EXPERIENCE（旧飛騨里山サイクリング）」である。日本の田舎の生活風景に価値を見出し、飛騨古川の古い町並みと伝統、農村風景や里山の自然、食文化や地域との触れ合いを、自転車で移動し体験するエコツーリズムを提供している。参加者は年々増加しているが、特徴的なのは、当初から欧米豪の個人旅行者をターゲットとして向き合い（インバウンド）、ツアー参加者の 80%は外国人である（図 2）。

図２　SATOYAMA EXPERIENCE ツアー参加人数

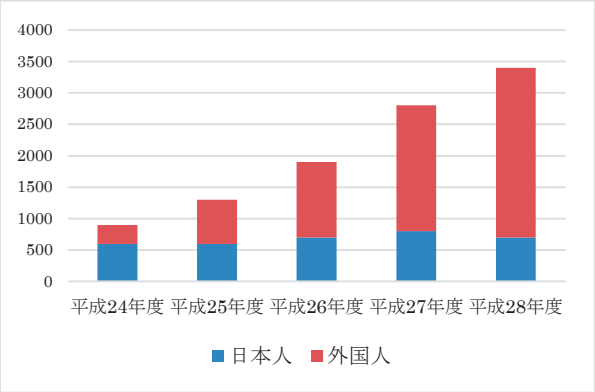

2017 年 5 月 1 日「自転車活用推進法」が施行され、地方自治体は自転車専用レーンやシェアサイクルの導入、自転車イベントの開催などのインフラ整備が可能となった。また、観光庁による 2017 年の訪日外国人の消費動向調査によると、日本食や温泉入浴、日本の日常生活体験と同等以上に、スノースポーツ以外のスポーツ参加の満足度が高いことがわかった（タイ人ではスノースポーツの次にサイクリングの人気が高い）。今後サイクルツーリズムはさらに発展すると思われるが、現状を見てみると、自転車の輸送システム（サイクルトレインやサイクルバス）やサイクリスト向けの宿泊施設の普及、サイクリングガイドの育成、多様な観光ニーズのへの対応、住民参加型の取り組みなど課題も多い。これらの課題を克服すれば、日本全国にサイクルツーリズム（＋エコツーリズム）によって持続可能な観光地を作り、地域産業を育成し地域を活性化させることが可能となるであろう。

最後に運動の健康増進効果について紹介する。運動習慣がダイエット以外にも、さまざまな健康上の利点を持つことは明らかになってきたが、ここ数年でスポーツに寿命を延ばす効果やメンタルヘルスの悪化を防ぐ効果があることが示された（図 3、4）。

図 3　運動の寿命延長効果（年）

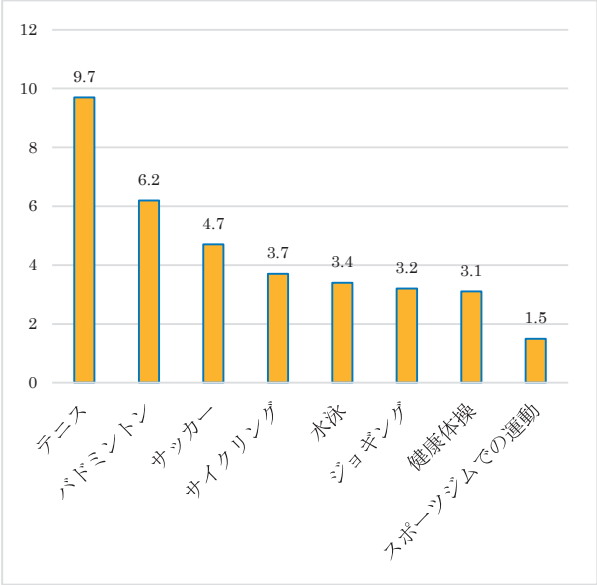

（Various Leisure-Time Physical Activities Associated With Widely Divergent Life Expectancies: The Copenhagen City Heart Study Schnohr P, et al. Mayo Clin Proc. 2018.9.）

図 4　運動の種類とメンタルヘルスを減らした割合

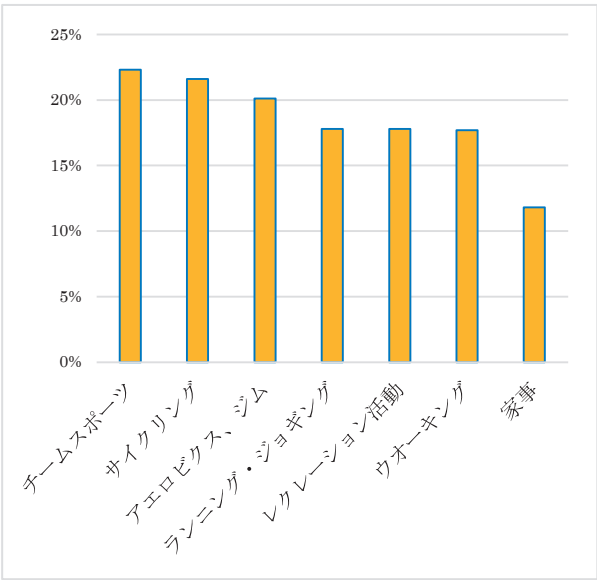

（Association between physical exercise and mental health in 1·2 million individuals in the USA between 2011 and 2015: a cross-sectional study. Sammi R Chekroud, et all. Lancet Psychiatry 2018; 5(9): 692-3）

特にラケット競技やチームスポーツが優れており、スポーツの社会的側面が注目されている。一方各国の運動ガイドラインでは、健康のために週 150 分以上の中等度から強度の運動を勧めており、それを達成するためには運動を習慣化することが必要である。そういう意味で、自転車は移動手段として通勤にも利用でき、大変に有用である。

図 5 は自転車通勤、歩行通勤、車または公共交通機関通勤の比較した論文であるが、自転車通勤は疾患死亡率を 40%も下げることがわかった。

日本中どこにでもある隠れたスポーツ資源である道路を活用するサイクリングは、地域の活性化に貢献する観光資源だけでなく、健康資源にもなりうる有望なコンテンツである。

図 5　通勤スタイルと疾患死亡リスク

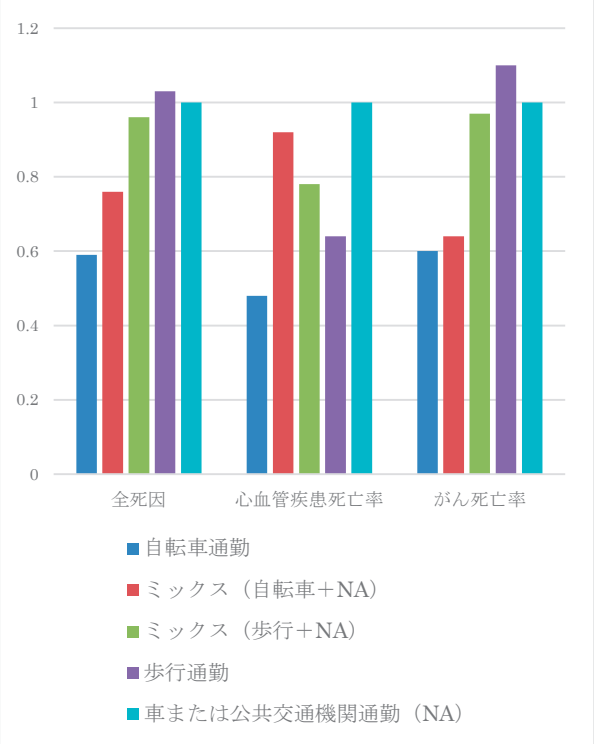

（Carlos A. Celis-Morales, et al., Association between active commuting and incident cardiovascular disease, cancer, and mortality: prospective cohort study. BMJ 2017;357:j1456）

■

第 2 回年次大会　基調講演録

ロングステイ観光の意義と可能性

―農泊、グリーン・ツーリズムとの連携を目指して―

東洋大学　社会学部　教授
青木　辰司

長期滞在型・ロングステイ観光学会　第２回年次大会　基調講演録

ロングステイ観光の意義と可能性

―農泊、グリーン・ツーリズムとの連携を目指して―

東洋大学　社会学部　教授
青木　辰司

■講演者紹介■

日本における農業･農村問題を、東北地方の農村のフィールドワークによって実証的に研究する中で、有機農業運動や農村と都市との交流活動に積極的にかかわる農民に出会い、『農』の多面的な価値を見出す。一方ロンドン大学での留学を機に、英国の豊かな農村振興の手法に取りつかれ、毎年学生や社会人対象の『カントリーサイド・スタディー・ツアー』を主宰。最近はグリーン・ツーリズムの全国的なネットワーク形成ヤ、グラウンドワークの実践に関わる。国土交通省の助成の下に、岩手県遠野市の『ツーリズム大学』を立ち上げ、5 年間にわたって宮代集落の活性化に 300 人の学生を派遣、『東日本大震災』復興支援の教職員・学生チームに参画して、岩手県を中心とした独自の支援を実践中。

はじめに

東洋大学社会学部の青木と申します。私の専門はもともと農村社会学です。東北出身でありまして、1970 年代、私が学生の頃に減反政策が始まりました。実に絶望の時代ですね。どこに行っても農家の方々はもう農業なんて駄目だと言っていました。そんな中で、どうやったら農業や農村を活性化できるか、いろいろと考えた末に辿り着いた結論がグリーン・ツーリズムだったのです。

この話をしだすと長くなってしまうので、簡単に申し上げますが、農業の再生、農村の再生というのは産業としての農業だけ、あるいは地域としての農村だけの掘り起こしでは無理だということです。やはり都市の理解、都市の支援、都市との関係、消費者の深い理解、これがなければ成り立たないということに気づいたわけです。実は今から 40 年以上前に有機農業を研究する中で気づいたわけですが、無農薬栽培を実行している真摯な生産者が苦労して農作物を育てている。虫に侵され、値段は叩かれ、大変なんですね。そうした中で無農薬生産者を支えるために、東京から夜行列車に揺られて山形まで行って、援農する姿を目の当たりにして、大変感動しました。農村の人を支えていくのは、心ある都市の人々なんだと。こういう人たちと農村の人たちが繋がる方法がないと、農村の自立は不可能ではないかと考えるようになりました。

ご承知のように、グリーン・ツーリズムは今から 26 年前、1992 年に日本の農水省の政策として始まったわけです。これまであちこち出かけていきました。これは遠野の例ですけれども、東洋大学の学生が提案してできた世界で初めての茅葺屋根のごみ置き場です。外部の学生の思いが内部の地域の人とコラボレートすると、こんなに素敵なものができあがるという例でございます。これは熊本人吉市の例ですが、熊本県唯一の国宝、阿蘇神社。そこに世田谷の、今私が担当しております 60 歳以上の高齢者大学の方々をお連れして、フェア・ツーリズムを主催しました。朝起きたら、旅館のまわりのごみ拾いをして、エリアにお礼返しをするという取り組みです。いいとこどりの観光というものではなく、皆さまも地域に貢献するというかたちで役立ちましょうということで、いろんなところをまわってグリーン・ツーリズムをやっておりました。

グリーン・ツーリズムとイギリス

グリーン・ツーリズムの可能性を確信したのは、

イギリスに行った時です。イギリスに行って、ただ食べて飲んでいた時もありましたが、パブという施設自体にイギリスの魅力を感じました。なぜかというと、それはパブリック・ハウスだったからです。パブリックという概念がイギリスでは非常に浸透していて、個人主義の国なのにパブリック・マインドを持っているところがイギリスの魅力です。たとえばフットパスというのを日本でもあちこちでやっていますけれども、あれはイギリスではパブリック・フットパスと言うんですね。個人の敷地の中を公共散歩道が縦横無尽に走っていて、なるほど私有財産を公共的に活用できるということをヒントにもらいました。それから、おそらく日本人はだれも行ったことがないと思うんですけど、バドミントン発祥の地、バドミントン村にも行きました。実はバドミントン伯爵がインドに行って､そこで羽根つきを見て、これは近代スポーツになると思い、イギリスに持ち帰ってスポーツとして広めたんだそうです。この話を聞いて、それではバドミントン村に行こうと決めて学生たちを連れて行きました。

これは私の大好きなコッツウォルズ地方の丘の上です。日本人でツアーで行くのは初めてだったんですけれども、ここのベンチから景色を見るというのが売りでした。こんなふうに学生たちをいろんなところに連れて行きました。これまでいろんなことをやってきましたが、皆さまと同じで日本のグリーン・ツーリズムはショートステイなんですね。1 泊 2 日の体験旅行、農業体験で終わってしまう。ロングステイにつながっていないところが、日本のグリーン・ツーリズムの大きな課題です。そういう意味で、今回、金先生からロングステイ観光学会が立ち上がりましたからぜひ仲間に入ってほしいと誘われまして、本日お招きいただきました。私にとっては大変ありがたいことです。

グリーン・ツーリズムから見たロングステイ

そこで、観光の認識のないまま私なりにロングステイ概念を整理してみました。グリーン・ツーリズムの授業をやっている中で、こんな質問をぶつけました。ロングステイって何泊からだと思いますかと。すると、みんな悩むんですね。だいたい普通は 7 泊 8 日以上と言うんですが、そんなことは日本じゃありえない。一般的にはこのようにおそらく 3 泊 4 日以上で、ショートステイは日帰りか 1 泊 2 日以内。これは従来型観光、周遊型、ビジネス型観光と呼ばれるものです。ロングステイではないけれどもロングステイに近いというのが 2 泊 3 日ではないかと、問題提起したいために言わば勝手に決めさせていただきました。後程のパネルディスカッションで時間いただきたいと思います。そこで現実的には 3 泊 4 日以上が日本の場合はロングステイの落としどころではないかと。今まで従来型観光、周遊型観光をやっていた人が、3 泊 4 日に行くためには簡単にスライドできないと予測されます。1 カ所だけの観光ではすぐに帰ってきてしまうわけです。

たとえば、今私は益子に住んでいますが、益子は典型的な日帰り観光地です。だれも泊ってくれないので、益子でロングステイは不可能に近い。焼き物だけでは難しいので、周辺の拠点広域観光と結び付けて考えなければ 3 泊までして滞在したいという人は出てこないのではないかと思います。7 泊滞在することを考えれば、うちの学生など暇はあってもお金がないので、泊まるにしても滞在経費を削減しなければなりません。そこで働けばタダになるということであれば、学生はいくらでも滞在する。そういう意味では日本型ワーキングホリデーの仕組みが構築されないと難しいのではないかと思います。滞在型市民農園、滞在型クラインガルテンも実は私が提案して、関東では笠間市に一区画 300 ㎡が 50 棟あります。年間 40 万円なんですが、そこに三鷹とか都内からわざわざ車で足を運んで利用している方が出始めているわけです。そこに毎週のように通って畑をやっている、これは立派なロングステイのパターンだと思います。それから被災地に行って、ボランティアをする。こういったパターンが現実的にはおそらくロングステイになっていくのだと思います。

では、観光農家の方々もわれわれも、なぜロングステイが必要かと考えますと、まず経済性です。長くいてくれれば、受け手側は収益が増えていく、そういうメリットがあります。ゲスト側から見ますと、滞在コストを低減することができる。しかし、それだけではないメリットをもっと社会化していかないと、ロングステイは日本に定着しないのではないかと思います。私は社会学者なので、ロングステイよって社会的効果を高めていくことができると期待しています。それはどういうことかと言えば、ホスト

とゲストの間の関係性がどんどん深まっていく。1泊2日よりも長くいれば、最後はハグして帰るような形になっていく。そういう重要なポイントがあると思います。昨日もパソナの1階で農泊のセミナーをやりまして、その際、あなたにとって農泊は何ですかという問いに「ハグ」だと、ハグできる関係性を築くことこそ農泊だという声がありまして、確かにその通りだと思います。ホストとゲストの関係の深化もロングステイの社会的効果として挙げられると思います。

あと、精神性ということで言いますと、スケジュールに追われて回る観光ではなくて、ゆったりと時間を楽しむ観光ですね。人吉市では、「時」を「遊ぶ」と書いて、「時遊の旅」というキャッチコピーでゆっくりと人吉市を楽しみませんかという提案を行っています。そうした精神的なゆとりがまずゲスト側に出てくるし、ホスト側にもそうした人たちと接することでゆっくり向き合うことができます。

4番目は文化性です。私が注目している人吉市は、約700年間、相良藩が統治したという日本でも珍しい隔絶した盆地の中にあります。相良三十三観音や焼酎の文化など、あまり知られていない文化があります。そういう文化性というのは長くそこに滞在しないと魅力は感じられないわけで、逆にさっと通り過ぎるだけでは、何もないところだと思ってしまう。その地域ならではの独自の文化性に気づかないわけです。私はグリーン・ツーリズムはいつも生活のお裾分けと言っているんですけれども、そこで生活している人々の極上の暮らしを少しだけお裾分けしてもらうその魅力があります。そのお裾分けが長くいればいるほどたくさんもらえ、短ければちょっとしかもらえない、ということになるのではないか。

そして何よりも持続可能性。経済、社会、自然資源の循環と再生産がロングステイによって成り立つ。百万人の1泊より、千人の10泊が大事である。私がいつも言っていることですけれども、そうすると計算高い人が、「先生、百万かける1より、千人かける10より小さいですよ」と。そうじゃないんですよね。10泊するということは、そこに勧誘の効果が出てくる。友達が友達を呼ぶという二乗の効果ですね。そういうロングステイの意味は持続可能性につながると思います。

6番目は非日常性です。日常と違うところでのゆったりとした過ごし方スローツー・リズムは、たとえば今日お話しいただける湯治やお遍路、セラピー、医療、それにＬＶ。ＬＶというのはラーニング・ヴァケーションということです。学びの旅ですね。そういったバリエーションが非日常性の魅力の中で出てくる。このように滞在型余暇と呼ばれるグリーン・ツーリズム、あるいは滞在型旅行と呼ばれている農泊というものに新たな意義というものがロングステイに見え始めてきていると思います。

これはイギリスのコッツウォルズ地方のボートン・オン・ザ・ウォーターというところでベンチに座ってただ川を見ている人がいる。日本にはない風景です。これはアイルランドにいた時に波止場の写真です。船が来ないので歩いていたら、二人がベンチに座ってずっと海を見ていた。日本の観光地にない風景です。この人たちは土産を買いに来ているのではなく、何かを見に来ているんだと。あるいは自分を見に来ているんだというふうに思いました。そうだ、日本の観光地になくてイギリスの観光地にあるものはベンチだと気づきまして、このベンチを全国各地に、景色の一番いいところに設置して、そこでヒストリーを語るそういうお裾分けをしてもらえないか。日本全国ベンチマークという取り組みを私が提案して行ってきました。杏林大学や東洋大学のベンチと違うところは、背もたれにメッセージが刻まれていまして、in loving memory of JOAN CARLTON 1930 - 1996 Here forever と書いてありました。ここに夫婦で毎日のように来て風景を見ていた。彼が亡くなって二人で来ることは叶わないが、愛に満ちた思い出をここに残したい。これをみなさまにお裾分けしたいという思いでメッセージを刻む。なんて素敵なんだろう。こういうものが日本にできないかなと思って東洋大学にも提案したのですが、残念ながらなかなか伝わらず、ただのベンチだけが置かれています。

ロングステイをめぐる日英比較

今日の論点であるロングステイの意義と可能性という点で言えば、まずイギリスと日本のインバウンドの違いに着目しますと、イギリスでは日本よりも早くから Visit UK 戦略を展開していて、イギリスが海外からの誘客で一番留意してきたことは品質保証と支援です。農家民宿でもロンドンのホテルより

さらにレベルの高いところがちゃんとできている。これを日本で広めたいということで、これから私の仕事はそちらに入っていきたいと考えています。それを日本にどのように適用していくか、3 番目が日本への適用と課題ですね。そして観光と農泊の関係性。特に私は 5 番目の観光とグリーン・ツーリズムの連携こそがこれからの観光を活かし、グリーン・ツーリズムの限界を超えるものだと考えております。そのへんの在り方を今日はみなさまから勉強させていただきたいと思ってやってまいりました。観光かグリーン・ツーリズムかという二項対立、収益か自己実現かという両極的な対立構図ではなく、それをコラボレートさせていく発想が必要だと思います。

これがイギリスの風景です。下に書いてありますように、イギリスのインバウンドは段階的な発展を遂げて徐々に訪問客が増えているのに対し、日本の場合は 2014 年くらいから急激に増えているという現実があります。これがやはり大きな課題として横たわっています。実際に訪英外国人を見ていくと、まだまだ 4 割は EU 圏内であるということです。2017 年の上半期には、北米からの伸びが目立っています。

イギリスでは、ファームステイ・UK（英国農家民宿協会）が非常に優れた機能を発揮しています。1983 年に設立された協会で、始めは The Farm Holiday Bureau UK という名前で、イングランド、北アイルランド、スコットランド、ウェールズで組織されました。これはあくまで全国的な組織で 11 の地域に分かれていてチェアマンがいて、それぞれが独立的にいろいろな活動を行っています。そして、The National Agricultural Center にメインオフィスを置いているわけなんです。そこにいろいろローカルグループがあって、ディスカッションをしながら基本的にはここに書いてあるようにファーム・ツーリズムのコンセプトをプロモートし、ビジネスを広めていくためにメンバーをサポートしていく、そういう活動を展開しています。

イギリスはグリーン・ツーリズムの先進地とよく言われますが、実はもともとはルーラル・ツーリズムという概念が中心になっていたものです。1997 年に非営利組織としてこのグリーン・ツーリズムが立ち上がり、広がっていったものです。日本が 92 年ですから、言葉上は日本の方が早かった。ただ理念的なものはルーラル・ツーリズムにすでにありまして、グリーン・ツーリズムとしてイギリスに定着しておりました。

私はおそらく日本人として初めてだと思いますけれども、イギリスのファームステイ、農家民宿の品質評価の抜き打ち検査を視察しています。一見すると幽霊屋敷のような民宿ですけれども、中に入るとアンティークな調度品が備えられていてゴージャスですが、残念ながら置物の中にヒビが入っていたり、サイドテーブルにシミがあったりの問題がありました。そういう点を全部チェックしてマニュアル化されたやり方に沿って各項目をパソコンに記録していくわけですけれども、それが全部終わると、自動的にスリースター、フォースターというふうに判定できる仕組みになっています。その担当が枕カバーを全部外してオーガニックか調べているのを見て驚いたんですけれども、いよいよ次の日に名刺を渡して初めて身分を明かすわけです。農家民宿のオーナーさんはびっくりしていますが、これがその時の写真です。日本人を連れてきたから、あなたがまさか協会の人とは思わなかったという感想を述べていました。だったら、もっときちんと掃除しておけばよかったと。そこで、担当者は改めて品質評価を始めます。「骨董品にはヒビが入っていますね。テーブルにはシミがありますね。こんなことでは四つ星あげられませんよ」と、てっきりそう言うのかと思いました。あにはからんや。彼が言ったことは正反対でした。

「夕べドアを開けて感動しました。ドアにかけた花瓶には花が活けてありましたね。ドライフラワーなら楽なのに、私たちのために心をこめてそうしてくださいました。部屋にはアンティークのものがいっぱいあって、ロンドンのホテルより高価そうなものがありました。あなたの民宿はロンドンのホテルに負けないくらいのクオリティを持っています」と。

まず、誉めるんですね。オーナーの奥さんは、表情が和らいでいきます。そこで、一言添えます。「ただ残念なことに、青木さんの泊まった部屋に置いてあるテーブルにはシミがついていました。たぶんお客さんがつけたのでしょう。放っておけば、まただれかが広げるかもしれません。どうしますか？」「カバーをかけますか？カバーをかけたらせっかくの材質が見えませんね。もし、そうなったら他の安いっ

ぽいものと変わらなくなりますね。当面はガラス板を敷いたらどうですか」。

彼女は最初腕を組みながらその話を聞いていたのですが、台所に戻ってメモ用紙を持ってきました。彼が言ったいろいろな改善点を全部メモに取っていました。協会は、こういう農家が持っている強みや特長を評価してあげて、そしてそれをさらに伸ばすために何が必要かというアドバイスをしている。

これが今、全国の大学でやっている品質評価と決定的に違うところです。東洋大学もA評価をいただいております。まあケチをつけるのは簡単ですが、イギリスのようにどうすれば本当に改善できるのか言ってほしいと思います。次の民宿の品質評価に行った時に、さすがにこの民宿にはスリースターに落とすだろうと思いました。すると、担当が言うには、「そうじゃないんだ。ご主人がケガをして入院をしていて、奥さんが民宿をケアする余裕がなかった。今度、ご主人が退院してきたから来年からはちゃんと管理するだろう。それを前提にしてフォースターをあげる」と、言ったんです。鬼の目にも涙、いやイギリス人の目にも涙かなと思いました。合理主義の国のイギリス人が農家の実態に対して配慮をするんだと知って感動しました。で、最後にフォースターを認めましょうと言われた、このオーナーの奥さんの笑顔を見れば、イギリスの農泊の品質評価がいかに農家の人たちに支持されているかがお察しいただけると思います。そうした品質評価は、スウェーデンの会社が請け負っていまして、そのシステムを開発しています。そして24時間体制で農家をフォローアップしています。今のところ1から5まで星の数でグレーディングしているんですけれども、基本的にファイブスターの農家民宿というのは、民宿の中にバーがあったり、照明がシャンデリアでない限りもらえないのです。日本人はついついフォーよりファイブと思いがちですが、農家に宿泊するのにそもそもシャンデリアは必要なのかどうか。シャンデリアやバーがなくても、フォースターのレベルでいいと思う人が大半なんですね。そこでスターのほかに、ゴールド・アワードという金・銀・銅からなるさらなる品質評価のランキングをつけて、たとえばフォースター・ゴールド、フォースター・シルバー、フォースター・ブロンズというふうに表すランキングがあります。私が言っているジュリエットさんという民泊は、このフォースター・ゴールドを取得していました。

そういうところをサポートしている専門的な中間支援の方々がいるということです。ここに張り紙があるように、ミシュランやいろいろなところが入り込んで評価をしています。基本的にはファームステイUKの評価は別になっています。たまたま浜美枝さんのツアーが来るということで、ここに泊まったら、ボロ小屋だったんですけれども、次の年になったら、こんなふうに変わってしまって、部屋も超豪華に見違えるようになった。イギリスの料理はみなさんまずいと言いますが、ここの食事はグレードも最高でした。1泊7000円から8000円。こうしたイギリスのクオリティといったものを、これからはしっかりと高めないとインバウンドの中で、安かろう、悪かろうの問題が出てくるのではないかということで、今までのようなゴールデンツアーのべったり型から生活の襞に触れるようなグリーンツアーといったものが大事になってくると思います。それからまた、一過性型の観光から滞在型・継続観光へとつながっていく。マス・ツーリズムからフェア・ツーリズムへ、そして暮らしの一体的な豊かさへつながるようなものを作っていかなければならない。しかし、現実的にはやはり農家の方々が農山村に付属している価値をなかなか理解できていない。それが大きな課題となっています。円環型広域連携の観光ツーリズムの振興を図る上でもっともっと農家の意識を変えていかなければならない。そうした点が課題として指摘されます。

農泊とその課題

農水省が始めた農泊は、グリーン・ツーリズムとは若干違った定義がありまして、今までになかった重要なワードとして、古民家活用があげられます。何が違うかと言いますと、いままでは農家の人が農家民宿をやっていくのに対して、古民家は農家が手放して空き家になっていくということです。そこに当然、ＩターンやUターンの移住者を活用する、外部人材の投入ということが課題になってきます。もちろん､外部資本ということもあり得ると思います。グリーン・ツーリズムは農山漁村での滞在型余暇活動と言われていたものを、今度は滞在型旅行というふうに農水省が規定している点が違うと言えます。問題は、民泊という概念が非常に混乱しているということです。私なりに独断的にまとめてみますと、Airbnb に象徴されますように都市民泊が世界的に伸びているわけです。これと対立する概念が農村民泊で、これが通称農泊と考えるべきものです。農泊には従来の旅館業法簡易宿所の許可を取った農林漁家民宿が基本的に業としてやってきた方々がまずあって、そして教育旅行など年間何人かの子どもたちだけを泊めるようなインスタントの農家民泊があります。そこに新たに非農家民泊が加わってきたということです。ここに先ほどの古民家、空き家活用のゲストハウス、廃校活用の公共施設が入り込んでいると。今後インバウンドで、政府は 500 地区とか言っていますが、相当量の宿泊施設を造っていくとなった時は、ここを膨らませていかない限り前の二つだけではとても覚束ないと思います。そこでのポイントは、ここに書いたように受け入れ基盤の拡大、何よりも地方創生における地域活性化ができる、そのためにはできるだけ規制緩和をしていかないといけないのですが､規制緩和で大きな課題となるのは、玉石混交､「だれでもできます農泊」となってピンからキリまでのものができる。そこで、先ほど申し上げたイギリスのような品質を評価する、あるいは支援する、質を確保するための仕組みが非常に重要になってきます。

地域においては持続的な普及に向けて農泊を地域でサポートしていく中間支援機能を担う組織が非常に重要になってきます。観光の分野では DMO と言われていますけれども、グリーン・ツーリズムにおいてもしっかり作っていかなければいけません。昨日パソナでやっていたのはこれを担う人材をどう育成するか、あるいは交流活動を担っていく人材をどう確保するかが課題となっていました。あと一つ地方の大きな課題は駅からの交通、いわゆる二次交通をどう整備するかが課題として残っています。

今、外国人観光客の津波の襲来と呼ばれていますけれども、これから農村にそれを拡げていく時に一番大事なのは質感高い「命のツーリズム」です。すなわち質の高い食事、単なる砂糖漬け、劣悪な油の炒め物のような田舎料理をやめて、長く滞在しても体にやさしい食事が提供され、ゆったりと過ごせてそこで元気になっていくような「命の宿」を増やしていく必要があります。そのためには一つの宿だけが自己完結的に良くなるのではなく、地域全体の魅力づくりが必要になってきます。農泊あるいはグリーン・ツーリズムの何よりものポイントは、人の魅力、人の価値、これらを活かすということに尽きます。それが良質な倫理観高い客を確保することにつながっていくと考えています。

中間支援組織の設立に向けた課題としては、どうやって事業化を魅力あるもの、個性的なものにしていくか、つまり収益につながっていくかですが、やはり優秀な人材を確保しなければ組織として成り立ちません。そういう意味で企画運営力の向上とか、情報発信とか、資金確保としてのクラウドファンディング等々、あるいは公的資金の段階的注入が必要になってくるだろうと思います。昨日もパソナのセミナーで言われたことは、日本の場合はどうしても公共事業や国のお金に頼るという他力本願的なところがあるので、自力でやるという覚悟を持たないといけないという話がずいぶん出始めています。問題は到達目標をどこに置くか、農泊の人たちは年間何泊まで目標にするか、あるいは泊食分離をどのくらいにするのか、体験プログラムの数はどのくらいが理想的なのか、ツアーは年間どのくらいやるのか、地域のコーディネーターやマネージャーをどのように育成するのか等々が課題になってくるだろうということです。

大事なポイントとして、農泊の基本的理念の構築について私が考えるのは、東京ディズニーランドの大成功の対極にある農泊の概念です。なぜ東京ディズニーランドが一人勝ちしているかというと、アメリカの社会学者リッツアによれば予測可能性の獲得

と言っています。客に対してこういう楽しみができますよと予測させておいて、それを見事に裏切らずに提供して帰らせる。で、また行きたくなる。これはマクドナルド・ハンバーガーと同じ戦略だと。ウエーバーの合理化理論がまさに東京ディズニーランドの成功だということですけれども、グリーン・ツーリズムとか農泊はある意味ではシークレットな部分があって、行かないと分からないという部分がどこかにないといけない。予測可能性ということだけでは農泊の魅力を削いで行ってしまわないか。それから文化的な独立性ですね。おばさんの料理がなかなか出てこない、なんでこんなに遅いのといった非合理性の中に合理性があるという考え方。それから品質確保の信頼性、経営的持続可能性、世代継承性がこれからの農泊にとっては大事な課題だと思われます。

ロングステイへのヒント

ともすればグリーン・ツーリズムは男の浪漫、女の不満と言っているんですけれども、お父さんはやりたくてお母さんは台所でぶつくさ文句を言っているという現実があちこちに見られました。これまでのような1泊2食の上げ膳据え膳のおもてなしではなくて、田舎の豊かな暮らしのお裾分けという考え方をベースに、泊・食・浴・体験を分離して地域内で連携していくようなあり方がロングステイにとっても大事な課題ではないだろうかと思います。これはこれからぜひ議論したことですけれども、訪日外国人のロングステイは可能なのかということですけれども、可能だという事例がニセコにあったということですので、あとでお聞きしたいと思います。旅館、ホテルと農泊の連携は可能か。長期滞在の宿泊プランの開発はどうすればいいか等々のことを考えていきたい。イギリスの面白いメッセージは、“escape for the hidden countryside”、隠れた田舎へ逃げていこうというもので、イギリス人のハートをつかんでいるのと“share the secret” こんな楽しいことはだれかに伝えたくない、そういう価値の共有といったものはグリーン・ツーリズムの根幹をなしているものだと思います。日本で一番高い民宿は富山県南砺市の「極上の宿」で、1泊 28000 円。ジャグジー、フランス料理と日本の農家民宿にもこういうバリエーションが出てきました。しかし、これを日本各地に普及することが農泊かと言えば、私はそうは思いません。これも一つのバリエーションとしてあってもいいが、これが農泊の原型だとは私は思いません。時代は観光と農泊連携ということですけれども、大事なことは一つのパターンを普及するのではなく、多様化と連携、時間的拡大と交流が深化するというロングステイの価値を共有することです。そのためにはコミュニティ・ビジネスが必須です。そしてショートステイとロングステイはどこから区別され、ロングステイのサービスの魅力は何なのかをしっかり詰めていくべきだと考えております。時間になってしまいました。大変足早やで申し訳ございませんでした。補足は、またパネルディスカッションでさせていただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

■

第 2 回年次大会　パネルディスカッション抄録

わが国のライフスタイルの転換
ー滞在型旅行の必要性を問うー

司会：安島博幸氏（跡見学園女子大学）
パネリスト：青木辰司氏（東洋大学）
ポール・ハガード氏（ニセコ町役場商工観光課）
橋本直明氏（株式会社トラベリエンス）
内田彩氏（千葉商科大学）

パネルディスカッション抄録

日本におけるロングステイの新たな魅力と可能性

パネリスト：
青木辰司氏（東洋大学）

ポール・ハガード氏（ニセコ町役場商工観光課）

橋本直明氏（株式会社トラベリエンス）

内田彩氏（千葉商科大学）

司会：安島博幸氏（跡見学園女子大学）

司会　それではパネルディスカッションを始めたいと思います。「日本におけるロングステイの新たな可能性」というテーマをいただいております。今、青木先生からお話「グリーン・ツーリズムとロングステイ」をさらに発展させて、これからの日本におけるロングステイの可能性についていろいろ議論を進めていきたいと存じます。

私自身は観光地、リゾートの計画に長年関わってまいりました。1980年代のリゾートブーム、それからその崩壊も経験してきました。リゾートは長期滞在にふさわしいものだったと思いますけれども、今から考えますとサプライサイドの話ばかりで、実際ロングステイの実需はほとんど発生しなかった、そのこともほとんど失敗してしまった原因なのかなと思います。そのあと観光の分野でも、新しい観光の一つの方向として滞在型というものが意識されてきておりますけれども、滞在型ロングステイの定義について、青木先生からのお話もありました。青木先生によりますと、3泊4日以上ということでしたが、滞在型の定義は2泊3日、つまり2泊すると中1日は滞在するからみたいな非常に寂しい状況で、お寒い状況です。これは日本の休暇制度等に起因するの

かとも思っております。ただ、日本でのロングステイの可能性はないのかと言いますと、決してそんなことはなく、青木先生からお話しいただいたこともありますし、これからパネリストとしていろいろお話しいただく方には初めて聞くようなお話もいろいろあると思います。いろいろなところでロングステイの芽が出てきているなということを実感しておりまして、まずは皆さまのお話を伺ってから一緒に考えていきたいと思います。

それでは、まず千葉商科大学の内田彩先生に江戸時代の湯治、今で言うと3週間から1か月くらいの滞在型で温泉にいて湯治をしていたと。その中に今につながるものがあるのではないかということで、内田先生から昔のお話を伺ってみたいと思います。

内田　ただいまご紹介いただきました千葉商科大学の内田と申します。皆さまのお手元に配布資料はございますか。こちらを元にお話しさせていただきます。今、安島先生からお話がありましたように、私のテーマは昔の江戸時代の温泉地における長期滞在、また、滞在のさまざまな変化を研究テーマにしております。なぜそうした話になったのかと申しますと、日本の旅の原型が作られた江戸時代に、幕府に認められていた旅が信仰のための参詣と、医療のための湯治でありました。その中で医療のための湯治というのが、まさに温泉医学そのものでしたので3週間前後の今でいう滞在型観光の原型とも言える、そうした構造ができあがってきました。その中に今日の長期滞在の基本となるような要素が存在するのではないか、そしてなぜそれが失われていってしまったのか、こうしたところから滞在というものを考えていきたい。それが研究の背景にございます。ではこの長期滞在を可能にした要因は何だったのか、江戸時代の歴史的な資料から調べたところ、主にこの5点になります。

一つは湯治に対する社会的認知の浸透、温泉医学に対する認知ということになります。もう一つは湯治休暇と言われる長期休暇を取得できる武士であったり農民漁民であったり、そうした人々の存在。そして、多様な価格設定。それから、滞在生活を支える仕組み。そして滞在者の状況に応じた観光・保養行動。こうしたものが長期滞在の要因であったのではないか。今日はその中でもまず滞在生活の仕組みについて簡単にご説明したいと思います。

図1のところにありますように、3週間前後の旅をする。この中で一番基本的なものが右側の基本というところに書いてあります。湯治は基本的に実際の生活をしていましたので、食事などは全部自分たちで作っていきます。持参品として米や味噌をかついでいけばかなりリーズナブルに過ごすことができました。一方でもっと愉快な旅をしたいという人にはオプションがあった。物理的にもそうですし、ソフトな部分でもそうした支えになるような仕組みが江戸時代を通じて作られていくことになります。まさに温泉地の滞在において、多様な人々が長期間過ごすための仕組みが至る所でできあがっていくことになります。

そうしたものの一つとして、ご説明したいのが滞在者の温泉地における保養・観光行動になります。お手元の図2になります。本人の体力、病状、文化的な能力、経済力、天候に応じて生活を楽しむ様々なプログラムができあがっていきます。当時、温泉地へ行くというのは療養のためではありましたが、一方で幕府が療養のためなら認めていたという名目的な要素もあったのです。ですから、病気でないけれども健康になりたい、ちょっとリラックスしたい、様々な人が訪れる。そして病気の人に付き添いで来る人、こうした人も含めて様々な人が存在する。そうした人たちが都市的な遊びであったり、地域ならではの遊びだったり、もしくは屋外だったり屋内だったり、様々な行動ができるというのが江戸時代の温泉地の滞在行動でした。そしてその中心にはいつも交流というものがありました。湯治客同士、地域と湯治客が交流を要素にして様々な長期滞在を楽しむための仕掛けが用意されていました。

しかし残念なことに、近代以降、とくに戦後の日本の温泉地というのは、短期滞在の観光型温泉地として発展していくことになります。この中で旅館が大型化していくことに加え、この大型化した旅館にお客様を囲い込むというかたちで温泉地全体の疲弊を招いていくことになります。また、景観破壊、画一化された温泉地が多くなるにつれて、現代の旅行客には魅力のない温泉地が多くなっていくことになります。さらに温泉施設が増加していくことによって、温泉が好きだけど、別に遠くの温泉地にいかなくていいや、近くの温泉でいいといったような温泉地離れが進んでいくことになります。こうした中で

温泉地ならではの魅力、そこに行かなければないような滞在の魅力が必要なのではないか、私の中でそのことを考えていきたいと思っています。

司会　ありがとうございます。江戸時代、温泉地で退屈しそうだなと思うんですけれど、その中心に交流があったとまとめていただいておりますが、交流と言ったところがキーワードなのかなと思います。青木先生のホスト・ゲストというところにも通じるのかなと思います。温泉の場合は、ホスト・ゲストというよりも、ゲスト同士がどうやら楽しくやっていた。滞在生活を楽しくするいろいろな仕掛けが存在していた。振り返ってみて、今の温泉地そういうものがあるのかというふうに考えますと、過去に遡って考え直してみる価値があるのではないかと思ったりします。後で、いろいろご意見を伺いたいと思います。では、次にポール・ハガードさん、お願いします。ニュージーランドからいらして 11 年滞在されて、ニセコの役場に勤めて、今はそれに関係したお仕事をされているわけですが、この間、ニセコの変化をご覧になってきたわけですけれども、先ほどお話を伺ったところ、私が思っていたよりだいぶ様子が変わってきているようでして、そのあたりのロングステイの様子をお話しいただければと思います。

ハガード　皆さま、改めましてポール・ハガードと申します。私はニセコに住んで 11 年になります。ニセコのロングステイは二種類あります。一つは、皆さまの頭の中に浮かび上がっている海外からのインバウンドのお客様、もう一つは国内からのお客様で、本日はこの国内からのお客様のお話をしたいと思います。彼らはどこからやってきたかというと、今までロングステイ財団、あるいは旅行会社を通じて海外でロングステイしていたお客様が、歳をとったと同時に海外へ行くのは難しい、もしくは海外に行きたくはあるけれど怖いので、どこか国内の似たようなところに行って体験してから海外にロングステイしに行く。そういうお客様が国内からニセコにやってきます。ニセコの夏は、だいたい 6 月から 9 月末くらいまで。現時点で 500 組くらいの長期滞在者が大都市からやってきます。人数にすると、1500 人から 2000 人近くが夏の間にやってきます。ほとんどのお客様はマイカーでやってきて、宿泊先としてはスキー客用にできた新しいコンドミニアムを借りるわけです。2006 年あたりからコンドミニアムができて、だいたい寝室にお風呂、シャワー、トイレがついて 1LDK~2LDK、3LDK、さらに一棟または一戸建ての家がある地域ですが、そういう物件を借りて滞在しています。

2010 年から 2017 年の間、ニセコ町役場に勤務していましたが、ニセコにやってくるお客様の心のケアをやりました。どういうことかと申しますと、知らない地域にやってきて友だちが作れるようにバーベキュー・パーティをしたり、ゴルフコンペをしたり、さらに楽しい生活が送れるように、コミュニティづくりに努めました。

司会　ありがとうございます。コンドミニアムって、一棟およそいくらくらいですか。

ハガード　冬の間一棟借りようとしたら、1 泊 10 万円くらいから。7 泊以上泊まらなければ冬は予約が取れません。一番高いところは 1 泊 100 万円です。この宿は冬の間予約が取れないほどの人気です。

司会　なんだか、日本人はもうついていけない感じですね。夏はもう少し安いんですか？

ハガード　これは東山の方にあるコンドミニアムなんですけど、冬 1 泊 20 万円するコンドミニアムを夏は 1 カ月 20 万円で借りることができます。ガス、電気、水道料込み込みでその金額です。

司会　それなら日本人も行けますね。続きまして株式会社トラベリエンスの代表取締役橋本直明様にお話を伺いますが、橋本様は自らバックパッカーで世界をいろいろ回られて、そのようなご経験から日本に新たな旅行会社、あるいは宿を経営されておられます。橋本様よろしくお願いいたします。

橋本　皆さま、こんにちは。株式会社トラベリエンスの橋本と申します。今ご紹介いただきましたように、私、昔からバックパッカーをやっておりまして、実は今でもバックパッカーを続けています。学生の時は夏休み 2 カ月、春休み 2 カ月フルフルで、世界中を旅行していました。日本の大学を 3 月に卒業し、その年の 10 月に外資系の会社に入社しました。それまで 6 カ月ありました。卒業論文のテーマが移動に関するものでしたので、日本からモロッコまでひたすら陸路で移動し続けるという旅をしました。外資系の会社でサラリーマンを 5 年ほど経験し、その後日本の会社で旅行系の仕事をつづけました。リクルートのジャランとエービーロードなんですけれど

も、そこで 5 年ほど働きまして、都合 10 年経ったタイミングで、ちょうど大震災がありました 2011 年ですけれども、本当にやりたいことをやりたいと思いまして、次の就職先が決まらないまま 9 カ月ほど世界一周の旅に出ました。私自身、昔から世界のいろいろな楽しい暮らしをなんでもかんでも経験したいという思いがありまして旅行していたんですけれども、帰国してから何するのということで、自分の好きな旅行で仕事をしようとトラベリエンスという会社を起業しました。2013 年の 2 月です。

今年、ちょうど丸 5 年になります。訪日外国人向けの事業をやっているんですけれども、大きく二つの事業をやっています。一つは IT 系、通訳案内士という言葉を聞かれたことがあると思いますけれども、プロのガイドさんと外国人をマッチングさせるツアーのマーケティング、もう一つは訪日外国人向けの宿泊施設の提供、バックパッカーを対象としたものです。簡易宿舎という免許を持っていますので、それを東日本橋でやっております。今日はロングステイにからめてお話しさせていただくんですけれども、ゲストハウスのお話でして、ゲストハウスは欧米人のお客様が全体の 6 割くらいいらっしゃいまして、彼らは 2 週間から 6 週間くらい滞在されている方が多く、長い人は 20 日間予約をされるとかがいらっしゃいます。彼らの滞在の仕方で面白いと思うのは、外にまったく出歩かない人もいます。1 階のカフェラウンジにずっといてお茶を飲んでいるとか、「どこも行かないの」と聞くと夕方になってごそごそ動き始めたり…。これも私には衝撃的だったんですが、「このあたりにジムはないの」と聞かれました。私、台東区に住んでいますので、浅草に 1 回 150 円～200 円の安いジムがあって、それをご紹介しました。帰ってこられて「どうでした」と尋ねると「よかった」と。そこは地元の人も利用しているジムで、地元の子どもたちが土俵で相撲をとったりしているのを見ていて、すごく楽しかったと。こんな風に行き先などとくに決めずに現地の人に話を聞いて現地の生活を楽しむ。どんなところに行きたいかをお聞きして、日本全国の映像を見せながら、英語でご案内しています。私どものゲストハウスではそういう光景が日々繰り広げられておりまして、この訪日外国人向けのビジネスを通して今やりたいと思っているのが、地方創生、地方に外国人のお客様を誘致していきたいという仕事です。この部分で私たちも寄与できないかなと思っています。そのための力をつけていきたいと考えています。この後でもそのあたりのお話ができたらと思っています。

司会　ありがとうございます。ちなみに橋本様のところのゲストハウスは 1 泊おいくらくらいでしょうか。

橋本　定価は 3000 円ですけど、民泊の影響もあって値段はどんどん下がっています。安いところでは 1500 円で泊まれたりもします。

司会　先ほどのお話とは対極的ですね。日本の宿泊施設のレンジが広がっているなと感じますね。青木先生は先ほどお話しいただいたのですが、何かコメントございますか。

青木　一番ショックだったのは、ニセコの高級リゾート施設に日本人が滞在していることですね。いったいだれが行っているのだろうかと。超お金持ちですか。

ハガード　ニセコに来ている日本人の方は定年退職者が多いですね。海外の企業に勤めていた人とか、海外生活の経験者とか、そういう人が帰国して、今時間があって、ニセコにいるというより、北海道にいるという感覚ですね。北海道を楽しんでいます。かれらがお金持ちかどうかという点では、夏には東京のナンバープレートの外車が一つの建物の前に停車していたりします。もう一つは関西圏のナンバープレートの車だったり…。滞在期間は 1 カ月から 3 カ月くらいなので、ゆったりニセコを楽しむ人がほとんどです。ゴルフしたり温泉に入ったり、料理したり、パーティーしたり…。

司会　今、4 人のパネリストの先生方からお話を伺いまして、ロングステイのイメージがより広がりを持ってきたように感じます。続きまして、今のお話の延長上にどんな形のロングステイがあるのか、どんな可能性があるのかについて、少し将来に向けたお話をお伺いしたいと思います。内田先生いかがでしょうか。

内田　それではレジュメの右側のページをご覧いただきたいと思います。今後の可能性を温泉地で考えた場合、日本の温泉地、もともと持っていた滞在地の魅力が失われつつありますが、その中で画一化が進んだ温泉地において他の地域といかに差別化できるかが大きな課題となっています。そうした中、昨

年まで3年間、温泉地の滞在について研究してきました。各地域に行った時に滞在型が取り組んでいる地域の多くが湯治の持つ保養、健康をキーワードに滞在型への取り組みを行っています。温泉地の歴史であったり、自然であったりと、広域を含めた地域資源などを生かすことによって、もともと温泉が持っている保養・療養的な個性と、それをいかに生かしていくか、その目的を明確にして他地域と差異化する。そうした中で滞在型に取り組み、滞在型を推進することによってほかの地域と差別化する試みが見られるのではないかと思います。

では、実際にどのような地域でやっているか、地域よりも宿泊施設の話をさせていただきます。

宿泊施設に関しまして、従来の温泉地のビジネスモデル、1泊2食付きに関しては皆さまご存知の通り週末に宿泊者が集中してしまうこと。経済的にも健康的にも負担が大きい。今、長期滞在というよりも連泊型に取り組む宿泊施設の取り組みとしては、いわゆる泊食分離型、また2泊以上の連泊が基本ということで「暮らすように過ごす」、快適に2泊3泊、それは一人でも、体調が悪くても、仕事を持ってきても書斎がありWi-Fiがあって快適に過ごすことができる仕組みを持った宿泊施設であったり、あるいは、もっと目的を持って昔の温泉地が医療のために3週間湯治しなければならないものなど目的型、また滞在を促進するために様々なプログラムを用意するといった施設が見られます。

今回3に挙げさせていただいた宿泊施設を中心とした滞在を促進するための様々なプログラムということになります。主体軸が旅館になってきますが、ソフトの共有スペースを旅館側で持っていたり、もしくは周辺施設を利用して様々なツアーを設けて滞在していても飽きない、もっと滞在したくなるような、連泊したくなるような様々な仕組みが作られています。また、宿泊施設だけでなく、街中であったり、広域的な地域との連携であったり、地域の魅力を作るもの、その魅力を使って温泉地の魅力を高めていくといったような中でも取り組みが進められています。宿泊施設というのはまさに、先ほど青木先生がおっしゃったように「命の宿」の話が出てきましたけれども、温泉が持っている元々の健康・保養という特質を考えれば、健康に長く楽しく暮らすことができる。そういう仕組みを作れば、おそらく滞在型の魅力が広がっていくのではないか、そこに可能性があるのではないかと私は思います。

司会　ありがとうございます。具体的には、どこのあたりが一番理想に近いですか。

内田　個人的には、この目的型みたいなものですね。もう一つが連泊基本型で、湯治場というものが今も残されておりますけれども、昔ながらのスタイル、自炊をすることが難しい施設が多いのですが、自分の生活水準よりちょっといいくらいのところで日常のように過ごすことができる。リラックスして過ごせる仕組みづくりがあったり、2泊3泊すると体にいい体験ができるような、そしてその目的を明確にできるような、それによってお客様を引き付けるようなものがあるのかなと考えています。温泉滞在の場合、滞在する宿というのがベースになってくると思います。そのベースを利用しながら、いかに地域とコミュニケーション取っていくのか、それはまた後でお話しさせていただきます。

司会　続いてハガードさんにお願いしたいのですが。

ハガード　周辺地域への経済波及効果というのが一番大切なのではないかと思います。ロングステイのお客様がやってきて地域の経済が良くなるというのは、大事なポイントです。観光客が増えて、インバウンドのお客様であふれていますが、日本だけではなく、世界中の観光地となっているところと同じ体験をしているわけですけれども、まず一つだけ皆さまに申し上げたいのは2018 - 2019年は観光革命になる時代だと確信しています。何年か後に振り返ってみると、世界が世界を訪ねる時期です。今からいろいろなことを仕掛けていけば、日本中でロングステイの可能性が広がっていくと思います。旅行の仕方とか、考え直さなければいけないところもあると思います。

ニセコの場合、ロングステイのお客様が入ってくると、周辺にものすごい経済効果があります。積丹半島にお客様が減っていまして、結構、シャッターを降ろしているお店があります。1500人のロングステイヤーがニセコにやってきて、家族や友人を連れて行ったりして、積丹半島にも元気が出てきたりしています。これはニセコにやってくる日本人ロングステイヤーのおかげだと思います。小樽もそうですが、海外のお客様ばかりが地域にいると、海外のお客様は面白くない。どこかで日本人と交流したいわ

けなんですね。日本人ロングステイヤーが日本にいることにより、交流の場ができてきています。経済波及にとって何が大事かと言いますと、それは情報発信の仕方です。信頼性の高い適切な情報がきーとなります。ニセコに来ているお客様の大半は、口コミで増えています。口コミが先にあって、メディアが取り上げてお客様が来るようになった。国内の長期滞在する方々にも信頼できる情報が必要だと思います。

倶知安町の観光協会では、ニセコの日本人ロングステイヤー向けに毎月1回ニューズレターを発行しているのですが、その中に地域の面白い人、アクティビティなどで地域を面白くできる人、新しい魅力を掘り起こせるような情報を掲載しています。これがかなり成功しています。

もう一つは、私がニセコ町役場にいた5年前にニセコにインターナショナルスクールを誘致しました。そこで夏になるとエデュバケーションのプログラムを実施しています。エデュバケーションというのは、エデュケーションとバケーションを合わせた造語なんですけど、日本語で言いますと、旅プランですね。これは、海外で結構人気があります。最初の生徒数は13人でしたが、最低23人いないと、先生の給料を払うなど学校としての運営ができません。足りない人数を穴埋めするために、ハワイの日本人観光客のアクティビティを参考にして、日本人が川で何をやっているか研究しました。大阪、名古屋あたりから子どもたちを連れてやってくる親がインターナショナルスクールに子どもを入れて、日中自分たちは遊びに行く。ショッピングしたり、散歩したりして、4時になったら、学校に子どもを迎えに行って、コンドミニアムに一緒に帰っていく。そういうお客様が多かったので、それをニセコで再現できないかなと思いました。

エデュケーションであれば親はお金を惜しみません。子どものためならお金を使います。もう一つは、祖父母も財布のひもを緩めます。親子がニセコにロングステイして週末はおじいちゃん、おばあちゃんを呼び寄せる。そういうプランが作れるのではないかと。インターナショナルスクールを作ってから、長期滞在者は実際に増えました。学校は最低1週間行かないといけないので、1週間はニセコに滞在する。その間、地元のスーパーや商店を使ってもらうなど、いろんなところに経済波及効果が及びました。

現在、ニセコにもう一つ会社ができまして、エデュベンチャーという会社ですが、これは香港からニセコに移住した方が夏になると実施するプログラムで、子どもたちと一緒にスケートボードを作ったり、自然の活用の仕方を教えてくれるんです。全部、英語で教えます。日本人の子どもたちが結構参加し、人数も増加傾向にあります。ロングステイ人口を増やすのに、エデュケーションは一つのキーになると見ています。もう一つはアートとロングステイです。海外でもアートステイが流行っていますが、地域にアートがあれば、それを観に行ったり、自分たちで何かを学んだりできますので、そういうお客様を増やすことができます。ニセコは買い物ができるわけでもなく、大きな町があるわけでもないので、自然をじっくり楽しむロングステイが基本となります。

司会　ありがとうございました。教育的視点というのは気づかなかったところですね。今後の参考になる点かなと思います。日本人のロングステイをされている方はご家族ですか。

ハガード　だいたい夫婦です。夫婦でやってくるんですけれど、年齢的には55歳～65歳、70歳くらいです。そこに子どもさんが関わってくると、年齢層が下がります。インターネット環境は整備されていますので、仕事をしながら子どもをインターナショナルプログラムに行かせたり、エデュベンチャーのプログラムに参加させたりできますので、週末におじいちゃんとおばあちゃんを呼び寄せ、家族一緒に過ごします。部屋が広いので、そういう楽しみ方ができます。2018年の家族一緒に海外へという旅行トレンドが注目されています。三世代がどこかに出かけて学びながら、教えながら滞在するというスタイルです。ニセコにコンドミニアムを買っている外国人は、家族が集まってくれるからそうしているという人が多いです。

司会　だんだん分かってきました。家族が中心なんですね。友人じゃないんですね。

ハガード　やってきてから友人を作るケースはあります。ニュージーランドにロングステイをする時、そこにロングステイしている日本人を見つけて仲良くなる。ニセコでも同じことが起きていて、レストランなどで自己紹介しながら食事している日本人ロングステイヤーをよく見かけます。

司会　ありがとうございました。青木先生、何かございますか。

青木　一言で申し上げますと、マチュア・ツーリズム。旅行者の成熟化ということを感じますね。わが夫婦では絶対に無理ですけれども、ヨーロピアンスタイルが日本でも定着しているということなんですね。新しい旅の形態が現れてきている。日本に 20 年くらい住んでいるあるイギリス人夫妻が、在日外国人相手、日本で働いているけれども日本語がしゃべれない人を対象にツアーをやっていますが、それがまさにエデュケーションです。どこに行っているかと言いますと、山形県の今はまだ雪に埋まっていますけれども、飯豊町という村の農家民宿に連れて行って、フィールド・スタディーをやるそうです。もちろん、飯豊の人は英語をしゃべりませんので、地域のおばあちゃんや職人に会わせて、その生き方や技術などを学ばせるというものです。なぜ、そんなことを始めたのかというと、長年日本でビジネスをやっていると、日本人がいったい何を考えているのか分からない。ビジネスに行き詰まりが出てくると。どういうことかと言うと、日本人はすぐにイエス、イエスと言うけれども、案外最後はノーとなってしまう。本音と建前があまりにも違いすぎる。いったい日本人の文化って何だろうと。東京ではなかなか探れないので、かえって田舎のおばあちゃんに聞きに行けば分かるんじゃないか、それは日本の農村に原点があるというふうに考えて、企画したそうです。そしたら、連れて行った参加者が生き生きとして、たとえば、働いている会社でメープルシロップを作ってそれを商品化してお中元お歳暮に使わせる、つまり商品開発にまでつなげたということです。3 泊 4 日くらいだと思うんですけれども、ロングステイがリピートステイ、何回も足を運ばせてトータルでは何泊という結果を導く。1 回 1 週間のロングステイだけを考えるのではなく、3 泊 4 日を何回も繰り返すことでもそれは可能性としてはあるのではないかと。

司会　ありがとうございます。橋本さんはどのようにお考えですか。

橋本　最近、面白いなと思ったのは、あるテレビ番組を観ていたら、世界で一番寒い村を紹介していました。ロシアにあるオイミヤコンという村が、マイナス 70 度くらいになるらしいんです。実は今そこに観光客が殺到しているという番組だったんですけれども、私も本当に行きたいなと思ったんです。たとえば魚釣りをします。湖の氷に穴をあけてワカサギ釣りみたいに釣るんですけれども、結構大きな魚がかかって、釣り上げてぴちぴちとした次の瞬間、固まってしまう。凍ってしまったその瞬間、私も行ってみたいと思ったんです。

先ほどから皆さまがお話しされていますように、観光、つまり 1 泊 2 日の旅行とロングステイでは楽しみ方が大きく違うなあと。ロングステイの一番の醍醐味は他人の人生を疑似体験できる、他人の生活を疑似体験できる点にあると思います。私自身、これまでネパールに 4 回行っています。インドは 6 回行っているんですけれども、今年も 11 月にネパールに行く予定です。ネパールに行くと必ず滞在するところがチベット仏教寺院です。私がよく行く仏教寺院に欧米系の尼さんがいらっしゃって、その方が毎月定期的に外国人向けにチベット仏教を教えるコースがります。7 日間コース、10 日コースそれぞれ 3 回ほどそれに参加しました。チベット仏教寺院に泊まって 3 食食べさせてもらって、講義を受ける。私は英語の勉強も兼ねて行くのを楽しみにしています。10 日も経つと遠くの方でベルがチーンと鳴ると、朝、パッと目が覚めるとか、3 食とも菜食なんですけれども、なんだかピュリファイされたような気がします。日本ではなかなか体験できないような面白い場所で、そこに何度も行っています。

ロングステイの可能性で言いますと、日本でも十分あり得ると思っていて、たとえばヨハネスブルグに住む南アフリカ人が日本に来て、たとえばヨハネスブルグは街中などとても歩けない、移動手段は車しか考えられない、車が停まったら撃たれるから信号を無視して進んでいくとか聞いたことがあるんですけれども、そうした人が日本に来た時に、なんてこの国は安全なんだろうと思いますよね。欧米人の人に聞かれたことがあるんですが、街中で「iPad 出して大丈夫か」と聞かれたんですよ。「全然大丈夫ですよ」と答えたのですが、聞かれたこと自体が衝撃的でした。「何ならその iPad をそこら辺に置いておいて 1 分ほど離れても大丈夫ですよ」、と話したらお客様も驚いていました。夜、女性が一人歩きしても大丈夫とか、安心して飲みに出かけられるというのは、彼らにとっては面白い体験かもしれません。

ここ数年、地方自治体のお仕事をさせていただいていますが、佐渡に夏 10 日間、冬 10 日間取材目的で滞在したことがあります。そこに鼓童と呼ばれる太鼓のパフォーマンスを楽しむ体験センターがあります。大自然の中でそういう体験は面白いし、これもエデュバケーションですね。佐渡の山の中で 1 週間かけて太鼓を習えるということになれば、外国人がやってきてひたすら太鼓を叩く。たとえば、タイのバンコクでは長期滞在してタイ式マッサージを習うとか、インドのヨガの聖地と言われるリシケシというところでは 1 カ月〜2 カ月滞在している外国人向けにヨガ教室を開いている。そういうのって、日本でも十分起こりえると思います。先ほど、雪国での事例のお話がありましたけれども、4 メートル 5 メートルの雪深いところで温泉につかるとか、温泉につかりながらひたすら酒を飲んで星を眺めるとか、日本でしかできないような体験、長期滞在のプログラムを外国人に伝えるのも興味深いと思います。私自身も、今後 5 年間でかなえたい夢があるんですけれども、東京から 2〜3 時間で行けるようなところに山を借りてキャンプリゾートを造りたいと思っています。世界を旅する中で体験したことですが、たとえばネパールのリゾート施設に蜂を飼育するお花畑があって、蜂がお花畑に群がっている。それを見ているだけで幸せな気分になります。そんなことを実現したいし、ニワトリが庭を走り回って玉子を産む、その玉子で目玉焼きを作るとか。そんな体験ができるリゾートを造ってみたいと考えています。

司会　滞在しないと体験できないような何かを造らないといけないと。私事ですけれども、明日から鹿児島に行くんですけれども、ニワトリが走り回っているような宿に泊まります。結構高級旅館なんです。1 泊 3 万 5 千円くらいかな。ロングステイではありませんが。それでは、皆さまの夢を実現するうえで、課題なり、こういう部分を変えていかないといけないというようなご提案がありましたらお願いいたします。手短にまとめてお願いします。内田様いかがでしょうか。

内田　滞在型につきましては課題は多いと思います。自然環境もあり、療養機能もあり、滞在型プログラムありで、温泉地自身いろんな資源を持っています。これも宿泊施設内の魅力、ハードとソフトの部分、そして宿泊施設外の魅力、この二つの視点からなぜそういったものが必要かと考えた場合、長く滞在するには快適でなければならない。快適な暮らしの仕組みというものを宿泊施設でも地域でも造っていく、そして長くいても飽きさせない仕組み、目的づくりといったようなものが必要じゃないかと思います。先ほど取り上げた宿泊施設でもさまざまな目的をつくっていますけれども、地域に過ごすことの魅力、地域の個性を生かした滞在型への取り組みの中で作り上げていく必要があると。今まさに橋本様がおっしゃったように、人の生活、地域の文化を味わうことができるような、そこに行かなければ体験できないようなそういうものを作っていく必要があると思います。地域の個性と広域的な特性を生かして宿泊施設、その周辺エリア、さらに広域エリア、青木先生がおっしゃった点を線にしていく、そして線を面にしていくことが長期の滞在でも求められていると思います。

その一方で、滞在型への大きな課題としては、どこの地域でも共通しているのは地域においては滞在生活を支える仕組みが地域全体で必要であると思います。宿泊施設ではたとえ泊食分離がいくら進んでも、行って食べるものが何もない、シャッター商店街になっているのでは、充実した滞在生活は過ごせません。また、滞在型温泉地で感じたのは国の様々な助成金を得る中で制度を作っていたり、整備したりしていますけれども、整備が整う前に助成金が終わってしまったり、助成金の終わりが滞在プログラムの終わりみたいな事例が結構見られます。こうした取り組みを人材的な意味でも財政的な意味でもしっかり基盤整備を進めていくことが必要に思います。つまりは意識改革だと考えています。温泉地に行って、滞在型って何泊くらいですか、長期滞在って何泊からですかと聞いても、みんなバラバラなんですね。湯治型温泉地に行っても、まあ、2 泊してくれればいいかなとか、1 泊以上ならいいよねと言った感じです。では湯治って何ですか、滞在型って何ですかと言われても、みなさん共通したイメージがない。むしろよく言われたのが温泉地で滞在型は難しいよね、1 泊 2 食型がここまで進んでいるからこれ以上は無理だよ、というようなマイナスの、否定的な意見も多く見られました。

それでは、日本の温泉地で滞在型が駄目なのかと言えば、もともと日本の温泉地は滞在型を中心に発

展してきた文化、土壌があります。滞在生活の過ごし方についても様々な可能性があります。やはり地域の意識の変化、そして来てもらう人への意識の変化、ここをどう促していくかが課題だと思っています。本日、ハガード様の交流というお話の中で、みんなが自己紹介をしているというご紹介がありました。まさに昔の日本の温泉地ではそういう文化がありました。先ほど見ていただいた図の中では交流が真ん中に来ていますけれども、現代の図の中では交流が真ん中に来ないんですね。交流をする場も、それを育て支える仕組みもないということからも、施設のハード、地域のハードではない様々なソフトの意味でも、やはり人々の意識改革が必要なのではないかと思います。

司会　はい。ありがとうございます。交流がキーワードなのかなと思います。それではハガードさん、お願いします。

ハガード　ニセコの課題についてお話します。2011年より急速にニセコに日本人ロングステイのお客様にやってくるようになりました。夏の3カ月間埋めてくれる大事なお客様ですが、値段を安くしてその人たちを迎え入れるところは実際にあります。冬に1泊10万円20万円取れるような宿が1カ月同じ料金で泊まれる安い金額を提示してお客様を誘致してきたので、今そのコミュニティはどんどん増えようとしています。

今、世界のツーリズムが爆発的に動くようになりまして、ニセコは冬のお客様に夏の魅力をアピールしているところです。トイレに入ると、夏のポスターがドーンと張ってあります。どこに行っても夏の良さを伝えています。先週、トマムでパネルディスカッションに参加したのですが、北海道スノーエクスポだったので、北海道スノーエクスポに来ている旅行会社の人たちはみなさん夏の魅力をそこで知りたがっていました。今までになかったことですね。夏にニセコに泊まりたくなるようなコンドミニアムがあるんです。これまでの日本人ロングステイヤーと、これからの観光客とのバランスをどう保つのかがこれからの課題だと思います。明らかに高い料金を設定したいコンドミニアム側の思惑とどう折り合いをつけるか。ロングステイとショートステイのお客様のバランスが非常に大事になってきます。うまく行けば、うまく稼働していくと。また新しい宿ができれば、またコンドミニアムに空きが出てくるとは思います。エデュベンチャーのようなシステム、付加価値をつけた商品化づくりが今後の課題だと思います。何かをテーマにして誘客する。そしてホリデーなんです。ホリデーとロングステイのコンテンツは違っていて当然です。ニセコのロングステイのお客様はゆっくり滞在して楽しむ人々。一方、ホリデーマーケティングをうまく活用すればロングステイに火が付くのではないかと思います。

司会　では橋本様お願いします。

橋本　ロングステイの課題というところでは、働き方の考え方を変えることかなと思います。私の父は大手企業で 40 年間勤めあげた人間ですけれども、父は3連休以上の休みを取ったことがないと言っていました。本当のところはどうか分かりませんが、確かによく働いていました。私自身は、最初に入った外資系の会社でも最大 24 連休取ったことがありますし、プロジェクトの合間にドカッと取れたりできました。それを見て父がそんなに休んで大丈夫かと心配していました。一回転職したタイミングでも合間に2カ月休みを取って旅行したりとか、リクルートに入った時も旅行の部署にいたので、年に5回くらい海外旅行に行ったりと休みを多く取ってきた人間ですが、まだまだ休みは取りにくい環境にあると思っています。欧米人は2カ月まとめて取ったりしますが、日本ではそういう会社にいても丸2カ月は休みにくいです。私が世界一周旅行した時は、1年休職したいと希望したのですが、さすがにそれは駄目で、それならと退職したのですが、辞める時は勇気がいりました。

一般的な常識では、いい学校出て、いい会社に勤めて、長く働き続けて、結婚して子ども生まれてみたいな生き方、そういう教育を受けてきました。そういうものから抜け出るのは非常に怖かった。1 年くらいずっと考えての結論だったんですけれども、今から考えるとよかったなと思っています。自分が今会社を経営していて、3 カ月は無理だけど、1 カ月は休めるようにしたいと思っています。うちのスタッフは2週間連続して休みを取ったりしていますし、働き方の考え方を変えるということは大事だと思います。働き方改革が話題になっていますけれども、もっと思い切って1カ月休みを取るとか、1年休むとかが当たり前の世界にするのが大事かなと思

います。

2 年ほど前にアメリカのシリコンバレーに 5〜6 週間視察に行ってきたんですけれども、グーグルの本社を見て刺激を受けました。グーグルは大学のキャンパスみたいになっていて歩くスペースも広々、アップルもそんな感じでした。そこに働いているスタッフは昼休みバレーボールをしたり、結構自由に過ごしているのが印象的でした。それがさっき申し上げたキャンプリゾートを造りたいという発想にもつながっています。私も普段は東京で仕事をしなければならないところもありますが、今の IT は遠くにいてもオンライン会議で、あるいはスカイプでも繋がりますし、どこでも働いても変わらないところがあります。なので、金曜日からは社員はキャンプリゾートに行って、土日そこで過ごす、みたいな働き方改革。そういうものを実現したいと思っています。

司会　はい。ありがとうございました。青木先生、いかがでしょうか。

青木　先ほどハガードさんがホリデーのお話をされました。日本人はそれを休日としてしか訳していなくて、本来の概念が理解できないところがあります。私が聞いたホリデーの語源はホーリーデー、つまり月曜日から金曜日まで神の教えを守らずにあくせく働いている、罪滅ぼしに日曜日になったら神の下に懺悔をする。そして初めて切り刻まれた、あいつよりもっと偉くなりたいとか、あいつより金を儲けようとか、本来人間があるべきものでないものを競争社会の中でやっていったことを後に懺悔して、人間として全うになる。それがホーリーデーだということらしいです。ホーリーナイトと言うじゃないですか。これからホーリーというのがロングステイに向けて重要な概念になるのではないかと思います。

つまり、自分を切り刻んだ機能的な人間として見るのではなく、一つの命と心を持った優しさのある人間になるために、何をしたらよいかという時に、隠れた田舎に行ってみる。雪の中でこんなにつらい仕事で、大学にも行かずに耐えて耐えて生活しているおばさんがなんでこんなに優しんだろう、そういう人間的なものに触れた時、自分がそこで気づかされる、これも一つの農泊の魅力です。日本人がもっともっと感じなければいけない課題がそこに出てきていて、先ほど内田さんがおっしゃった価格の多様な設定というのは、グリーン・ツーリズムにとっても問題だと思うんですね。1 泊 6500 円〜7000 円が安いと言ったって、それを 4 泊〜5 泊連泊する人はいない。1 泊なら 6500 円だけど、4 泊すれば全部で 1 万 2000 円になる。長期になればなるほど安くなる。そういう設定がなぜ日本の中に定着しないのだろうか。お客様がそういう選択をしないからなのか、鶏と卵議論に似たところがあって、行く末は橋本さんみたいな人がいっぱい現れてくるのではないかと思います。したがって価格設定の多様化が大事だと思います。今日、まさか 100 万円の部屋の話は想像だにしませんでしたから、東京でも安いものか高いものしか売れないとよく聞きますが、二極化しているという構造です。超高いものも人気がありますが、超安いものも飛びつく。真ん中が中途半端のゾーンになっていて、そこにどのくらいの人を呼び込みかが重要になってきます。

先ほど命の宿という話がありましたが、私はこれからグリーン・ツーリズムにとって大事なのは食と農で、これをしっかり追求していくことだと思います。食べ物はあり余っていますが、実は食べ物の質に対してわれわれはかなり鈍感になっているのではないか。ロングステイが生かされる方向に、もう一度自分の食生活を改めるきっかけがあって、農の営みもある。そこに命と農のツーリズムを考えています。

司会　どうもありがとうございました。今日は 4 人の先生方からいろいろお話を伺ってまいりました。ロングステイ概念が広がったのではないかなと思います。もともとロングステイ学会のベースになったロングステイ財団のテーマは海外のロングステイだったと思いますけれども、今日のお話のように江戸時代の湯治のお話から始まりまして、海外の方がたくさん訪れて発展しているニセコ、そこに夏、日本人が来るようになったというお話もございましたし、橋本様のお話では最先端の旅をしている人がロングステイしているお話とか、青木先生には基調講演でお話ししていただいたように、日本の農村を舞台にしたロングステイ。いままで意識していなかったようなところにもいろいろな可能性があるということが実感できました。

いろいろなお話をまとめることは私の能力を超えておりますが、思いついたキーワードだけ振り返っ

てみますと、やはり交流というものが大事かなと思います。青木先生は最初ホスト・ゲスト関係の進化とおっしゃいました。そのあとで内田先生のお話ではゲスト同士の交流に話が及びました。あるいはニセコのお話では家族の人、交流と言っていいか分かりませんが、みんなが集まって楽しむ場になっている。そうして集まった人もレストランのようなところで他のゲストの人たちと交流していると。交流の場としてのロングステイの場所、それが大事になるように思います。そしてロングステイの必然性、そこに行ってロングステイしなければ体験できないこと、その目的のためにロングステイをする、その目的づくりをしなければいけない。どういう必然を作り上げるか、魅力づくりをしていくことが大事だと思いました。長く滞在するわけですから、それを支える仕組みが大事だと思います。ニセコはレストランなど充実しているようですけれども、ガイドブックも先ほど見せていただきました。最近は野沢や白馬にも、外国人の方がたくさん集まって、夕食難民が発生していまして、食べる場所を探すのが大変な状況です。そういうものをしっかりサポートしていくことも必要に思います。思いもよらなかったのが教育の視点ですね。家族で長く旅行をする。リタイアした人が行く際は必要ありませんが、若いご家族の場合は子連れで行く際には教育の視点も大事になってくると思います。そして、日本人がロングステイするにはどうしても休暇制度の改革、いまいろんなところで言われておりますけれども働き方改革、これを実現しないと、長期で滞在するのは難しいと思いますが、橋本様のような会社も徐々に出てきているのだなと大いに期待したいと思います。

うまくまとめきれませんでしたが、今日はたいへん刺激的なお話を伺いまして、今後のロングステイを考えるうえで参考になったと思っております。4人の先生方、本当に貴重なご提言をありがとうございました。

■

分科会活動報告

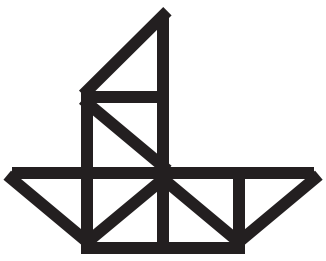

ロングステイに関する大学・各国政府機関の認知度調査分科会

―長期滞在型・ロングステイ観光学会の活動の活性化を図る―

Educational institution / Government Tourism Bureau investigates the degree of interest in long stay

著者　山田　美鈴、協力　持田正美
Misuzu Yamada、Masami Mochida

2016年に長期滞在型・ロングステイ観光学会が発足し現在3年が経過した。発足時に岡本会長は巻頭言で「なぜ1泊2日では問題なのかを含めてロングステイに象徴される長期滞在型観光の可能性を模索する必要性があるのではないか。わが国にはすでに10を超える観光関連の学会が存在する中で、新たに長期滞在型・ロングステイ観光学会を立ち上げようとするに至った理由はそこにある。すでに既存の観光関連学会に加入しておられる研究者に加え、これから長期滞在という新たな視覚から観光研究を志す同志の参加を期待する」と述べられた。設立総会での基調講演では初代観光庁長官であった本保芳明氏より学会に期待したいことが3つあると言われたうちの1つが特に印象に残っている。それは「大学では実学的なものは軽視され、嫌われることもある。学問的な事での評価を得ようとすると、新しい切り口、新しいアイデアが重視される。一方で、具体的な現実に対する取り組みを把握し、その事象を示してもあまり評価されない。しかし長期滞在型・ロングステイの推進はお遊びではない、具体的な成果につながるものを是非やっていただきたい。」という部分である。そこで発足時の主旨を念頭に置き、長期滞在型・ロングステイの研究活動の活性化と拡大を期すために、先ずは現状を把握する必要があるのでアンケートで認知度等を調査する事にした。

キーワード：ロングステイの認知度、教育機関、政府観光局、ポータルサイト

1.　長期滞在型・ロングステイ観光学会およびロングステイの認知度を調査するアンケートの実施

ロングステイ財団研究員時代に、平成17年度経済産業省委託事業「平成17年度サービス産業構造改革推進調査（海外滞在型余暇に関わる調査研究）」を受託し、各方面に渡りロングステイに関するアンケート調査を実施した。その時実施した調査の中の一部が今回の対象となる教育機関および各国政府観光局が含まれているので比較することができた。教育の現場、政府観光局がどのようにロングステイを捉えているか、今後の動向について探ってみた。教育機関からは19校22名、政府観光局は13か国・地域から回答を得た。2005～2006年の調査では教育機関は 49 校へ郵送でアンケートを送付し、10校から回答を得た。今回は 150 校に対してメールを送信し、回答は 22 件であった。政府観光局は訪問やメール、HP から30件依頼した結果、13の国・地域から回答を得た。前回の12件の回答をしたうちの 8 か国は今回も回答を得られたので、ロングステイに対する取り組みの変化を把握することができた。

２．アンケート調査の結果　教育機関

教育機関に対して長期滞在型・ロングステイ観光学会とロングステイ財団の認知度についての質問をした。アンケートの質問と回答の集計結果は図-1のように、回答者の11/22（50%）が「当学会を知っている」とした。「ロングステイ財団は知っている」は10/22（45%）「両方とも知らない」という回答が5/22（23%）という結果となった。そこで教育関係者に長期滞在型・ロングステイへ関心を向けさせるには、短期旅行では得られない経験をしたロングステイ経験者との接点を持つ機会を提供することを提案したい。

図-1

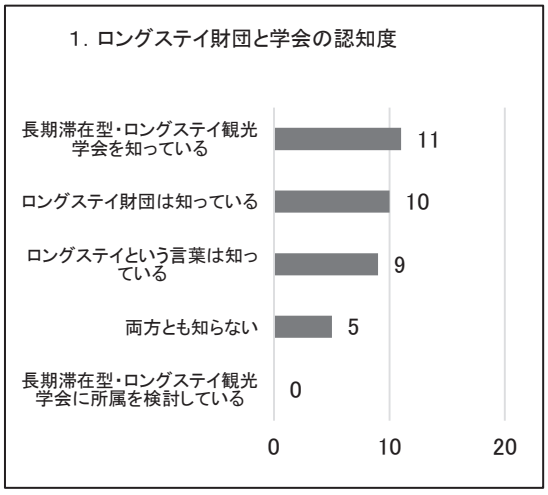

次にロングステイ財団が毎年発行している「ロングステイ調査統計」という書籍について質問をした。「読んだことはない」という回答は 12/22（55%）であった。「この調査で初めて知ったので読んでみたい」という回答が 3/22（14%）とわずかではあるが存在した。「読んだことがある」という 6/22（27%）のうち当学会関係者以外は 1 名であった。ロングステイという言葉は認識していても、その効果効用の具体例を知る人は少なく、そのためには最適の書籍であると思う。まずは教育機関をはじめ、政府観光局、地方自治体、観光業に対してこの書籍の告知と当学会への勧誘活動を並行して実施することが効果的ではないだろうか。またこの調査結果を当学会においても独自に分析を加えることも勧めたい。この調査は毎年開催されるロングステイフェア、ロングステイセミナー等に参加したロングステイ希望者と、ロングステイを経験したグループに対して実施すると同時に全国の一般不特定多数に対してインターネット上でアンケートを実施している。ロングステイについて情報を取りたいと積極的にセミナー等に参加している人と、そうではない人と比較すると希望国をはじめ多くの質問において違いが出ているので興味深い。まだ読んでいない学会員には是非お勧めしたい。

図-2

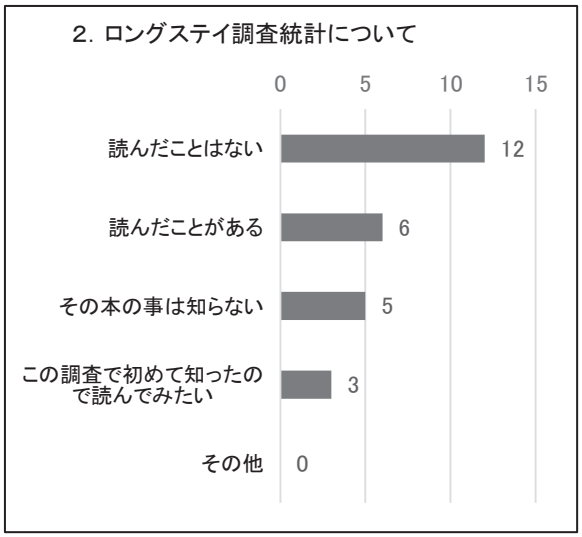

海外ロングステイのイメージについて複数回答を求めた結果は図-3 である。まだまだ「シニアのライフスタイルの一つ」や「年金の有効活用の手段のひとつ」と、シニア・退職者を主体としている意見が多かった。一方「現地で日常生活を楽しむスタイル」、「時間に追われずゆっくり文化、自然鑑賞を楽しむ観光スタイル」、「異文化へのあこがれ型」、「異文化交流を目的」、「ボランテイア」、「英語のブラッシュアップ」という年齢、立場にとらわれない回答もあり、これは長期滞在型観光とはシニアに限定せず、若い世代の学生や有職者に対しての市場でもある事を明確にしている。図-4 で説明をするが、海外ロングステイの経験者からの回答でも明らかになったように、海外ロングステイだからこそ得られたという回答が多い。ストレスの多い現代社会の中で有給休暇の週単位の取得を促進し、リフレッシュ期間を与えることで精神的な効果が期待できると確信する。そこで全国の観光学部において「長期滞在型観光・ロングステイ」を是非取り入れるよう提案したい。

図 - 3

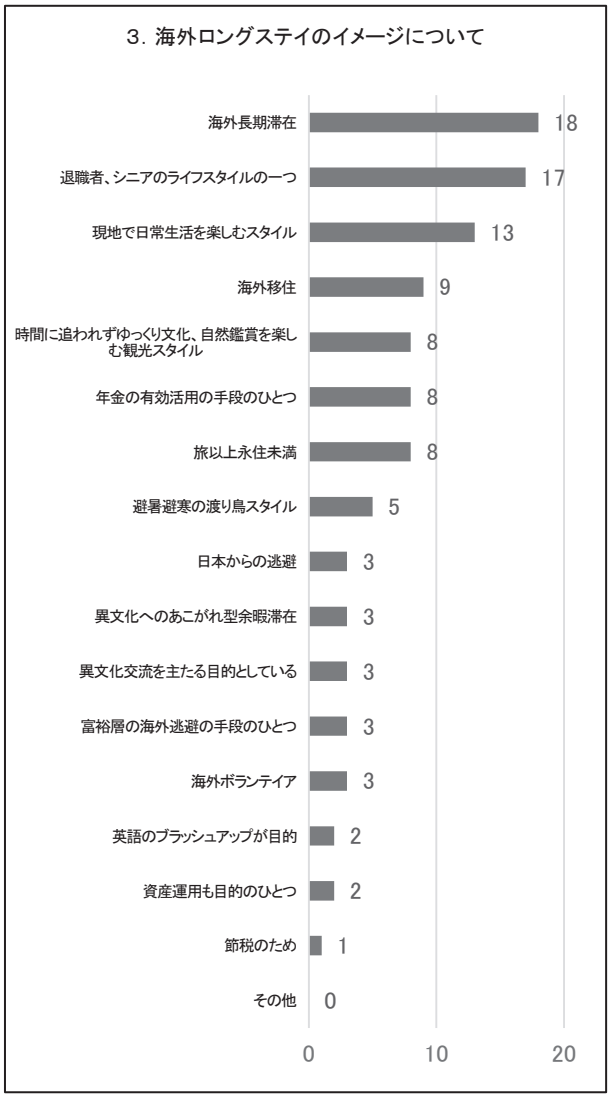

2017 年の分科会で発表したデータが図-4 である。ロングステイ経験者 107 名の回答をまとめたものであるが、再度ここで振り返ってみることにした。回答が多かったのが「多様な価値観が得ることができた」、「今後も海外ロングステイを継続したい」、「日本が良い国であると改めて認識した」、「現地の方と接触することで相互理解が深まった」、「生活の価値観が変化した」等々、健康、金銭面以上に内面的な意識改革が上位にきている。ロングステイを実施した結果、このような

効果効用があるということを拡散するためにも、観光学の授業に取り入れていただきたい。旅行業者は「ロングステイ体験旅行」は作成しても、ロングステイそのものを企画することが殆どない。そこで初心者向けのロングステイトレーニングツアーとしてロングステイアドバイザー同行の週単位のロングステイツアーの企画を提案したい。

図-4（長期滞在型・ロングステイ観光論集　Vol.1 より）

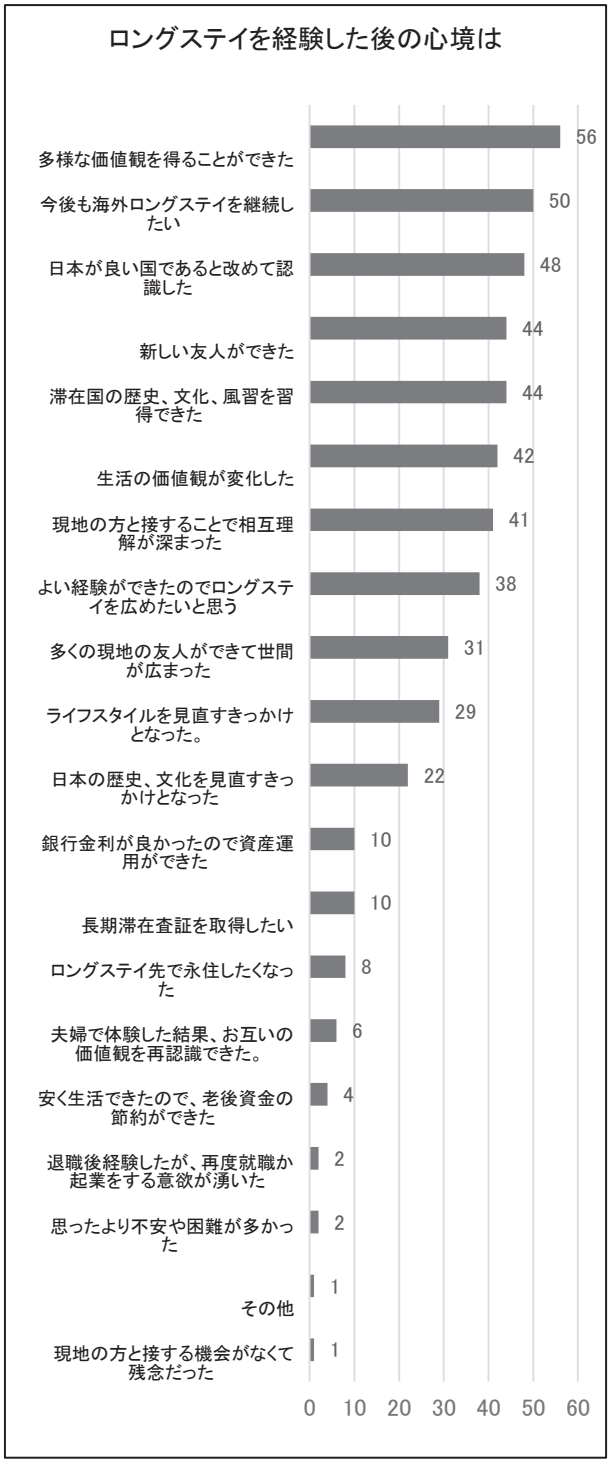

具体的に講義の中でロングステイを取り上げた経験の有無について質問した結果が図-5 である。32%は「講義した経験がある」という回答を得た。　今後ロングステイを授業で取り上げる可能性に対しては図-6 のように「現在あるので継続する」18%、「取り上げたいと考えている」が 50%と高率であった。「可能性はない」は 32%。この 50%もある今後取り上げたいと考えている学校に対して学会として是非アプローチをすべきである。

図-5

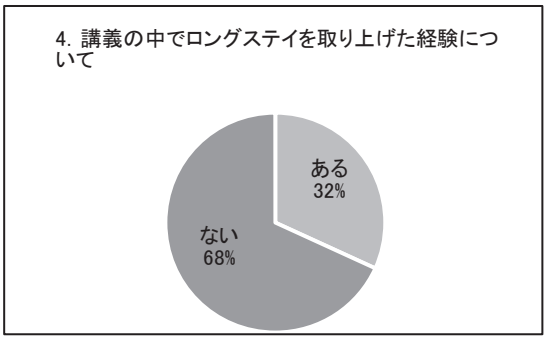

図-6

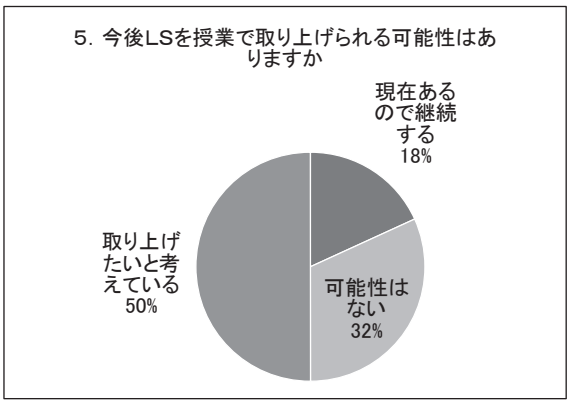

取り上げる場合、海外、国内又は両方なのかを尋ねた結果が図-7 である。インバウンドが活性化してきた世相を反映しているように、両方という回答が 67%であった。国内のみはゼロで、海外のみは 28%という結果となった。

図-7

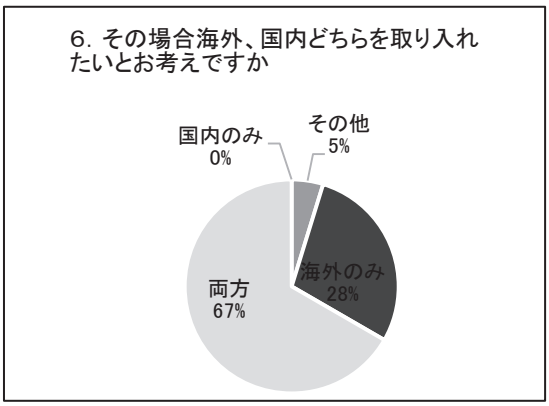

次にロングステイの専門家又は経験者の話を講義に取り入れてみたいかを尋ねた結果が図-8 である。「定期的に講義を行いたい」5%、「機会があれば単発でお願いしたい」60%、「必要を感じない」は30%であった。60%が専門家か経験者を招いてみたいと回答をしている点に注目すべきである。ロングステイアドバイザー協会が昨年設立されたが、これは経験豊かでアドバイスができる人を新たに組織化したものである。協会から学校へ随時派遣制度を作ることを勧めたい。筆者はこの協会にも関わっているので派遣制度を具体的に提案し、いつ、誰に依頼したらよいかを分かりやすくし、その需要に応じるようにしたいと考える。

図-8

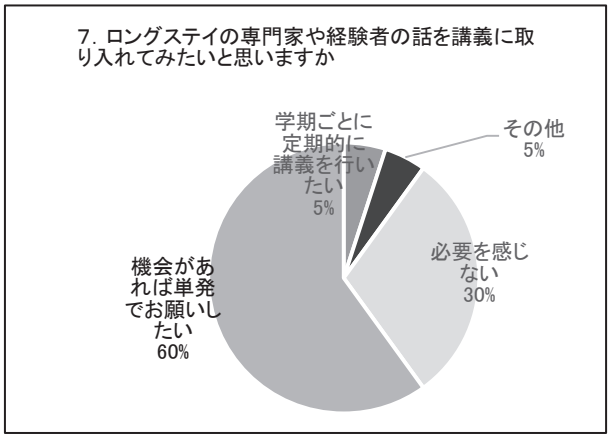

最後の質問で学会の活動について尋ねた結果が図-9 である。「この調査で学会の存在を始めて知った」が 26%、「所属中」が 22%、「興味があるので資料が欲しい」が 18%、「加入を検討したい」9%と。前向きな回答を多く得た。この結果からまだまだ教育機関には当学会の存在、活動内容が知られていないことが伺えるが、このように、存在を示せば資料が欲しい、入会を検討したいという意見が出てくるので、教育機関に対して適切な広報活動が必要だと感じた。

図-9

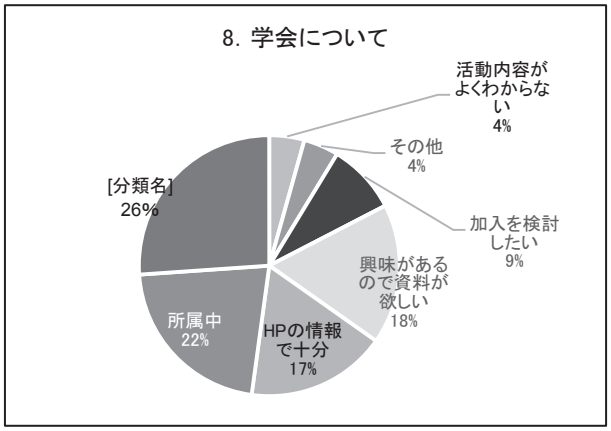

3．アンケート調査の結果　政府観光局

今回のアンケートにご協力いただいた 13 の国・地域は、タイ国政府観光庁、スペイン政府観光局、フィリピン観光省、マレーシア政府観光局、マリアナ政府観光局、フランス観光開発機構、グアム政府観光局、イタリア政府観光局、韓国観光公社、ニューカレドニア観光局、ニュージーランド政府観光局、ポルトガル政府観光局、オーストラリア政府観光局（回答到着順）であった。最初の質問はロングステイ等の記述に関して、2006 年の調査時は一般的ではなかった facebook、ブログを加えて尋ねた。結果は図-10 である。「印刷物」は前回が 42%であったのが、今回の調査では 31%と減じている。「HP」は前回 33%であったが、46%と増加。今後はますます紙媒体から web での情報提供やパンフレットのダウンロードに移行していくであろう。一般的なパンフレットを web 上での提供にとどめている観光局が増えている中、印刷物の割合は減ったとはいえ、提供している観光局があるのはロングステイ関連の需要が大きいから提供しているといえよう。

図-10

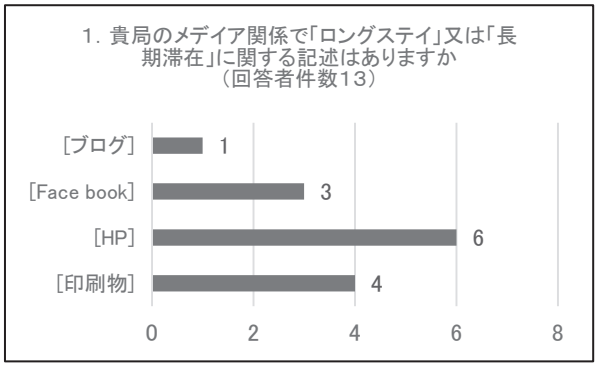

ロングステイセミナーに関して実施の有無を尋ねたところ図-11 のように、「経験あり」が 46%であった。2006 年では 50%が経験ありという回答であったので後退している。

図-11

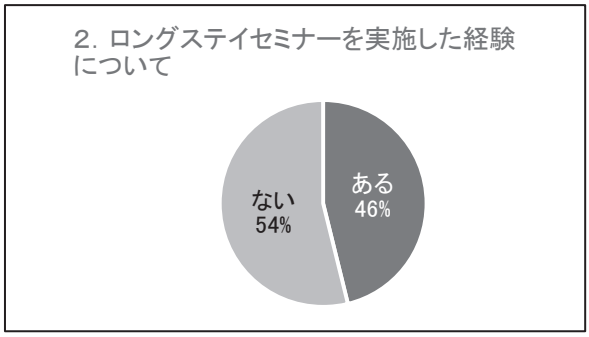

最近セミナーを実施した時期を尋ねた結果は、「1 年以内に実施」の回答は、タイ政府観光庁とマレーシア政府観光局の 2 件のみ、「2～5 年前」は韓国観光公社、「5～9 年前はフィリピン観光省」、「10 年以上前」はスペイン政府観光局であった。

長期滞在施設、長期滞在査証の問い合わせについては図-12である。上位はフィリピン政府観光省とマレーシア政府観光局であり、「週に数回」という回答を得た。「月に数件」という回答はポルトガル政府観光局であった。「年に数件程度」はタイ、スペイン、マリアナ、フランス、グアム、イタリア、ニュージーランドの政府観光局であった。上位2か国は長期滞在査証を取得している日本人も多い。フィリピンSRRV（Special Resident Retiree‘s Visa 特別居住退職ビザ）の日本人取得者件数は累計で3,438件　マレーシアのMM2H（Malaysia My Second Home Program）の日本人取得件数は累計で4,545件（2017年）という回答を得た。フィリピンは配偶者と21歳未満の子供の同伴を含めて1件として申請が可能であり、マレーシアは21歳未満の未婚の子供、60歳以上の両親の同行も可能なため、人数ではなく件数の表記をしている

図-12

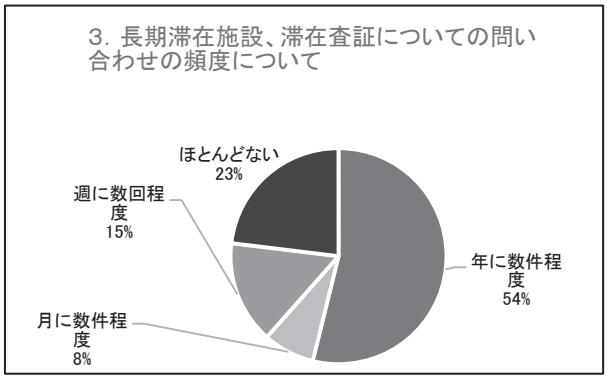

問い合わせの内容についての回答は図-13である。2006年は1①各都市基本情報　②治安　③住居　④観光査証　⑤観光　⑥退職者、永住査証　⑦趣味・娯楽　⑧医療　⑨資金管理　⑩文化講座と続いていた。「ロングステイ調査統計2018」では不安要素として1位「治安」2位「医療事情」3位「言葉」であり、「住居」が13位となっている。観光局への相談としては①住居　②査証　③治安の順番である。今はネットの時代であり各種情報が溢れているが、滞在費用の多くを占める住居の情報は公的機関で確認をしたいと思っている人が多いことがわかる。2位は、査証免除国であっても事前登録が必要な国も増えている事や、無査証の範囲以上での滞在を希望する人が増えていることを反映していると思われる。なお、査証免除国であっても、旅券の残存期間には注意が必要である。そして、前回は11位であった「語学習得」が5番目に上昇している点は注目すべき点である。

今後のロングステイの動向を尋ねた結果、図-14の回答を得た。一番多い回答は無査証の範囲の滞在から2～4週間の滞在と比較的短期な滞在を予想した国が多かった。

図-13

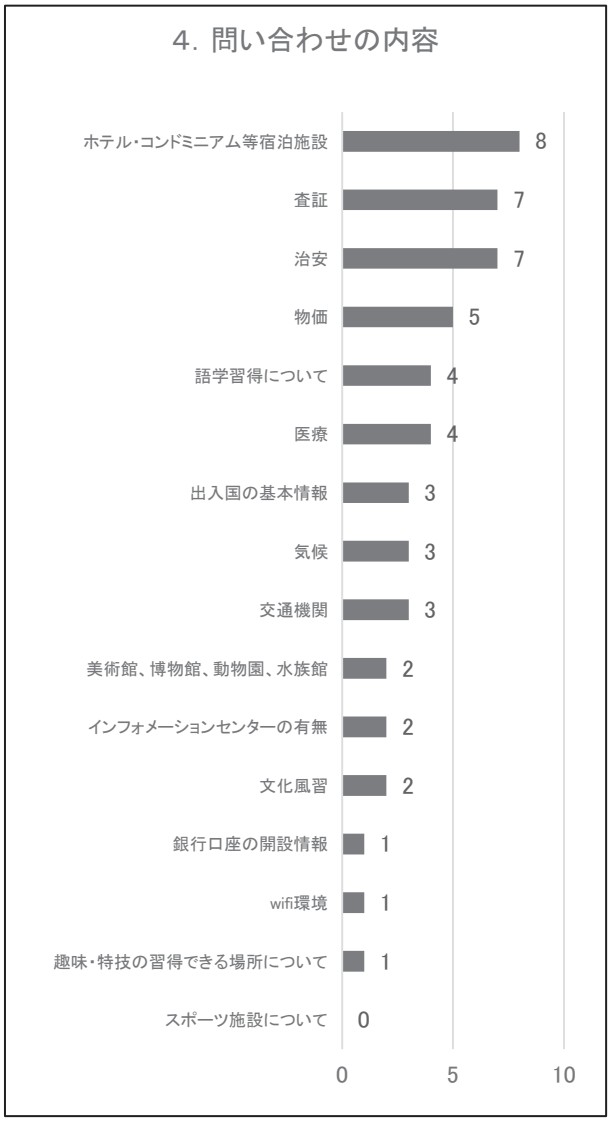

これらは働き方改革で定年延長の影響もあり、団塊の世代が定年後に海外ロングステイに押し掛けると言われた2007年以前とは大きく変化している。長期滞在査証も年齢を問わない国もある。時間持ちとなるシニア層だけでなく、ノマドといわれる場所を問わない働き方をしている人、さらにテレワーク型ロングステイなど現役世代には、短・中期のロングステイが現実的であるようだ。69歳以上のロングステイヤーからは、長期間の海外旅行保険が入りづらくなったので3か月毎に帰国しなければいけないという話も聞く。このような背景の中、無理のない期間でのロングステイが予想されるのは当然かもしれない。今後のロングステイの取り組み方を尋ねた結果は図-15である。政府観光局の55%が「個人旅行の範囲として取り組むことはある」という見解を得た。「特に予定はない」という回答は36%であるが、「予算的な問題はあるが引き続き積極的に取り組んでいきたい」というマレーシア政府

観光局、あるいは、フランス観光開発機構のように「旅行会社による長期滞在の商品化をしたい」という意見もあった。またニューカレドニア観光局は「新規にロングステイ商品造成、セミナーの開催を希望」と積極的な取り組みを予定している。

図-14

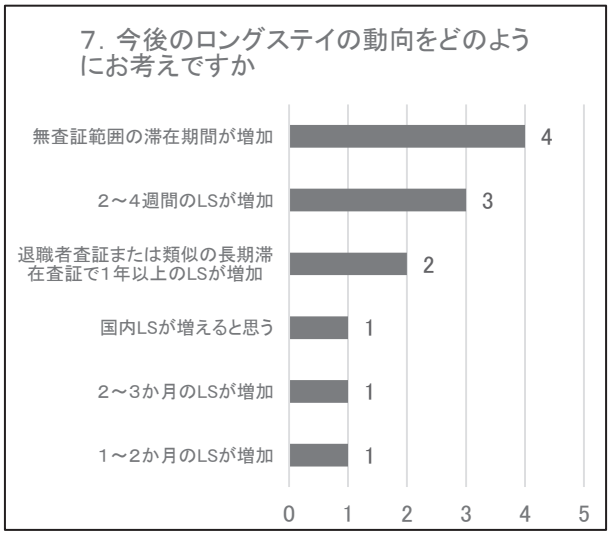

図-15

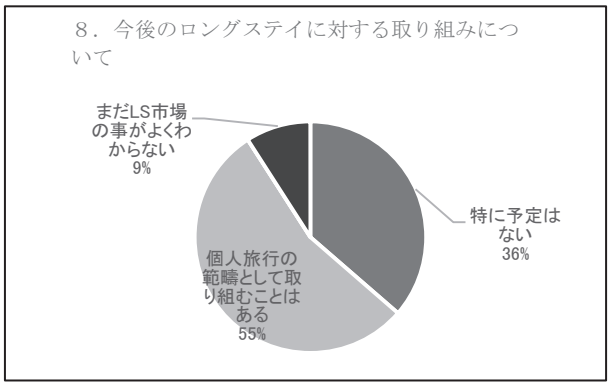

最後に学会の活動内容についての質問をしたところ図-16のように回答を得た。中には「活動に興味があるので資料が欲しい」18%という回答もあり、学会への参加を呼び掛ける事が必要である。しかし73%が学会を知らない、知っていても活動内容がわからないと回答している点を重視しなければいけない。ロングステイの認知度を向上させるには、各国の観光情報の窓口である全観光局のHPに長期滞在、ロングステイのキーワードを掲載いただく事が有効であると思う。

ロングステイがもたらす経済効果、精神面の効果を明確にし、研究活動への参加を呼び掛ける事が重要だと思う。効果的なメデイアを利用し、学会の活動内容をいかに発信していくかが重要な課題である。

図―16

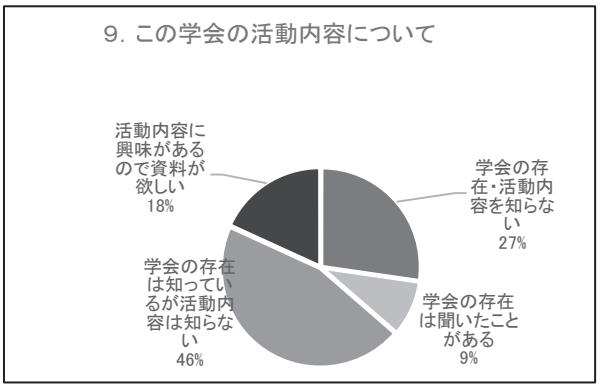

4. ポータルサイトでの検索数の比較

この調査は2006年3月に各ポータルサイト別にロングステイ関連キーワードを「ロングステイ」、「LONG STAY」、「長期滞在」、「海外移住」、「海外年金生活」、「海外医療費」、「海外住宅情報」、「退職者査証」の8つに絞り込み検索を実施した。対象のポータルサイトは10社であった。そこで今回の調査でも同じキーワードで検索し、比較をすることにした。今回の調査では前回調査のうち上位2社の「Yahoo 」と「Google」のみに絞り込んだ。比較を実施した結果が図-18である。 増減率が大きかった順番に2社を比較する図が図-17である。

「LONG STAY」の増減率の増加と「ロングステイ」とを比較すると驚異的な差が生じている。2006年の調査時には、この2社以外でもすべてのポータルサイトで英文のLONG STAYが下回っていた。LONG STAYは造語であったので、財団の初期時代海外でLong stay hotelと英語で尋ねてみたが、意味が理解されずExtended stay Hotelの事かと聞き直された経験があった。この結果を踏まえて、学会のHPに掲載するとき、カタカナだけではなく、英文のLong Stayという表記を加える事はもちろん、図-17の上位のキーワードを加えることを提言したい。

図-17

2006年と2019年調査の比較増減率　昇順			
Yahoo		Google	
キーワード	増減率	キーワード	増減率
LONG STAY	724619%	LONG STAY	469502%
海外移住	3749%	退職者査証	25967%
退職者査証	1947%	海外住宅情報	6655%
海外医療費	1786%	海外医療費	4254%
海外住宅情報	1418%	海外年金生活	1965%
長期滞在	979%	海外移住	1534%
海外年金生活	922%	長期滞在	1153%
ロングステイ	97%	ロングステイ	-34%

図 - 18

ポータルサイト別ロングステイ関係の情報量調査の比較			
Yahoo と google の 2006 年 3 月 2 日と 2019 年 1 月 25 日調査との比較及び増減率			
	キーワード	ロングステイ	LONG STAY
Yahoo	2006 年	670,000	356,000
	2019 年	1,320,000	2,580,000,000
	増減率	97%	724619%
google	2006 年	2,900,000	477,000
	2019 年	1,920,000	2,240,000,000
	増減率	-34%	469502%
	キーワード	長期滞在	海外移住
Yahoo	2006 年	2,020,000	821,000
	2019 年	21,800,000	31,600,000
	増減率	979%	3749%
google	2006 年	1,740,000	2,350,000
	2019 年	21,800,000	38,400,000
	増減率	1153%	1534%
	キーワード	海外年金生活	海外医療費
Yahoo	2006 年	2,740,000	2,630,000
	2019 年	28,000,000	49,600,000
	増減率	922%	1786%
google	2006 年	1,860,000	921,000
	2019 年	38,400,000	40,100,000
	増減率	1965%	4254%
	キーワード	海外住宅情報	退職者査証
Yahoo	2006 年	11,200,000	191,000
	2019 年	170,000,000	3,910,000
	増減率	1418%	1947%
google	2006 年	3,020,000	15,000
	2019 年	204,000,000	3,910,000
	増減率	6655%	25967%
＊両社とも数値は約という表記			

5．最後に

このように 13 年の間に日本発の造語英語であった「LONG STAY」が世界でも通用する英語になった事は 1992 年に発足したロングステイ財団の果たした役割が大きいと思う。そしてキーワードは「ロングステイ」から「LONG STAY」へと変化していった。冒頭でご紹介した本保元観光庁長官の 3 つのお願いの 2 つ目は「海外発信をしていただきたい」であった。そして「この学会から素晴らしい英語の論文が出て発表されることを期待しています。」と続いた。まさにこの言葉は「Long Stay」というキーワードが大幅に増加したことからも、学会の次なる課題として考えていくべき点であろうと思う。

今回のロングステイの認知度の調査をするためにアンケートを出した結果、政府観光局からの回答数はほぼ予定数に達しているが、中には、質問が届く仕組みに問題がある国もあった。13 年前と比較すると情報のデジタル化が進み、対応型の観光局が減少しているのが残念である。これらの流れがどこまで加速していくか今後の展開を見守りたい。

謝辞：本研究にあたり、ロングステイアドバイザーで元ロングステイ財団職員の持田正美氏に多大なるご協力をいただいたこと、マレーシア科学大学の日本語センターの副田雅紀先生にも、アンケート配布先として、日本から過去に訪問された大学の教授にマレーシアからアンケートを送付頂いたことを報告するとともに心から謝意を表したい。また観光局とのパイプが深い治部田歩氏にも政府観光局へのアンケートの依頼をお願いしていただけた事も謝意とともに報告させていただきます。

アンケートにご協力をいただいた教育機関名：

杏林大学、獨協大学 (3)、立教大学、帝京大学 (2) 東海大学、淑徳大学、国立明石工業高等専門学校、愛知淑徳大学、麗澤大学、ノートルダム清心女子大学、マレーシア科学大学、玉川大学、京都外国語大学、追手門学院大学、目白大学人間学部、名城大学、城西国際大学、成蹊大学、京都産業大学以上 19 大学 22 名（回答到着順）

アンケートにご協力をいただいた政府観光局

タイ国政府観光庁、スペイン政府観光局、フィリピン観光省、マレーシア政府観光局、マリアナ政府観光局、フランス観光開発機構、グアム政府観光局、イタリア政府観光局、韓国観光公社、ニューカレドニア観光局、ニュージーランド政府観光局、ポルトガル政府観光局、オーストラリア政府観光局以上 13 の国と地域（回答到着順）

参考文献：

ロングステイ調査統計 2018（一般財団法人ロングステイ財団）
平成 17 年度経済産業省委託事業
平成 17 年度サービス産業構造改革推進調査（海外滞在型余暇に関わる調査研究）（発行当時：財団法人ロングステイ財団）

中国人の訪日ロングステイ経験者と未経験者の比較

―2018 年度訪日中国人のロングステイ需要研究分科会報告―

The Comparison between Chinese Long Stayer and Non Long Stayer to Japan
-2018 Final Report of Special-Interest Group for Demands for Long-Stay of Chinese Tourists in Japan-

有馬貴之*、オウ・タツカ**、コウ・イ**、キン・エンシン**、キョウ・ケツ**
本橋和樹**、田邉直之**、後藤直哉***
ARIMA, Takayuki, WANG, Dahua, GENG, Yi, JIN, YANXIN, JIANG, Jie,
MOTOHASHI, Kazuya, TANABE, Naoyuki, GOTO, Naoya

中国経済の低迷等により、訪日中国人観光客の観光行動にも変化の兆しがみられる。そのような状況において中国人の訪日ロングステイの発展は一つの選択肢である。2017 年度から発足した本分科会では 2019 年 2 月に中国人に対するアンケート調査を行った。特に、購買行動モデルの AISCEAS の過程に即した質問項目を設定し、訪日ロングステイ経験者と未経験者の結果を比較することを通じて、中国人の訪日ロングステイを発展させるために必要な施策を検討した。その結果、活用する情報媒体や比較対象となる国・地域、および実施検討事項に差異がみられた。そして、より観光的な需要の側面を持つ未経験者に対し、的確な情報提供を行うことにより、中国人の訪日ロングステイヤーを増加させることが可能になることが示唆された。

キーワード：中国人、長期滞在、ロングステイ、AISCEAS、情報

１．中国人の訪日ロングステイ

本分科会では、中国人の訪日ロングステイ（長期滞在）の需要と可能性を検討するために、2017 年度から調査を開始した。2017 年度には訪日中国人観光客に対するアンケート調査を行い、ロングステイを行う上での不安要素として「言語」や「文化（の差異）」が存在すること、訪日経験数が増加するにあたって、日本への居住意向の割合が高くなる傾向を明らかにした（有馬ほか 2018）。

一方、2017 年度調査の課題として、中国人を訪日ロングステイに導くための具体的な施策や指針については明確な結論を見出せなかった。そこで、本分科会では、潜在的な需要や今後日本が必要な取り組みを後押しするため、購買行動モデルを活用したアンケート調査を行い、その結果を検討することとした。折しも、中国経済の低迷等により、中国人の観光行動に変化の兆しが表れ始めた。今後は、より質の高い、きめ細やかなマーケティングや施策を行う必要があり、中国人の訪日ロングステイの需要を掘り起こし、双方にメリットのある道筋をみつけることが求められる。本報告がその一助となれば幸いである。

２．AISCEAS とロングステイの実施過程

購買行動モデルはマーケティングの領域で用いられる行動モデルであり、社会における消費行動の変化に呼応して様々なモデルが提唱されてきた。たとえば著名なものとして AIDMA がある。このモデルは Attention（認知）、Interest（興味・関心）、 Desire（欲求）、Memory（記憶）、Action（行動）という段階で購買行動を理解するモデルである。その後、インターネットの普及を考慮し、検索（Search）や共有（Share）という概念を取り入れた AISAS も提唱された。

本分科会では、アンヴィコミュニケーションズ（望野和美）が発案した AISCEAS を調査のフレームとした。AISCEAS は、AISAS に比較（Comparison）と検討（Examination）というプロセスを取り入れたモデルである（図 1）。これは「単価が高く、購買意思決定に時間が必要な商材や意思決定プロセスが複雑な商材に指摘している」とされ（中野 2018）、ロングステイの実施過程にも援用が可能であると考えた。

AISCEAS を取り入れ、観光現象を解釈しようとした研究は複数ある。たとえば、鈴木ほか（2010）はインターネット上の口コミ情報を収集し、配信す

＊帝京大学　＊＊帝京大学経済学部観光経営学科（学部生）　＊＊＊株式会社 makes

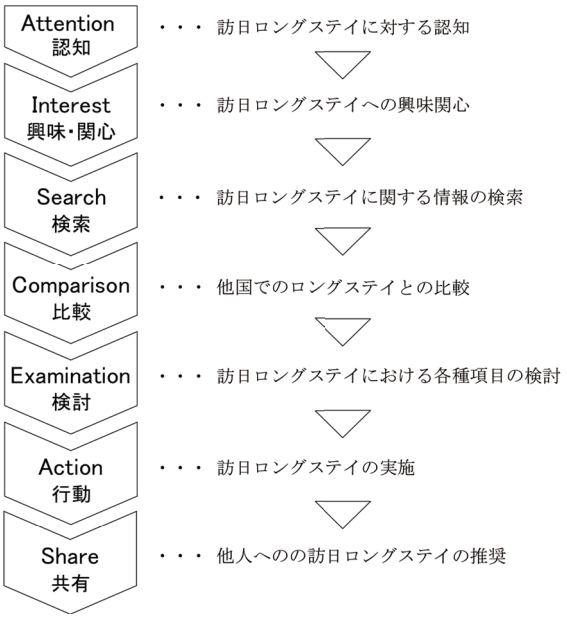

図 1　AISCEAS とロングステイの実施過程

るシステムを構築するために、観光情報の影響を AISCEAS の枠組みで理解した。また、萬ほか (2014) も観光情報収集システムの構築と実装のために、AISCEAS で観光行動を捉えている。上記の 2 つの事例のように AISCEAS はウェブシステムの開発と共に、もしくはその時前段階の観光行動の理解として活用されることが多く、実際にどの時点でどのような取り組みが必要かというマーケティング本来の観点から活用された研究はみあたらない。

OTA の重要性が既知の事実であるように、インバウンド・ツーリズム、またインバウンド・ロングステイにおいても、インターネット等による情報はより重要なものになっている。そのような現代において、AISCEAS を活用して観光の需要を調査することは必要なことであろう[(1)]（木田 2013）。

2017 年度の調査でも明らかになったが、現状の中国人観光客の訪日旅行においては、ビザなどの影響もあり、ロングステイ（2 週間以上の滞在）がいまだメジャーではない。したがって、現段階では、AISCEA の中でも行動（Action）に至るまでの過程を中心的に検討する必要がある。そこで、本分科会では潜在的な中国人ロングステイヤーに焦点を当て、インターネットによるアンケート調査を行い、訪日ロングステイ経験者と未経験者の比較を通じて、彼らに対し必要な取り組みを検討することを主目的とした。

表 1　被験者の職業

	訪日ロングステイ(2週間以上滞在)	
	経験者	未経験者
会社員	55 (54.5)	86 (65.6)
会社役員	13 (12.9)	15 (11.5)
公務員**	16 (15.8)	6 (4.6)
自営業	5 (5.0)	10 (7.6)
自由業	6 (5.9)	3 (2.3)
学生	4 (4.0)	11 (8.4)
その他	2 (2.0)	0 (0.0)

（（ ）内は割合、$x^2(5) = 13.241$, $p<.05$、
**は残差分析にて有意な差がみられる項目）

3．中国人の訪日ロングステイ実施過程の特徴

(1) 調査概要

本分科会では中国人の訪日ロングステイ（2 週間以上の滞在）の施策の基礎資料となるアンケート調査を行った。アンケート調査は 2019 年 2 月にインターネット上で行った。2 月 9 日時点での有効回答者数は 232 件[(2)]である。アンケートの質問項目は基礎的な属性に加え、AICEAS の各項目に合わせた質問内容とし、訪日ロングステイの経験者と未経験者ごとに集計を行い、比較した。なお、232 件の全ての被験者は日本への来訪経験がある中国籍の被験者である。

(2) 被験者の属性

アンケート調査の被験者の性別は、訪日ロングステイの経験者、未経験者ともに男性約 4 割、女性 6 割となった。年齢は 20 歳代以下が約 4 割、30 歳代が約 5 割、40 歳代以上が約 1 割であった。つまり、20 歳代と 30 歳代の比較的若い被験者が多いことが特徴である。今回の調査において経験者と未経験者の属性に有意な差がみられた項目は職業である。その結果を示した表 1 によれば、経験者、未経験者ともに最も多い職業は「会社員」であるが、訪日ロングステイの経験者は「会社員」の割合が未経験者に比べ低く、「公務員」の割合が高い結果となった。中国の公務員は一般的に待遇がよく、休暇を取りやすいことなどが推察される。したがって、日本への長期滞在も行いやすい条件が整っている可能性がある。

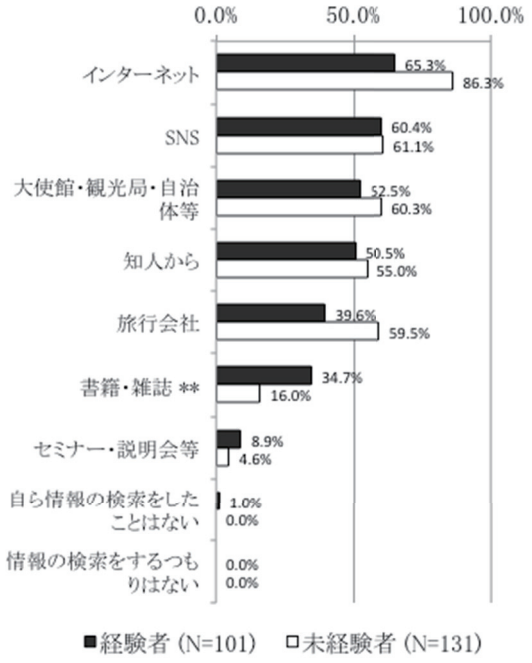

図 2　自ら情報検索を行った情報媒体
(複数回答、$x^2(6) = 16.964$, $p<.01$、
**は残差分析にて有意な差がみられる項目)

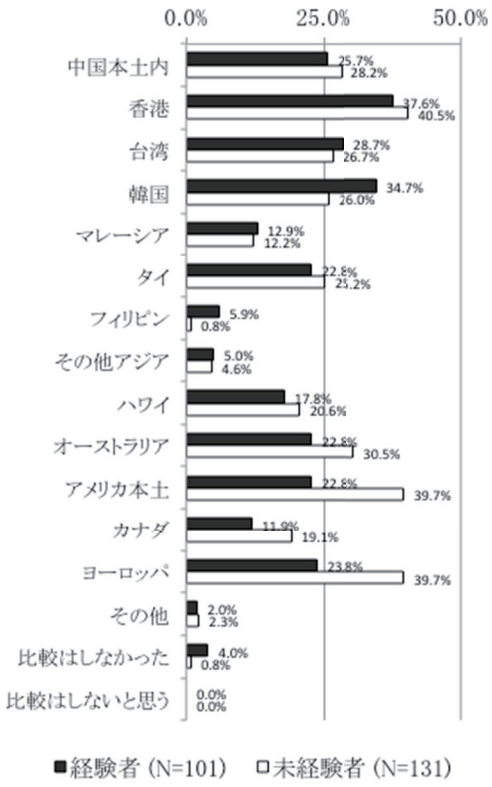

図 3　訪日ロングステイの比較対象国・地域
(複数回答、$x^2(10) = 10.678$, ns)

(3) 結果と考察

1) 訪日ロングステイへの認知と興味・関心

中国人の一般的な訪日旅行に対する認知度は高いことが想定されるが、訪日ロングステイの経験者と未経験者の彼らは、訪日ロングステイに関する認知をどこでしたのであろうか。アンケート調査の結果によると、経験者、未経験者ともに「インターネット」や「SNS」の影響力が大きかった。また、有意な差はみられなかったものの、経験者は「書籍・雑誌」で認知する割合が比較的高く、およそ 3 人に 1 人の割合が「書籍・雑誌」で訪日ロングステイを認知していた。なお、訪日ロングステイへの興味・関心については、経験者、未経験者ともに高い興味を示しており、的確な情報伝達と誘導さえできれば、中国人の訪日ロングステイはより発展することが期待される。

2) 訪日ロングステイに対する情報検索の手段

訪日ロングステイに興味を持った中国人はどのような手段で情報を自ら検索するのだろうか。情報検索の手段についての結果を示した図 2 によれば、認知と同様に、いずれも「インターネット」や「SNS」を活用しているが、ロングステイ経験者は、未経験者に比べ「書籍・雑誌」を用いて情報検索している割合が高いことがわかる。一方で、未経験者は「インターネット」や「旅行会社」を用いる割合が比較的高かった。より細かく図 2 を考察すると、未経験者の方が多くの情報媒体を用いて検索をしており、それをもってしても訪日ロングステイに行き着かなかったと捉えることもできる。したがって「インターネット」「SNS」「旅行会社」を活用しながら、「書籍・雑誌」等のより詳細な情報へ誘導するような施策が有効と考えられる。

3) 訪日ロングステイの比較対象国

訪日ロングステイの経験者と未経験者では、ロングステイの比較対象国に違いがあるのであろうか。結論から述べると統計学的に有意な差はみられないものの、経験者は「香港」「韓国」「台湾」などが比較対象になっているのに対し、未経験者は「香港」「アメリカ本土」「ヨーロッパ」「オーストラリア」が比較対象となっていた（図 3）。つまり、日本でロングステイを実施した中国人は、当初からアジア圏内でのロングステイを焦点にしており、その中で日本が選択されたという過程が見て取れる。一方で、日本でのロングステイを行わなかった未経験者は、ヨーロッパやアメリカといった

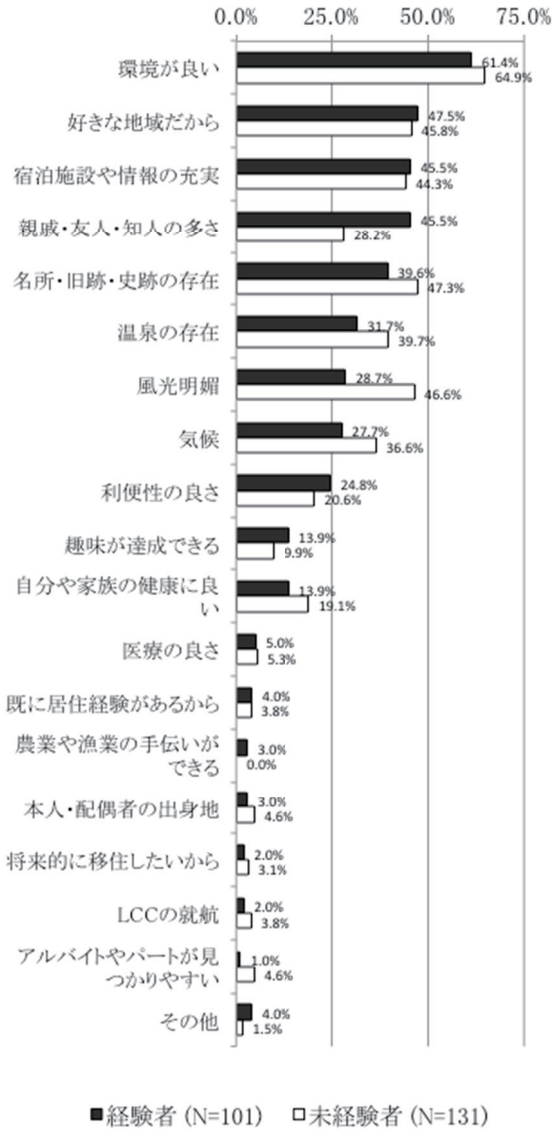

図 4　訪日ロングステイにおける実施検討事項
(複数回答、$x^2(10) = 14.276$, ns)

欧米をもロングステイ先として対象に加えているため、日本が選択されなかったとも捉えられる(3)。

4）訪日ロングステイにおける実施検討事項

訪日ロングステイ経験者は、ロングステイにあたってどのような事項を検討したのであろうか。経験者、未経験者ともに「環境の良さ」や「好きな地域」、「宿泊施設や情報の充実」といった項目を挙げており、まずは地域のイメージや施設・情報の重要性が先行することがわかる（図 4）。

しかし、未経験者は「名所・旧跡・史跡の存在」「風光明媚」を重視するのに対し、経験者は「親戚・友人・知人の多さ」をより重視する傾向がわかる。このことから、未経験者はより一般的な観光要素を検討している一方で、経験者はより訪日ロングステイとして現実的な「人のつながり」を重視していると考えられる。

なお、より踏み込んだ「決め手」となった事項については、僅かではあるが「利便性の良さ」「既に居住経験があるから」が検討事項より多く選択された。以上より、ロングステイを実施する上で、訪日ロングステイ経験者は一般的な観光的要素を脱し、より生活の補助を重視する傾向があるといえる。

5）訪日ロングステイの経験と推奨

訪日ロングステイの経験者は、日本におけるその経験に満足しているのであろうか。AISCEAS モデルに習い、その満足度を帰国後の他人への推奨度として調査すると、推薦を行うとみなされる推薦者の割合は全体の 37.6%となり、高い満足度が得られていた。

4．まとめ

本報告では 2019 年に行ったアンケート調査の結果から、AISCEAS の過程と照らし合わせながら、訪日ロングステイ経験者と未経験者の特徴を比較した。その結果、情報発信やその媒体、また具体的に必要な取り組みを行う上での資料を得られた。より詳細な検討内容は発表会で議論することとしたい。

謝辞：アンケート調査および本報告にかかる資料調査等は長期滞在型・ロングステイ観光学会研究分科会の助成を受けて行われた。記して謝意を表したい。

【脚注】

(1) 木田（2013）も AISCEAS モデルの観光への適用を論じているが、現地での行動（Action）に焦点をあてている。
(2) 2 月 10 日現在でもアンケート調査は継続しているため、発表会時には数等の変更が生じている可能性がある。
(3) 訪日ロングステイ未経験者は、訪日ロングステイ実施に対して現実的な検討をしていないため、このような結果が得られたとも考えられる。

【参考文献】

有馬貴之ほか（2018）．訪日中国人観光客の日本居住意向とロングステイ. 長期滞在型・ロングステイ観光論集 2: 27-30.
木田　豊（2013）観光行動とモバイル作法．システム・制御・情報 57: 329-334.
鈴木裕介・堀川三好・岡本　東・菅原光政（2010）AISCEAS モデルに基づく観光マケーティングモデルの提案．情報処理学会第 72 回全国大会講演論文集情報処理学会 785-786.
中野　崇（2018）『プロが教えるマーケティングリサーチとデータ分析の基本』．すばる舎.
萬　直之・阿部明博・市川　尚（2014）リピータ向け観光情報提供に関する考察–平泉を事例として．情報処理学会第 76 回全国大会講演論文集 521-523.

日本滞在ロングステイ査証に対する調査

―特定査証（観光・保養を目的とするロングステイ）の課題と提案―

Investigation on Longstay visa staying in Japan

著者：青島道子*[1]
AOSHIMA, Michiko
調査・分析協力：山田美鈴、持田正美、古川作二、須崎孝一[2]
YAMADA, Misuzu, MOCHIDA Masami, FURUKAWA, Sakuji, SUZAKI Koichi

訪日観光外国人の増加が顕著にみられる昨今、我が国に観光.保養を目的とするロングステイの特定ビザが発行されるようになった。2015 年 6 月に導入され、実際にこの査証を使用し日本での長期滞在を楽しんでいる外国人がいるようであるが国籍や人数は公表されていないため実数は不確定である。日本国が訪日外国人を歓迎していることから今後もこの査証を利用する外国人が増加する可能性が高いと思われるため、この査証を提供する目的を明確にし、査証の条件をそれに見合うものに調整する必要があると思われる。が、それ以前に査証の目的とは関係なく、指定保健機関での健康診断と無犯罪証明書の提出は提案したい。また、現在海外旅行保険の加入は義務付けられているものの、金額においては最低限度額の指定が全くないため、実際に加入した海外旅行保険だけでカバーできるか疑問である。申請には 3,000 万円以上の預貯金証明が必要だが、金額は妥当かどうか、さらには、預貯金は証明書だけではなく、セキュリティボンドの導入を検討してはどうかと提案したい。これらの点において海外のロングステイ査証とも比較をしながら、長期滞在を希望する訪日外国人だけではなく我が国に対しても、この査証のメリットとデメリットを精査し、今後多くの日本好きな外国人に利用してもらえるよう提案をしたい。

キーワード：特定ビザ、長期滞在査、ロングステイ、訪日観光

１．我が国の観光・保養目的の長期滞在査証

我が国の訪日外国人数はここ数年急激に上昇し、2018 年、訪日外国人数が初めて 3,000 万人を超えた。現在（2019 年 1 月現在）日本では、68 の国・地域に対して商用、会議、観光、親戚訪問などを目的とする場合は査証の申請をせずに日本への入国を許可している（外務省、2017）。外務省のサイトによると、観光目的の在留期間は、インドネシア、タイ、ブルネイは 15 日間、アラブ首長国連邦は 30 日であるが、その他の国に対しては 90 日間を許可している。観光目的であれば、約 3 ヶ月あれば十分に日本の魅力を満喫してもらえるが、日本の文化などに魅了され一定の期間住んでみたいという外国人が出てきていることは間違いなく、そのような外国人のために日本国は現在観光・保養目的のための長期滞在ができる特定査証を提供している。滞在機関は 6 か月で、延長が可能だが最長 1 年のビザである。

表 1 のように外務省のサイトにこの査証が掲載されているものの、ホームページの情報だけでは詳細が不明瞭のため、必要とされている在留資格認定証明書について外務省に電話を入れ確認した。この確認作業で当然即答されると思った回答が得られず、最終的には外務省へいくことになった。しかし領事サービスセンターでも必要な書類と条件に関して完全な回答は得られず、査証取得希望者の国にある日本大使館の領事部で相談して欲しいという回答であった。この査証は日本へ入国後でも申請出来るとの事なので、このような体制・対応では査証取得は困難ではないかと危惧する。最終的には外務省の外国人課とつながり面談に至り、メールにての回答を得ることができた。

訪問日時 : 2018 年 12 月 27 日 10:10～11:20（訪問時に回答がもらえなかった部分については後日メールで回答をいただく）
訪問先：外務省領事サービス査証相談所
面談者：外務省外国人課、船越様
訪問の趣旨：特定ビザ：特定活動（観光・保養を目的とするロングステイ）について電話での質問では不明な点が多々生じたため直接訪問して確認するため。

[1] 所属：長期滞在・ロングステイ観光学会分科会メンバー
[2] 所属：山田美鈴（学会理事）、持田正美・古川作二・須崎孝一（長期滞在・ロングステイ観光学会分科会メンバー）

質問①：日本の査証は、法務省だけと理解していたが、外務省領事サービスに電話で外務省でも発行していると言われたため再確認したい。
回答：査証の発行は法務省のみであるが、日本へ来るための査証のため、在外公館で発行をしている。入国後は、延長、カテゴリー変更などすべて担当部署は入国管理局となる。このため、延長時に必要な書類は改めて入国管理局に尋ねて欲しい。また特定ビザ（観光・予報を目的とするロングステイ）が取得できる国はビザ免除国である 68 か国に限定されている。

質問②：特定ビザ（観光・保養目的のロングステイ）の取得のタイミング：
回答：日本国外の在外公館を通して申請・取得する方法と、日本に入国し在留資格を取った上で日本国内にて申請をする方法がある。

質問③：必要書類である在留資格認定証明書はどういうものか。
回答：審査機関が 1～3 か月程度かかるが、日本へ入国以前に（短期滞在を除く）取得することを要求されている。入国後に在留資格を変更することが出来、特定ビザ（観光・保養目的のためのロングステイ）に切り替える場合は、滞在予定表、過去 6 か月間の預貯金が邦貨換算 3 千万円以上あり、現残高及び支出入の明細が確認できる資料（配偶者と合算可能）死亡、負傷及び疾病に係る海外旅行傷害保険等の医療保険に加入していることが確認できる書類（滞在予定期間をカバーするもの）が必要。

質問④：預貯金について
回答：貯金の証明は必要だが、日本国内で預貯金する必要はない。

質問⑤：海外旅行保険の金額について：
回答：本制度により入国する外国人は，中長期在留者として取り扱われ（在留資格は「特定活動」），在留カードも交付されるが，住所を定めて転入届を行った場合でも，国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とは扱われない。従って，死亡，負傷及び疾病に係る海外旅行傷害保険等の医療保険への加入が必須となる。ただし、金額に対する条件は上限・下限とも設定はない。

質問⑥：制度の開始時期：
回答：2015 年 6 月

質問⑦：国籍別の発給数や，年毎の発給総数
回答：公表していないが、例年実績はある。

質問⑧：査証手数料について
回答：申請者の国籍によって異なる。 なお，マレーシア人に対する査証料は査証の種類を問わず無料。

質問⑨：申請者と同行する配偶者について
回答：本体者の配偶者については，必ずしも同時に入国しなければならないわけではないが，入国後に本体者に同行することが求められる。配偶者については，本体者よりも先に入国すること，本体者が出国した後に単独で在留することはできない。配偶者も本体者として在留したい場合は，6,000 万円（夫婦合算可能）以上の貯金額の分かる資料の提出が必要。

表–1：特定ビザ（観光・保養を目的とするロングステイ）
外務省、ビザ日本滞在

在留期間	6月（6か月の在留期間満了前に地方入国管理局にて在留期間更新許可申請手続を行うことにより最長1年）
対象者	ビザ免除国・地域の者であり，以下の要件を満たす者 1.　年齢18歳以上であり，邦貨換算3,000万円以上の預貯金（夫妻の合算可）を有する者 2.　上記1の者に「同行する配偶者」（上記1の者と日本国内での住居地を同じくして観光等の活動を行うこと） （注）子の同伴は認めない。 （注）配偶者が，上記1の者に同行せず，夫妻がそれぞれ別々に本件制度により滞在する場合は，邦貨換算6，000万円以上の預貯金を有すること（夫妻の合 算可）。なお，上記2の者は，必ずしも上記1の者と同時に入国する必要はありませんが，上記1の者より先に入国することは認められません（同行の要件についての詳細は，法務省入国管理局にご相談ください。）。
必要書類	1　年齢18歳以上であり，邦貨換算3,000万円以上の預貯金を有する者 （1）旅券 （2）ビザ申請書（写真1葉貼付）1通 （3）在留資格認定証明書（注）　原本及び写し1通 （在留資格認定証明書を提示する場合は，以下（4）～（6）は省略可） （4）滞在予定表 （5）過去6か月間の預貯金通帳等，預貯金が邦貨換算3,000万円以上であり，現在高及び支出入の明細が確認できる資料（配偶者の預貯金と合算可） （6）死亡，負傷及び疾病に係る海外旅行傷害保険等の医療保険に加入していることが確認できる書類（滞在予定期間をカバーするもの） （7）（第三国申請の場合）当該国に合法的に居住又は職を有し，長期滞在していることが確認できる資料 2　上記1に「同行する配偶者」 （1）旅券 （2）ビザ申請書（写真1葉貼付）1通 （3）在留資格認定証明書（注）　原本及び写し1通 （在留資格認定証明書を提示する場合は，以下（4）～（6）は省略可） （4）婚姻証明書 （5）滞在予定表 （6）死亡，負傷及び疾病に係る海外旅行傷害保険等の医療保険に加入していることが確認できる書類（滞在予定期間をカバーするもの） （7）（第三国申請の場合）当該国に合法的に居住又は職を有し，長期滞在していることが確認できる資料 （8）（上記1の者とは別にビザ申請する場合）上記1の者の「特定ビザ（ロングステイ）」の写し （注）在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility）とは： 外国人が上陸審査の際に我が国において行おうとする活動が虚偽のものでなく かつ，入管法上のいずれかの在留資格（短期滞在を除く）に該当する活動であ る等の上陸の条件に適合していることを証明するために，法務省所管の各地方入国管理当局において事前に交付される証明書です（ロングステイの在留資格認定 証明書は，上記1又は2の者が「短期滞在」等で日本国内に滞在する間に申請することができます）。詳しくは法務省のホームページ （別ウィンドウで開く）をご参照ください。 在留資格認定証明書を所持している場合には，日本国大使館又は総領事館において標準処理期間内（申請受理の翌日から起算して5業務日）でビザの発給が受けやすくなります（在留資格認定証明書を所持していることをもってビザの発給が保証されるわけではありません）。

２．海外のロングステイ査証について

（一財）ロングステイ財団が発行する「ロングステイ調査統計 2018」（2018）に主要国の長期滞在者向け査証情報や日本人が好むロングステイ先のランキングが掲載されている。日本人に人気があるロングステイ先上位 10 か国（補注１）では、アメリカ（ハワイを含む）、カナダ、シンガポールを除く国で退職者/ロングステイ/年金受給者向けに、また年齢に関係なく長期滞在査証を発給している。ちなみに、長期滞在の査証を発給していないこれらの国で日本パスポート保持者が滞在する場合、アメリカ（ハワイ、グアム、北マリアナ含む）においては ESTA（電子渡航認証システム）で 90 日以内（グアム、北マリアナは 45 日以内）、カナダにおいては、eTA（電子渡航認証）で 6 か月までの滞在が可能である。シンガポールにおいては 30 日以内だが、入国管理局に確認後、現地で最長 3 ヶ月まで延

長可能である。

長期滞在者向け査証を発給している国において滞在期間は国により様々で、永住や無期限としている国から長期滞在でも最長 180 日間という国まである。永住ができる長期滞在査証を発給している国は世界で最大の日系人が在住すると言われるブラジル（在サンパウロ日本国領事館）、そしてメキシコである。また、永住とは言明していないものの、フィリピンは無期限の長期滞在査証を発給している。台湾においては、2017 年の日本人の人気ロングステイ国第四位であるが（ロングステイ財団,2018）、長期滞在用査証は 180 日間で延長ができない。日本人に一番人気が高いロングステイ先であるマレーシアは滞在期間 10 年間で更新が可能である。

表−2：主要国の長期滞在者向け査証情報

「ロングステイ調査統計 2018」を参考に学会員が作成

	主要国の長期滞在者向け査証情報 2018年10月現在				出典：ロングステイ調査統計2018					
	国・地域名	無査証で滞在可能な期間と条件			退職者、ロングステイ、年金ビザ等の長期滞在査証					ワーキング ホリデー制度
		日数	航空券	旅券残存期間	制度の有無	年齢制限	滞在期間	申請料	延長可否	
1	マレーシア	90日以内	要	入国時6か月以上	有	無	10年	VISA代金RM90X年数, JPVISA RM500 セキュリティボンド RM1000	可	無
2	タイ	空路1回につき30日以内　陸路1回につき15日以内(年2回迄)	要	入国時6か月以上	有	50歳以上	1年	シングルエントリー 9,000円マルチプルエントリー22,000円	可	無
3	アメリカ	ESTA90日以内(グアム、北マリアナは45日以内)	要	帰国時まで有効なもの、(入国時90日以上が望ましい)有効なIC旅券	無					無
4	オーストラリア	ETAが必要、3か月以内、無査証は8時間以内の通過目的のみ	要	申請時6か月以上	有	55歳以上	4年	AU$340～	可	有
5	カナダ	eTA最大6か月	要	出国予定日+1日以上	無					有
6	ニュージーランド	3か月以内	要	入国時3カ月＋滞在日数以上	有	66歳以上	2年	5400円	可	有
7	シンガポール	30日以内	要	入国時6か月以上	無					無
8	フィリピン	30日以内	要	入国時6か月＋滞在日数以上	有	35歳以上	無期限	US$1,400		無
9	インドネシア	30日以内	要	入国時6か月以上	有	55歳以上	12か月	12,000円	可	無
10	台湾	90日以内	要	帰国時まで有効なもの	有	55歳以上	180日	8,800円, 即日発行 13,200円電話で確認したところ申請料 10,500円	不可	有
11	フランス	90日以内	要	シェンゲン協定加盟国出国時3か月以上	有	無	3か月以上1年以内	349ユーロ	可	有
12	イタリア	90日以内	要	シェンゲン協定加盟国と同様	無					無
13	ベトナム	観光・業務目的は15日以内	要	出国時6か月以上	無					無
14	イギリス	6か月未満	要	帰国時まで有効なもの	無					有
15	スイス	90日以内	不要	シェンゲン協定加盟国と同様	無					無
16	スペイン	90日以内	要	シェンゲン協定加盟国と同様	有	詳細は本人が大使館にメールすると回答がくる				無
17	ドイツ	90日以内	不要	シェンゲン協定加盟国と同様	無					有
18	オーストリア	6か月以内	不要	シェンゲン協定加盟国と同様	無					無
19	韓国	90日以内	要	入国時3か月以上	無					有
20	フィジー	4か月以内	要	入国時6か月以上＋滞在日数以上	有	45歳以上	3年	F$667.00	可	無
21	メキシコ	180日以内	不要、時々要	帰国時まで有効なもの	有	年金受給者	永住	日本人パスポートの場合は無料	可	無
22	グアテマラ	90日以内	要	入国時6か月以上	有	不労所得者は50歳以上		要現地領事部への問い合わせ		無
23	コスタリカ	90日以内	要	帰国時まで有効なもの	有	年金受給者	2年	$32.00	可	無
24	ブラジル	査証が必要　観光査証は90日以内	要	見開き2ページ以上の余白	有	年金受給者	永住	要問い合わせ		無
25	パナマ	180日以内	要	滞在日数3カ月未満は入国時3か月以上、滞在日数3か月以上は入国時6か月以上	有	年金受給者	1年	要現地領事部への問い合わせ	可	無
26	ポルトガル	90日以内	要	シェンゲン協定加盟国	有	詳細は本人が大使館にメールすると回答がくる				有
27	ブルガリア	90日以内	要	出国時3か月以上	有	年金受給者		日本人パスポートの場合は無料		無
28	マルタ	90日以内	要	入国時3カ月以上	有			滞在期間により€25又は€125	可	無
	日本	国による			有	18歳以上	6か月		可	最長1年

（1）日本人に人気が高い長期滞在査証

ここでは日本人の人気ロングステイ先 12 年連続第一位であるマレーシア、またいつも上位にランクインしているフィリピンの長期滞在査証の内容から日本のロングステイ査証が学ぶことがあるかを調査した。

1）マレーシア

マレーシアの長期滞在査証は MM2H（Malaysia my second home program）と呼ばれ、年齢に関係なく申請可能な 10 年間滞在できる査証であるが、永住を目的とするものではない。年齢が 50 歳未満の場合は、経済的証明として直近 3 ヶ月にわたる 50 万リンギット以上（約 1,350 万円以上）（補注 2）の財産証明と月額 1 万リンギット以上（約 27 万円）の収入証明が必要であり、査証の仮承認が下りたら 30 万リンギット（約 810 万円）をマレーシアの金融機関に定期御預金する必要がある。50 歳以上の場合は収入証明の金額は同額だが、直近 3 ヶ月の財産証明が 35 万リンギット以上（約 945 万円以上）で、仮承認が下りたあとは、15 万リンギット（約 405 万円）をマレーシアの金融機関で定期預金にするか毎月 1 万リンギット以上の年金を受領しているかの証明を提出する選択肢がある（Malaysia My Second Home Program）。必要書類には無犯罪証明書が必要であり、仮承認後は、医療保険加入証明書と健康診断書の提出が必須となる (Malaysia My Second Home Program)。この査証の魅力は 10 年の査証だが、日本の冬だけにマレーシアに行き数ヶ月間滞在するなど、マレーシアへの出入りは自由であること、一定金額をマレーシアの金融機関に預金しなければならないが、定期預金の利子が May Bank の場合は 60 ヶ月で 3.6%（May Bank）から見られるように、日本のそれとは比べものにならないほど高い利率であることなどが挙げられる。

表-3　マレーシア・マイ・セカンド・ホーム・プログラム

「ロングステイ調査統計 2018」から抜粋

マレーシア・マイ・セカンドホーム・プログラム

年齢制限	年齢に制限はありません
財務条件	有、財務条件詳細の項目を参照
滞在期間	10 年
更新	可
必要申請書類	1. カバーレター1 通（英語）なぜこのビザを申請したのか手紙形式で書く。） 2. 代表者の経歴書（英語）1 通（学歴・職歴・専門技術の有無と詳細を必ず記入） 3. MM2H 申請用紙（英語） 1 通 4. IM12 フォーム（英語）3 通 ※1 通は原本。2 通は原本をコピーしたもの。 5. パスポートサイズのカラー顔写真 4 枚(MM2H 申請用紙、IM12 フォームに貼付) 6. パスポートの全ページコピー（顔写真のあるページを英訳し、認証） 7. 健康に関する自己申告書（英語） 1 通 （全員分必要） 8. 結婚証明書（配偶者が同行する場合）1 通 （英訳し、認証） 9. 出生証明書（21 歳未満の未婚の子供が同行する場合）1 通 （英訳し、認証） 10. 財務に関する書類(英語) 過去 3 カ月分の残高証明書/証券会社発行の評価額記載の持株リスト 11. チェックリスト（3、4、7、11、12）はマレーシア政府観光局ホームページよりダウンロード可能 12. 財務書類に関する開示承諾書 13. 無犯罪証明書(MM2H 申請書(記入済)と身分証を持参の上、県警本部で発行してもらう) ※パスポートコピー、結婚証明書、出生証明書は英文にし、公証役場にて認証してもらう。 ※書類の原本が英語以外の言語の場合は、資格をもつ翻訳者によって、正確に英訳される必要がある。
問い合わせ先	マレーシア・マイ・セカンド・ホーム・センター　TEL(603)-8891-7000　http://www.mm2h.gov.my
現地関連ホームページ	http://www.mm2h.gov.my
その他	－2009 年 2 月 13 日より、専門技術をもっている 50 歳以上の方は週 20 時間以内に限りマレーシアで仕事をすることが可能となった。 （必ず就労に関する特別ビザの取得が必要、雇用する会社が申請） －申請者は配偶者と 21 歳未満の未婚の子供、両親の補助が必要な 21 歳以上の未婚の子供と 60 歳以上の両親を同行させることが可能。 －2017 年 1 月 1 日より、健大で所有する事又は新事を 1 台、最高 15 万リンギット迄、免税で持ち込み/購入が可能。 CXL
財務条件詳細	1. 50 歳未満 最低 RM500,000 以上の財産証明と月額 RM10,000 以上の収入証明が必要。仮承認がおりた後は RM300,000 をマレーシア金融機関に定期預金する必要がある。 2. 50 歳以上 最低 RM350,000 以上の財産証明と月額 RM10,000 以上の収入証明又は年金証明が必要。仮承認が下りた後はそのうちの RM150,000 をマレーシアの金融機関に定期預金するか、毎月 RM10,000 以上の年金を受領している証明をするか、選択可能。(ただし、申請時に選択すること) 2 年目以降は家の購入、同行している子供の教育費、医療費目的でのみ、50 歳未満の方は RM150,000、50 歳以上の方は RM50,000 を引き出す事が可能。 仮承認を得た申請者(マレーシアへ来て、下記書類の手続きと提出をする) －口座開設：マレーシアの銀行で口座の開設をする。 －医療保険の加入：マレーシアの保険会社にて医療保険に加入する。 －健康診断の受診：マレーシアの医療機関で健康診断を受ける。 －セキュリティボンド：必要事項を記入の上、税務署で RM10 を支払いスタンプを貰う。 上記手続き後(MM2H センター内移民局出張所にて下記書類を提出) －銀行の定期預金証明書と口座開示承諾書 －医療保険証明 －健康診断書 －セキュリティボンド
申請先	[マレー半島にてロングステイをする場合] マレーシア・マイ・セカンド・ホーム・センター Malaysia My Second Home Center(Ministry of Tourism,Malaysia) 1st Floor,No2,Tower1, Jalan P5/6 Presint5, 62200 Putrajaya, Malaysia Tel: +603-8891-7424/7427/7439 / Fax: +603-88917415 E-Mail : info@mm2h.gov.my(英語のみ)/Website : http://www.mm2h.gov.my [サバ州にてロングステイをする場合] Department of Immigration, Sabah Aras 1-4, Block B,kompleks Pentadbiran Kerajaan, Persekutuan Sabah, Jalan Sulaman 88450 Kota Kinabalu, Sabah Tel: +6088-807000 / Fax: +6088-488800
無査証期間	90 日以内

2）フィリピン

フィリピンの長期滞在査証は、早期退職者・退職者を対象としていると思われ、35 歳以上に Special Resident

Retiree's Visa (SRRV) として滞在期間無期限の査証を発給している。SRRV にはクラシック、スマイル、コーテジー、ヒューマンタッチと呼ばれるカテゴリーが存在する。ヒューマンタッチは、介護や療養が必要な人が申請出来るカテゴリーで、コーテジーは元外交官、元フィリピン国籍の人が対象である。クラシックとスマイルが一般向けのカテゴリーだが、クラシックは指定された定期預金から投資をすることが可能であるのに対し、スマイルは定期預金が完全にロックされる。SRRV クラッシックの経済的条件は、50 歳以上でかつ年金受給者であれば 1 万 US ドルの定期預金と月々800US ドル以上、夫婦の場合は月々1,000US ドル以上の年金受給額が条件となる。年金受給者以外で 35～49 歳の場合 5 万 US ドル、50 歳以上は 2 万 US ドルの定期預金をする必要がる。これに対し SRRV スマイルは、35 歳以上の誰に対しても 2 万 US ドルの定期預金が条件となる。このように経済的条件は永住が可能な査証にしてはかなりハードルが低いと想像する。しかしながら、申請料は 1,400US ドルと他の国に比べるとかなり高く、毎年 360US ドルの更新料が必要である。また、この査証は就労可能な査証であることも特筆すべき点である。どのカテゴリーにおいても申請時には、健康診断書と無犯罪証明書の提出は必須である。フィリピンが日本人の長期滞在国として人気があるのは、申請時の経済条件のハードルが低いだけではなく、生活費も日本に比べかなり安いことは否めないと思われる。

表-4　Special Resident Retiree's Visa
「ロングステイ調査統計 2018」から抜粋

● フィリピン
特別居住退職ビザ Special Resident Retiree's Visa(SRRV)

年齢制限	35 歳以上
財務条件	有
滞在期間	無期限
更新	
必要申請書類	1. SRRV 申請書(家族全員それぞれに対して1枚) 2. パスポートの原本(家族全員、フィリピン入国スタンプの押してあるもの) 3. 健康診断書(家族全員) 4. 所定の全額の USD 定期預金 DBP(Development Bank of the Philippines)の振込真(2011 年 5 月 5 日以降)又は他の指定銀行口座 5. 無犯罪証明書(配偶者及び 18 歳以上の子供も必要) 最寄りの県警から取得。日本の外務省で認証し、さらに在日フィリピン大使館で認証してもらう。 フィリピンに 30 日以上滞在している場合はさらに NBI(National Bureau of Investigation)の発行する NBI クリアランスが必要 6. 写真 5x5cm 各 12 枚(家族全員それぞれのもの) 7. 婚姻証明書(配偶者を同伴する場合)・出生証明書(お子さんを同伴する場合) ※外国で発行された全ての書類は英語に翻訳され、フィリピン大使館あるいは領事館で認証されなければならない。 8. 年金証書(年金申請の場合)・健康保険約款(SRRV ヒューマンタッチの場合)翻訳の上、在日フィリピン大使館で認証してもらう。
問い合わせ先	フィリピン退職庁 TEL:632-848-1412 http://www.pra.gov.ph E-mail: clientrelations.pra@gmail.com
現地関連ホームページ	
その他	2011 年 5 月 5 日より SRRV の種類が主に 3 区分となっている。申請者は各自ホームページ(原文、日本語訳とも)を要確認。
国籍・年齢に関する条件	全ての外国人(但し、フィリピン外務省が入国制限の指定をした者は除外する)及び外国旅券を保有する元フィリピン国籍者。年齢は 35 歳以上であること。追加の定期預金なしで家族として 2 名までの配偶者ないし 21 歳未満の子供を同伴可。クラシック預金を投資に転換可能。スマイルは投資変換不可。
種別と条件の詳細	SRRV クラシック(就労可能な退職者ビザ) 1. 50 歳以上 2 万ドル 2. 35 歳以上 50 歳未満 5 万ドル －3 名以上の同伴家族 1 名につき 1 万 5 千ドル 年金受給者(単身 800 ドル 夫婦申請 1,000 ドル)定期預金は 1 万ドル SRRV スマイル(就労可能な退職者ビザ) －35 歳以上 2 万ドル －3 名以上の同伴家族 1 名につき 1 万 5 千ドル SRRV ヒューマンタッチ －35 歳以上 1 万ドル － 介護や療養を必要とし、年金を月々1,500 ドル以上受取っていること、健康保険等の医療保険に加入していること。同伴者は 1 名のみ。 － 原則として年金は生活費としてフィリピンに口座を開設して送金する。また預け入れた定期預金は、ビザ発給の 30 日後より、「コンドミニアムの購入、家の長期リース、ゴルフ会員権、株の購入など」投資利用は可能である。 スマイルは不可。 － 外国で発行されたすべての書類は英語に翻訳 － フィリピン退職庁申請料:US$1,400
申請先	フィリピン国内のフィリピン退職庁
無査証期間	30 日間の滞在が可能。
観光ビザ	59 日間有効のビザが日本で取得可能(延長は現地で月単位で可能)

(2) フランスのビジター査証

日本人に人気があるマレーシアとフィリピンのロングステイ査証を精査すると、必要書類などで日本の特定査証（観光・保養などを目的としたロングステイ）が今後参考に出来る点が多々あるように思われる。しかし、滞在期間の大幅な相違などから日本の長期滞在査証はマレーシアやフィリピンのそれとは発給目的に相違があるのではないかと考えた。そこで、我が国のロングステイ査証と滞在期間や申請者の年齢が同じフランスのビジター査証が同様なターゲット層に向けての査証と考えられるため、フランスのビジター査証を検証した。

表–5：フランスのビジター査証
「ロングステイ調査統計 2018」から抜粋

● フランス
ビジタービザ

年齢制限	なし
収入条件	
滞在期間	3 カ月以上 1 年未満
更新	ビザの有効期限が切れる 2 カ月前に地元の県庁で滞在許可証を申請する
必要申請書類	1. 戸籍及びフランスでの住居証明 2. 写真 1 枚 3. 健康診断証明書 4. 申請料金 349 ユーロ
問い合わせ先	在日フランス大使館 http://www.ambafrance-jp.org
現地関連ホームページ	1. パスポート(3 カ月以上有効期限があるもの) 2. 写真 1 枚 3. 健康診断証明書 4. 申請料金 349 ユーロ 5. 日本における社会的立場を証明する書類(年金受給証明書等) 6. 労働しない旨の誓約書 7. 経済証明書(年額 17,344.60 ユーロ以上) 8. 海外旅行傷害保険 9. 戸籍及びフランスでの住居証明 10. 移民局(OFII)提出用フォーム 11. 詳細を記した動機書
その他	－このビザの受給者はフランス入国後 OFII(移民局)申請書を居住県管轄の移民局へ書留で郵送し、呼び出し状を受け取って移民局より指定される手続きを行う。 －ビジタービザをもって労働許可を必要とし、且つ、報酬を伴う全ての就労活動に従事することは認められていない。 <一時滞在長期ビザ> 状況によって、ビザセクションでは、有効期限が 4～6 カ月であり、移民局での手続きを免除とする一時滞在長期ビザ発給の決定を下すことがある。このビザには「DISPENSE DE CARTE DE SEJOUR」との表記があり、ビザに記載された有効期限以上の滞在延長はみとめられない。
申請先	在日フランス大使館 http://www.ambafrance-jp.org
無査証期間	180 日間で 90 日(シェンゲン条約加盟国)の滞在が可能

名称はビジター査証だが、3 か月以上 1 年未満の滞在が可能である（補注 3)。また滞在の延長申請をすることが可能である。退職後の生活、文化目的、芸術目的、修了証書や資格を目的としない就学などさまざまな目的でフランスに滞在することが可能であり、2009 年より発行されている（フランス大使館)。

申請に必要な書類で特筆すべき点は、社会的立場を証明する書類として年金証明書や休暇証明書、在籍証明書などが必要であること。労働しない旨の誓約書、フランス国内での住居証明の提出が必要であることが挙げられる。申請料は 349 ユーロ（日本円で約 4.4 万円（2019 年 1 月現在）で現金で支払いたとえ査証が却下されても返金は不可。経済的証明は一人につき 17,344.6 ユーロ（日本円で約 250 万円）に相当する金額以上の証明の提出が必要。また、健康診断が必要で、滞在期間をカバーする海外医療保険の証明書の提出も義務付けられている。

3．訪日特定ビザ（観光・保養目的のロングステイ）の課題

日本国が発給する特定査証（観光・保養目的のロングステイ）の申請条件から日本国政府がこの査証を発給する主なる目的を推察してみた。申請条件で 3,000 万円以上の預貯金の証明書を提出しなければいけないことから、富裕層に申請してもらいたいのではないかと想像するが、富裕層であれば 3,000 万円の預貯金はたいした金額ではないと考えられる。ただ、日本の金融機関に預け入れる必要性はな

いため、この金額を持たない人でも預金の証明書だけであれば一時的にこの金額を自分の預金として証明書を作成することは可能である。また日本滞在時の消費税還付はどうなるのだろうか。もし観光客同様、長期滞在者が消費税の還付を受けることができ、日本国政府が富裕層の購買力を期待しているのであれば、あまり意味をなさないのではないだろうか。また、この査証の発給目的が、富裕層に限らず、日本に魅力を感じる多くの外国人に長期滞在をする機会を提供したいのであれば、数百万円のセキュリティボンドと１年間の海外旅行保険を充実させる等の対策をすることにより申請時の預金は3,000万円である必要はないのではと思う。さらには、今後この査証で日本に滞在する人が増加した時に考えられる日本への影響を推察し、マイナスな影響であればそれを未然に防ぐことが出来るような条件も必要と考え、次章のような提案をしたいと考える。

4. 訪日特定ビザ（観光・保養目的のロングステイ）への提案

日本の政府統計ポータルサイトである e-Stat にビザ（査証）発給統計が掲載されている。表-6 は、2017 年の査証発給統計の抜粋である。特定査証については 7 つのカテゴリー以外すべて「その他」にまとめられているため、観光・保養目的のロングステイは、「その他」に入ると思われる。この査証は、日本が指定している査証免除国 68 か国のみが対象となるので、中国やフィリピンは対象外となる。「その他」の約 1/3 を占める中国やフィリピンの 850 件は「その他」でも確実に、観光・保養目的のロングステイ査証ではないことから考察すると、「その他」の数から、観光・保養目的のロングステイ査証の数を推定することは難しいが、申請数自体はかなり少ないのではないかと推測できる。

この査証が発給され始めたのが 2015 年ということなので、まだ 3 年半ほどしか経過しておらず、この査証の認知度が低いことが想定され、この査証利用者の影響も限定的であることは間違いない。しかしながら、訪日外国人観光客の増加傾向からすると、今後この査証の需要が伸長する可能性は十分あると思われるため、前述した諸外国が発給している観光目的のロングステイ査証の考察と日本のロングステイ査証の今後の影響を推測し、次のような提案をしたい。

（1）健康診断

査証申請時に指定保健機関での健康診断書を義務付けることを提案したい。この査証の申請にあたり海外旅行保険の加入を義務づけているものの、持病は海外旅行保険ではカバーされない場合もある。従って、日本国が指定する保健機関で健康診断を受診し、健康な人に発給すべきである。万が一、日本の医療機関で治療を受けたい場合は、医療滞在ビザを申請することが可能である。

（2）海外旅行保険

海外旅行保険の加入が必須となっているが、加入金額の条件が全くないことには疑問を感じる。これでは万が一の時の医療費が全てカバーされない場合も出てきてもおかしくない。日本の医師法（1948）第 19 条によると応召義務が制定されているため、日本国内では医師は海外旅行保険以内の手当をするのではなく、どんな状況にある人でも人命を救うことが優先される。また、長期滞在者が誤って自転車事故などで加害者になってしまうことも考えられる。このようなことを考えると、海外旅行保険に加入していればよいというレベルではなく、十分な金額をカバーしている海外旅行保険加入を義務付けることを提案したい。

（3）無犯罪証明書

無犯罪証明書の提出は観光・保養を目的とするロングステイの特定ビザ申請時の必要書類にするべきと提案したい。第２章で示したように諸外国のロングステイ査証の多くは申請時に無犯罪証明書の提出が必須である。日本はまだ世界各国に比べると安全な国であるため、深く考えなかったのかもしれないが、昨今のグローバル化した犯罪を考えるとこれは必須なのではないかと考える。

（4）申請料

特定査証（観光・保養目的のロングステイ）は申請料が申請する国籍により異なるとのことだが、外務省外国人課によるとマレーシア国籍の場合は申請料が無料ということだった。諸外国のロングステイ査証の場合、表－２のように、国により申請料は全く違い、無料の国もあるが、たとえ申請が拒否される場合でも申請書を精査する人件費は必ず発生するため、返金不可の申請書は必須と考える。

（5）財務条件

長期滞在用の査証であり最長 1 年まで滞在可能なので、1 年間の十分な滞在費用の証明は必要であるが、日本に魅力を感じる多くの外国人に長期滞在の機会を提供することが目的であれば、申請時の預貯金額のハードルを少し下げ、日本に安全安心に滞在してもらうために事前の健康診断や医療傷害保険の保険金額の充実、また無犯罪証明書の提出の義務化を検討しても良いのではないかと感じる。さらには、残高証明書は偽装も作りやすいため、セキュリティボンド制度を導入し、滞在者本人だけではなく日本国も事前危機管理が必要だと考える。

（6）労働

この査証は観光・保養を目的としているので、日本国内での労働が許可されていないことは常識的な理解の上だが、明記はするべきだと感じる。国によっては、労働はしないという誓約書の提出も義務付けられているので、誓約書も提出書類に含めることも検討してもらいたい。

上記のように、観光・保養を目的とする長期滞在の査証は、外国人が日本に長期滞在できるという外国人へのメリットと同時に、我が国にもメリットがある査証にし、日本に興味を持った多くの外国人に利用してもらいたい。

図表４：ビザ（査証）発給統計 2017 年
e-Stat より抜粋し筆者が作成

国籍・地域	発給数	就　業	一　般	特　定								
					家事使用人	料理代表職員	ワーキングホリデー	アマスポーツ	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者	その他
合　計	5,869,012	91,335	290,712	53,552	122	40	15,521	77	10,227	2,161	16,945	8,431
中国	4,504,718	12,543	85,495	8,039	9	0	0	3	2,219	1,126	1,899	2783
フィリピン	325,564	7,272	15,722	5,671	65	0	0	0	1,964	245	2,547	850
インドネシア	239,201	1,150	14,747	1,411	12	0	0	0	164	17	152	1066
ベトナム	226,993	6,576	86,544	2,253	2	0	0	0	463	140	231	1417
インド	96,658	3,669	9,758	141	4	0	0	0	33	27	32	45
ロシア	67,445	2,189	659	93	0	0	0	0	51	4	15	23
ブラジル	50,885	829	889	12,963	0	0	1	0	2,256	136	10,584	7
大韓民国	26,410	11,693	9,033	5,645	0	0	5,101	7	345	42	33	117
タイ	21,327	2,188	8,054	885	6	0	0	0	613	54	115	97
アメリカ合衆国	21,040	11,114	4,857	563	0	0	0	5	446	7	14	91
スリランカ	19,642	598	4,598	91	1	0	0	0	30	28	27	5
ネパール	19,502	769	13,092	149	4	0	0	0	26	51	57	11
モンゴル	18,388	140	2,714	98	0	0	0	0	17	1	15	65
ミャンマー	17,728	656	6,646	93	1	0	0	0	24	8	51	9
カンボジア	15,578	64	4,007	64	2	0	0	0	23	14	20	5
台湾	15,287	2,283	5,970	5,634	0	49	4,158	0	211	9	18	1189
パキスタン	9,216	344	1,000	202	1	0	0	1	38	55	85	22
バングラデシュ	9,082	202	2,350	110	1	0	0	0	24	43	41	1
香港DI	8,016	4	17	4	0	0	0	0	3	0	0	1
コロンビア	7,454	47	194	40	0	0	0	0	22	5	11	2
サウジアラビア	7,359	43	60	9	0	0	0	0	0	0	0	9
南アフリカ共和国	7,202	372	235	37	2	0	0	0	5	0	0	30
英国	6,904	4,928	847	1,064	0	0	920	0	117	3	1	23
ウクライナ	6,306	966	171	17	0	0	0	0	14	0	2	1
イラン	5,652	65	311	31	0	0	8	0	10	10	8	3
フランス	5,623	2,024	2,009	1,486	0	0	1,269	0	101	3	2	111
ドイツ	4,998	2,526	1,628	831	0	0	694	0	36	0	1	100
ペルー	4,618	61	233	730	0	0	0	0	93	60	577	0
ウズベキスタン	4,296	47	1,290	5	0	0	0	0	1	0	2	2
ラオス	4,265	16	598	40	0	0	0	0	18	9	9	4
オーストラリア	3,887	1,501	758	1,341	0	0	1,182	21	114	4	2	18
カザフスタン	3,523	40	156	2	0	0	0	0	2	0	0	0
エジプト	3,475	108	632	14	0	0	0	0	14	0	0	0
アラブ首長国連邦	3,132	17	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クウェート	2,831	1	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マレーシア	2,784	604	2,013	97	0	0	0	1	37	4	16	39
イタリア	2,697	1,825	820	49	0	0	0	0	38	0	0	11
カナダ	2,550	1,199	617	654	0	0	493	0	86	1	3	71
香港SAR	2,341	417	1,108	786	0	0	690	1	39	2	9	45
モロッコ	2,037	33	158	18	0	0	0	0	12	1	0	5
スペイン	1,884	1,195	492	187	0	0	144	1	30	1	2	9

謝辞：今回の分科会の研究には、当学会の理事の山田美鈴氏、元ロングステイ財団職員の持田正美氏、分科会メンバーの古川作二氏と須崎孝一氏に多くのアドバイスや意見を頂戴した。このようなロングステイに造詣が深い方々からの貴重な意見のおかげで報告書をまとめることができたことに心から謝意を表したい。

【補注】

（1）「ロングステイ希望国・地域 2017 トップ 10」：1 位マレーシア、2 位タイ、3 位ハワイ、4 位台湾、5 位フィリピン、6 位オーストラリア、7 位アメリカ本土、8 位シンガポール、9 位カナダ、10 位ニュージーランド（ロングステイ調査統計 2018）

（2）1.00 マレーシアリンギット＝27 円で計算した場合（2019 年 1 月）

（3）シェンゲン条約のもと、3 か月以内の滞在は無査証で可能。

【参考文献】

一般財団法人ロングステイ財団（2018）「ロングステイ調査統計 2018」、一般財団法人ロングステイ財団

外務省「特定ビザ：特定活動（観光・保養を目的とするロングステイ）」、外務省、最終閲覧日 2019-01-10 https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_002161.html

外務省「ビザ免除国・地域（短期滞在）2017」外務省　最終閲覧日　2019-01-10 https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/novisa.html

厚生労働省（1948）、「医師法」、厚生労働省、最終閲覧日 2019-01-24 、https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=80001000&dataType=0&pageNo=1

在サンパウロ日本国領事館、日系社会、外務省、最終閲覧日 2019-01-10 https://www.sp.br.emb-japan.go.jp/jp/comunidade/history_jp.htm

独立行政法人統計センター（2018）「e-Stat」 独立行政法人統計センター、最終閲覧日、2019-01-22, https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00300500&result_page=1 http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1.html

日本政府観光局「訪日外客統計」日本政府観光局、最終閲覧日 2019-01-10 https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/index.html

フランス大使館「ビジタービザ」フランス大使館、最終閲覧日 2019-01-10、https://jp.ambafrance.org/article775

法務省（2011）「在留資格認定証明書交付申請」法務省、最終閲覧日 2019-01-24

マレーシア政府観光局（2017）「ロングステイ in Malaysia」マレーシア政府観光局、最終閲覧日 2019-01-20, http://www.tourismmalaysia.or.jp/long/long_5.html

Embassy of the Philippines, Special Resident Retiree's Visa (SRRV), Embassy of the Philippines, 最終閲覧日 2019-01-22, http://www.philembassy.no/consular-services/visa/special-resident-retirees-visa-srrv

May Bank (2019), Fixed Deposit Account, May Bank, 最終閲覧日 2019-01-22 https://www.maybank2u.com.my/maybank2u/malaysia/en/personal/accounts/fixed_deposits/fixed_deposit_account.page

Philippine Retirement Authority, Information Guide to the Special Resident Retiree's Visa (SRRV), Philippine Retirement Authority, 最終閲覧日 2019-01-22, https://pra.gov.ph/wpcontent/uploads/2018/03/SRRV-Info-Guide-04.14.15.pdf

Tourism Malaysia, Malaysia My Second Home Program, Tourism Malaysia, 最終閲覧日、2019-01-22, http://www.mm2h.gov.my/index.php/en/home/programme/terms-conditions

自由主題発表

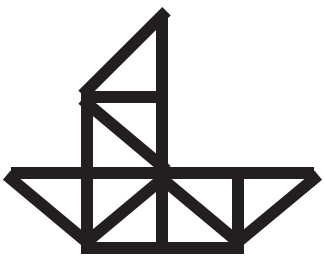

長期滞在型観光産業とテクノロジーの活用

旭岡叡峻*
ASAHIOKA Eishun

我が国は、外国人訪問客約３０００万人／年間になり、観光産業も成長戦略の重要施策になった。これに伴い、観光政策、観光支援策、観光の多様化に伴うインフラの整備、ネットワーク等による新たな観光拠点連携、新技術を応用した観光事業構造の変化への対応、観光マネジメントと人材育成の在り方、地域創生との連携等の新たな動きが顕著になってきている。そこで重要なのは、新たな技術の社会実装化になっている。高齢化や人手不足等の諸課題に対応するだけでなく、スマートフォン、ウエアラブル端末、人工知能（ＡＩ）、ロボット、画像認識技術等のさまざまな技術が産業界に大変革を起こしているが、これらの応用が観光産業にも不可欠になっているのである。これらを総称してＴ－Ｔｅｃｈ（Ｔｏｕｒ、Ｔｒｉｐ、Ｔｒａｖｅｌ等に関する技術応用）と呼び、長期滞在型の観光産業への応用の現状と今後の未来像を検討し、Ｔ－Ｔｅｃｈの推進を提起した。観光産業も、新技術の導入等でその産業形態や運営形態は大変革を遂げつつある。こうした新時代の観光産業を飛躍的に成功に導くためには、新たな知の集積により観光産業の現場の迅速な変化対応能力を強化して、国際競争力のある観光産業を構築しなければならない。

キーワード：長期滞在型観光、観光産業テクノロジー（Ｔ－Ｔｅｃｈ）、観光産業の変革、

１．長期滞在型観光産業の現状と課題

観光構造の**第１の変化は、多様化と長期滞在型観光への変化**である。我が国の観光産業は、名所旧跡や温泉等の拠点観光が主流であり、また国民の休暇制度は、分散傾向になるとはいえ、休日の多い日程等により、混雑を覚悟で、短期間の滞在での休暇であった。勿論、長期滞在型がないわけではないが、限定された人数であり、季節による影響に左右されて、通期を通して、ある程度の採算を得る方法でしかなかった。長期滞在に向く観光拠点は限定的であり、宿泊施設、滞在内容、コスト等大きな問題であった。然し、企業の休暇取得の改善や受け入れ先の旅館やホテル、民泊等も長期滞在のためのコスト面や受け入れ態勢の整備によって、かなりの改善がなされてきている。また観光客の行動も、多様化しており、体験や経験志向が強くなっている。特に外国人観光客は、日本文化に触れたいや日本の生活や自然を楽しみたい等に変化している。また観光開発も「点から面の広域観光ルート」の開発、観光資源としての魅力ある地域の発掘、宿泊施設としての民泊のさらなる拡大や交通機関も相乗りやウッバー等の新しい交通手段も広がっている。このように長期滞在型（含観光拠点の分散観光）への移行は徐々に進んでいる。

第２の変化は、新たな技術の導入である。今や産業界全体が知識産業革命の深耕期である。観光産業も例外ではない。観光には、滞在先の事前知識や日程管理、コスト管理等が不可欠である。そこで、顧客のニーズに対応して、本当の魅力のある場所の選択、日程管理、コスト等において、顧客への提供がいろいろ行われた。しかし、知識技術（情報技術やＡＩ技術等）の導入によって、個々に対応した事前広告、事前宣伝、ＶＲやＡＲでの仮想空間での事前体験、スマートフォン等での予約や決済の手軽さ、シームレス交通移動手段の改善、旅行客の体調や好みに合わせた料理の提供、レンタルサービスやウーバー等の配車情報、民泊の充実、医療の遠隔診断サービス、接客に置けるロボットの導入、リアルタイムでの顧客の満足レベルでの瞬時の処理、経営管理手法の導入、物流システムの導入での安定的な供給、おもてなしの満足感の改善、搬送ロボットや接待ロボット等による人件費やテマヒマの削減、省エネシステム、リサイクルシステム、自然エネルギーの利用等従来から問題であった運営経費の削減等で、採算性の合うシステム運用が進展している。特に日本の施設経営にとって軽減が困難な経営運用の低減の仕組みづくりは

＊（株）社会インフラ研究センター代表取締役、長期滞在型ロングステイ観光学会理事

大きな発展を遂げている。
さらに地域開発や地域連携やコミュニテイ―創造、観光地域としての魅力ある景観デザイン、諸施設の配置やシステム導入、地域の都市インフラの整備、観光としての風土や歴史の発掘、土産物等の新たな商品開発、ＡＩ応用の訪問顧客のニーズの迅速な把握や消費傾向の把握、多様なイベントメニューの開発、迅速な予約や決済の仕組み、シームレスな交通／移動システム、高齢社会や人件費増大に対応するロボットとの共生、環境技術による環境保護と回復等観光産業を推進するためには、多くの知識技術の智慧が必要になってくる。
（これらをＴ－Ｔｅｃｈと総称したい）

参考：例示(観光産業の開発－多様な要素)

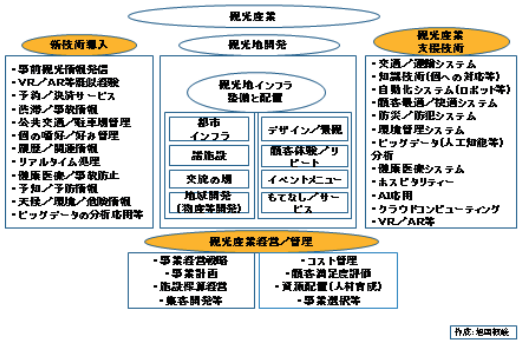

２．Ｔ－Ｔｅｃｈの導入（観光産業の大変革）：別途例示

観光産業におけるＴ－Ｔｅｃｈ導入は、今後ますます拡大傾向にある。観光客への事前情報提供、観光インフラの整備、観光資源の開発、快適な観光地への移動の改善、観光施設の高齢化や人手不足への対応、経営の収益化、顧客体験の支援、新たなアミューズメント等の魅力の拡大、満足度や安心感の創出等々技術導入は不可欠になってくる。
これらのＴ－Ｔｅｃｈの重要なコア技術は、人工知能（ＡＩ：ディープラーニング）／ロボット＋ＡＩ／スマホ＋アプリ／ウエアラブル端末＋アプリ／情報クラウド／インフラ強化技術／コミュニケーション技術／移動（交通）自動化＋シームレス／ＶＲ＋（ロボット）＋５Ｇ－　疑似空間（時間空間限界突破）／テレワーク等であり、それらの応用範囲はますます広がっている。Ｔ－Ｔｅｃｈ導入によって、大きな構造変化で分類してみると

１）リアル観光領域

①観光客への事前調査のための情報提供サービス

－観光地及びコースの選定、観光スポットの内容、ホテル等宿泊施設等のコスト、付帯サービス比較、観光客の満足度等事前調査に必要な情報のリアルタイム情報。

②旅券／チケット／手続き等の案内／誘導

－諸手続き、諸施設等への案内や誘導支援

③観光地資源開発やインフラの整備や再構築

－プロジェクションマップ、シミュレーション等の観光資源開発、観光地インフラの陳腐化対策、ドローン等の保守支援、自動運転＋シェアリングによる自動走行、長寿命材料の開発、危険警告ナビ、ＡＩ等によるデータ解析での天候予測や危険個所警告等のインフラの再構築

④諸施設の認証等の機能導入

－顔写真認証、不審物／不審者発見等のチェックシステム

⑤諸施設の経営効率

－高齢者、人手不足に対応するロボット＋ＡＩ、キャッシュレス決済、業務の迅速処理、資源最適化、履歴等の分析による「個」別対応等経営効率化及びサービス高度化

⑥交通／移動システムの変革

－シームレス移動のマッチング移動情報、自動運転車／空飛ぶクルマ（タクシー）、渋滞リアルタイム情報戸最適ルート選定、ドローン配送等移動サービスの変革

⑦運用の向上

－作業も可視化、業務の自動化、誤動作防止、判断支援（コールセンター等）、自動修復等トータル運用の向上

⑧マーケティング等支援

－購買行動、観光客行動分析、履歴分析、属性分析等情報クラウド構築でのきめ細かな顧客への対応、地域ブランドの向上、料理等の満足度評価対応等付加価値の向上

２）リアル観光領域－テレワーク等遠隔技術による時間や場所の限定されない自由行動「いつでもどこでも業務」で、長期滞在や観光訪問期間の集中回避

－ＴＶ会議システム、グループ討議、ＶＲ／アバター―による疑似空間、遠隔業務

３）遠隔観光／疑似空間観光／時空間限界突破産業

－リアル空間とは別にバーチャル空間の観光旅行やその融合でのテレイグジスタンス（ＶＲ＋ロボット）の遠隔旅行で、なかなかいけない場所や高齢化／病床、肢体不自由者が、自由に観光地を訪問できることになる。
また天候にされない旅行や多言語での説明が可能なウエアラブル機器やメガネ等で、時間空間の限界を超越できる観光旅行創造。

こうしたＴ－Ｔｅｃｈによる観光産業の大変革が起こっている。これは技術やコンテンツの連携や観光産業のエコシステムの形成をもたらし、「知の統合」による観光における技術／コンテンツ／個別対応／もてなしの高度化／経営形態の基盤の変革が不可欠になってくる。

この総合的な事業モデル形態を参考に提示した。

参考：SIRC「T－Tech」事業＊（弊社の構造）
（エコシステム）

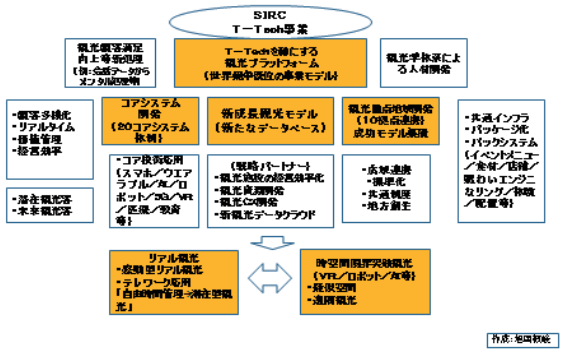

（注）ＳＩＲＣとは弊社（株）社会インフラ研究センターの略称である。

３．観光産業の未来像

今後、我が国は、国際的な観光産業の競争で、優位性を獲得する必要がある。そのためには、従来の観光産業から新技術導入と人間／社会の協創を基本として、１０の要素を基本とした「創造的人生支援産業化」への転換する必要がある。

参考：長期滞在スタイルの多様化－新たな段階の予感
（国内／海外から国内／（国内から海外））
→「技術的な支援」

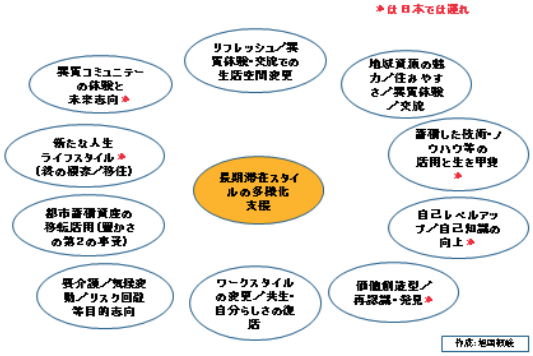

観光産業が、従来の産業概念を越えて、人間の本来の姿への回帰や新たな人生への生き甲斐等の創造支援産業になりつつある。

その１０の要素とは、

１）リフレッシュ／異質体験・交流での生活空間変更

－単調な日常生活から離れて非日常空間や体験によって、一時的にも新しい生活空間を味わい、またさまざまな交流で、これまでの体験ではない感動を与える。

２）地域資源の魅力／住みやすさ／生活体験／交流

－自然資源の素晴らしさだけではなく、地域の文化や風土、生活体験や地元との交流によって、新しい発見や新しい意欲への動機づけとして、未来志向を支援する。

３）異質コミュニテーの体験と未来志向

－これまでの思考回路であった言語とは異なる言語や異質な文化に根差した人やこととのコミュニケーションによって、自分の世界観が広がり、新たな人生の意味付けを行える。

４）新たな人生ライフスタイル（終の棲家／移住）

－人生１００年時代における異なるライフスタイルの経験や見聞き等で、新しいライフスタイルへの飛躍がさまざまな意識と行動様式変革を支援する。

５）都市蓄積資産の移転活用（豊かさの第２の享受）

－都市蓄積資産（都市生活インフラ、レストラン、ホテル、各種店舗、エンターテインメント、建物、大学、研究施設等）の一時的ながらも活用することで、異なる豊かさの享受が出来る。

６）要介護／気候変動／リスク回避等目的志向型

－高齢社会（医療／介護）、気候変動、自然／非自然のリスクに対応して、生活行動空間をの移転を自由に行えるような支援の仕組み

７）ワークスタイルの変更／共生・自分らしさの復活

－テレワーク、リモートワーク、コリビング等既存組織や既存勤務場所の限界を超えて、自然志向や働きやすい場所に住みながら業務や企業を行う。

８）蓄積した技術・ノウハウ等の活用と生き甲斐

－高度研究者・技術者等のノウハウを随時活用できる場や研究センターと地場産業等との連携をネットワークして、ノウハウの共同研究、事業化の仕組みを支援し、また実践的な教育システムを構築して支援する。

９）価値創造型／再認識・発見

－新たな出会いや新たな交流によって、社会価値の創造や社会課題の解決のための支援システムの構築を図る。

１０）自己レベルアップ／自己知識の向上

－自己の能力向上（例：ＡＩ教育、プログラミング教育、アイディアを形にする設備（例３Ｄプリンター等）の設置を拡充し、自己知識を向上させるとともに、共同知を形成する。

等であり、これらは自己の人生の新たなライフスタイルや生き甲斐の基盤確立の契機であり、創造的な人生の再構築でもある。

当然、最新の技術やソフト開発の実装化を迅速に図ることが重要であるが、技術を前面に出すのではなく、内在化した実現ツール（隠れた技術）が、展開されることになる。観光という手段によって、新たな社会課題を解決することで、人生を豊かなものにする。

４．今後の展開（提言）

観光産業は、知識産業革命の深耕の中での多くの技術が実装化される。

参考：知識産業革命の構造

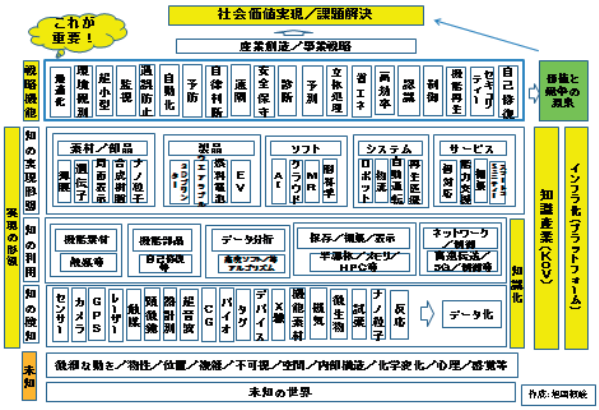

観光産業も新たな技術の実装化時代に突入している。

１）「Ｔ－Ｔｅｃｈ事業推進協議会」の設置。

観光産業に導入される技術成果は広範囲にわたり、また幾つかの産官学の連携やスタートアップ起業の育成も重要な要素である。

このためには、これまでの産業の枠を超えて、新たな産業の基盤の確立と実装化の条件形成が必要となる。産官学共同の「Ｔ－Ｔｅｃｈ」事業推進協議会の設置が緊急である。

２）「知の統合」または「知の体系化」の重要性

観光分野ではこれまでの観光学と違い、範囲の広がり、多くの「知識の統合」が必要になってくる。

長期滞在型観光学として

・観光の対象となる地域経営、諸施設の経営管理や運営、導入するシステムやソフト、サービスの投資効果と判断また採算性や経営計画の立案と問題解決能力。

・観光産業モデル構築に必要な設計モデリング、計画の確実さを支援するシミュレーション、顧客満足度を事前にモデル化して必要な条件や予見を発見し、集客を拡大するための条件を検討する各種シミュレーション。

・資源投入や資源供給の最適化を図ったり、システムの効率化や顧客のリアルタイムの満足度を上げるための条件を探る等のビッグデータ分析。

・観光産業は都市経営と不可欠な関係である。都市を如何に効率的に、また創造空間として構築するのか、都市施設の最適配置や賑わいエンジニアリングが重要。

・観光インフラ関連科学技術は、種々のシステム構築／ＩＣＴ（情報技術）／ＶＲ（仮想現実）／ＡＲ（拡張現実）／ＡＩ（人工知能）／データ分析解析／ロボット工学／高度アルゴリズムソフト等をツールとして応用することになり、知識技術の理解と連携が不可欠。

・観光産業を今後生き生きとしたコミュニティー基盤とする動きは目覚ましい。ここで、コミュニティー構造、コミュニティー形成の条件、コミュニティーの運用、コミュニティーにおける個との良好な行動心理理解。

・観光産業は、国土の新しい構造改革でもあり、建設／建築（価値建設／国土構造／快適な建造物／法的規制等

・今後の観光産業は環境問題の解決要素を持たなくてはならない。したがって、環境分析／環境整備／廃棄物処理／リサイクル／循環型構造等を駆使して、環境に優しい開発推進。

・観光の地域創生への連携が期待される。地域資源発掘、地域資源の再生、特産物開発企画等地域の魅力をいろいろな視点から引出し、魅力ある地域の開発。

・地震、風水害、テロ等のリスク拡大に備える意味も含めて、リスク管理、安全確保、レジリエンス、防災減災等事前、事後処理にわたり、何が必要なのか、現場の知恵を生かしながらの実践的な展開。

・観光産業にとって、ソフト面からの強化も重要になっている。多様化に対応してのイベント創造（イベント開発創造／イベントメニュー構成等）は、如何に魅力あるイベントの企画。

・観光にとって、文化遺産、地域歴史、伝説伝承、風土、文化等による観光の深み拡充。

・医療／健康／介護学（予防医学／救急・救命／健康維持／介護／行動認知学等）等を本格的な構成。

・観光の大きな要素である、食／料理（食材学／調理学／栄養学等）等世界に誇る日本料理をその素材から習得。

このように多くの分野の知識の統合が、必要になる。

最後に

観光産業はますます国際競争が激化する中で、魅力ある観光資源開発、観光客の多様化への対応、事前情報発信からアフターケア、総合的な運用方法、新たなアイディア、実現実施体制、サービスの質の持続的向上、より進んだ技術の導入等広範囲の総合的な展開能力が必要になってくる。

（参考）・日経新聞、日経産業新聞　関係記事

・関係官庁関連記事他

歴史的建造物の保存と活用-Landmark Trust の取り組み

Conservation and Utilization of Historic Buildings case on Landmark Trust

金振晩*
KIM, Jinman

歴史的建造物を保存・活用するための国の制度や、これまでの日本における歴史的建造物の保存・活用のあり方については、多くの研究者及び実務家によって問題や課題が議論されてきた。しかし、歴史的建造物や近代の特徴的な景観の所有者・管理者側の建物の保存・活用に関する意見や、個々の建物の状況などについての研究や文献はまだ十分ではない。本研究は、英国の LT の活動を事例分析し、日本における歴史的建造物の保存と活用のあり方を検討することを目的とした。その結果、安定的な経営が可能となっている要因の一つとしては、英国全土およびヨーロッパ一部まで及ぶ 200 の物件を一律に管理するというスケールメリットとチャリティー団体の目的でもある「公益性」を社会へ発信するための活動などが挙げられる。また、保存及び活用手法として LT の宿泊施設としての活用事例を取り上げ、その仕組みを明らかにすることによって、日本においても歴史的建造物の保存と活用のあり方を提示したことを本研究の意義とも言える。

キーワード：歴史的建造物、保存、活用、ランドマーク・トラスト（Landmark Trust）

1． はじめに

日本には、神社仏閣や城などの歴史的価値があり、文化的資源である歴史的建造物と呼ばれる建物が各地においてランドマークとして存在している。それらの歴史的建造物のうち、歴史的かつ芸術的観点からみて特に価値の高いものについては、古くから文化財保護法に基づく文化財として指定及び登録されて保存されてきた。近年では、景観法や地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴史まちづくり法が制定され、歴史的建造物を保存・活用するための制度が充実してきている。しかし、「意欲的な市町村」ではともかく、「普通の市町村」ではこれらの諸制度が駆使されているわけではなく、歴史的建造物が壊されつつあるのが現状である。

歴史的建造物を保存・活用するための国の制度や、これまでの日本における歴史的建造物の保存・活用のあり方については、日本建築史や都市計画、まちづくり、観光振興などを専攻する多くの研究者及び実務家によって問題や課題が議論されてきた。歴史的建造物や美しい街の風景を残すための力となってきた、長い歴史をもつ文化財保護法が果たしてきた役割と問題点については、後藤（2006、2008、2009、2012）の文献がある。しかし、文化財ではない歴史的建造物や近代・現代の特徴的な景観の所有者・管理者側の建物の保存・活用に関する意見や、個々の建物の状況などについての研究や文献はまだ十分ではない。

一方で、歴史的建造物の活用が進む英国においては、歴史的建造物保存団体の活用によってさまざまな歴史的建造物が宿泊施設に姿を変えた。1965 年に誕生した歴史的建造物保存団体であるランドマーク・トラスト（Landmark Trust:以下 LT と略記）は、50 数年以上、歴史的建造物の宿泊施設としての活用を通じ、保存を試みている。日本でも歴史的建造物に宿泊するというスタイルが人気を高めつつあるが、歴史的建造物を宿泊施設として転用し始めた歴史が浅く、事業として持続性があるかどうかは不透明である。LT の長年の歴史的建造物の活用ノウハウを明らかにすることは、今後、日本が歴史的建造物を宿泊施設として活用するための手がかりとなると考えられる。

従って、本研究は、英国の LT の活動を事例としてとりあげ、彼らの取り組みや手法を分析し、日本における歴史的建造物の保存と活用のあり方を検討することを目的とする。

2． 先行研究のレビュー

歴史的建造物の保存に力を入れている自治体の事例分析はあるものの、大部分の維持管理費は行政が担当

＊帝京大学経済学部

するなど、自立的運用においては限界がある（木内、2008；佐藤&川崎、2017）。また、西山&村上（2010）は歴史まちづくりを対象とした既存研究のうち、文化遺産の総合的捉え方に着目し、多様な文化遺産の発掘や価値づけの方法を提示した。岡崎&原科（1995）は取り組みと主体が果たした役割の関係性に着目し、伝統的建造物保存地区の合意形成過程を分析しており、玉井&久（2000）は町並みの整備の展開過程に着目しその効果を明らかにした。

以上のように、史的建造物を保存・活用するための国の制度や、これまでの日本における歴史的建造物の保存・活用のあり方については、多くの研究者及び実務家によって問題や課題が議論されてきたものの、歴史的建造物にかかわる所有者、管理者、行政、利用者などのステークホルダーの構造的関係を総合的に考察した研究はあまり行われていない状況である。

３． LT の取り組み

(1) LT の概要

LT の創始者ジョン・スミス卿（John Lindsay Eric Smith）は、1923 年に名高い銀行家の家系に生まれた。家業を継ぐために、1952 年にコット・バンク（Coutts & Co.）の取締役に就任する。しかし、建築家になることが将来の夢であり、本業の傍ら National Trust（以下 NT）の執行委員に就任するなど、歴史的建造物の保存に注力した人物であるとされている。

1960 年前半、当時英国において保護対象となっていた歴史的建造物は国家を代表する宝、大聖堂やカウントリー・ハウスに限定されており、小型で価値を有する建造物が姿を消しつつあった。当時、NT の執行委員を務めていたスミス卿は、NT が保存対象としなかった建造物に対して、ランドマークとしての役割や景観上の価値から保存の必要性を抱いていた。

その後、NT に対してそうした建造物の保護の必要性を説いたが、なかなか受け入れられなかった。そこで、スミス卿は 1965 年に妻クリスティーナと共に、NT が保存対象としなかった建造物をホリデー施設として活用する団体として LT を設立する。その目的は、①歴史的価値、建築的価値またはアメニティーとしての価値のある小型建造物・構築物または敷地（sites）を保存すること、②歴史的価値または自然美のある場所の享受性の保護および促進、③受託者（trustee）が決定したその他のチャリティー目的に適合する活動を引き受けること、の 3 つであった。

LT の主な活動は、建造物を取得・改修し、宿泊施設として宿泊客へと提供、宿泊料から得た収益を管理物件の維持・管理に当てるものである。現在 LT はイングランド・スコットランド・ウェールズ・チャンネル諸島 ・イタリア、フランス、ベルギーに計 200 件の建造物を有する英国最大の歴史的建造物保存団体の 1 つである。また管理物件の平均稼働率が 70 パーセントを超えるなど 、宿泊施設としても人気を集めている。

近年 LT の活用手法は、英国国内外で広がりを見せている。英国内において、ヴィヴァット・トラスト(the Vivat Trust)や NT が、国外では、アイリッシュ・ランドマーク・トラスト（the Irish Landmark Trust）やランドマーク・トラスト USA（the Landmark Trust USA）が LT の手法を取り入れ、事業を行っている。

LT の組織内部は、理事を組織の頂点に経理部門、建造物部門、資金調達部門、マーケティング・アンド・コミュニケーション部門、予約オフィス、装飾部門の 6 つの部門から構成されており（約 40 名）、その他に地域の物件を監督する地域物件マネージャー（15 名）と各物件担当のハウスキーパー（約 150 名）が存在する。このように組織内に建造物および宿泊業に対するプロフェッショナルを配置することで、歴史的建造物の保存および宿泊施設としての活用の「質」を確保している。

(2) LT の活動実態

LT の年次報告および会計報告書やハンドブックなどから、現在の LT の活動内容を①建造物の救助（取

表 1. LT の手法を導入した歴史的建造物保存団体

組織名	ナショナル・トラスト The National Trust	ヴィヴァット・トラスト The Vivat Trust	アイリッシュ・ランドマーク・トラスト The Irish Landmark Trust	ランドマーク・トラスト・アメリカ The Landmark Trust USA
発足年	1895	1981	1992	1993
活動範囲	イングランド、ウェールズ、北アイルランド	イングランド、スコットランド	アイルランド、北アイルランド	アメリカ
宿泊可能物件数	350以上	22	19	4

出典：筆者作成

表 2. LT およびその他子会社との関係

名称	The Landmark Trust	The Landmark Trustee Company Ltd.	Landmark Trading Shottesbrooke Ltd.	The Lundy Company Ltd.	The Landmark Trust (Auchinleck)Ltd.
発足年	1965	1989	1999	1969	1998
登録事務所	Shotttesbrooke	Shotttesbrooke	Shotttesbrooke	Shotttesbrooke	Shotttesbrooke
法的形態	チャリティー(公益信託)	有限会社	有限会社	有限会社	チャリタブル・カンパニー・有限会社
適用法	チャリティー法	会社法	会社法	会社法	チャリティー法・会社法
活動内容	・チャリティー目的に沿った活動をおこなう。	・受託者として、LTが破産した際に、有限の責任を負う。	・チャリティー法上で禁止されている商取引をおこなっている。	・ランディー島の運営と道路などのアクセスの改善をおこなっている。 ・フェリーの運営などランディー島へのアクセスのほか、島の自然保護活動をおこなっている。	・スコットランドにあるAuchinleck Houseの運営のみをおこなっている。
LTとの関係		・受託者として、LTが破産した際に、有限の責任を負う。 ・建造物の取得の際に、決定を下す。	・売上の全てをギフト・エイドとしてLTへ寄付。	・LTから運営資金を賃借している。 ・LTと共同で運営および管理をおこなっている。	・LTの理念の下、修復・維持・運営おこなわれる。 ・Auchinleckの職員はおらず、LTの職員が業務にあたっている。

出典：筆者作成

得～改装)、②宿泊施設としての歴史的建造物の管理・維持、③その他の活動の三つに分類した。以下、その実態をみていく。

1) 建造物の救助

LT は、「保護という網から抜け出た建造物を救う」ことを活動の目的にしている。すなわち、新たな物件を取得し、新たな活用用途を与えるまでの過程を「救助（rescue)」としている。

まず、取得する対象となる物件は、①ホリデー施設として活用できる立地にあること、②物理的に危機に瀕していること、③取得・改修といったコストをカバーする資金調達が可能であること、の三つの基準を満たすことが条件となっている。

出典：the Landmark Trust Homepage より

図 1　The Chateau　修復前（上）と修復後（下）

次に、建造物の取得は、①建造物の所有権を取得するもの（所有権取得)、②建造物の賃借権を取得するもの（長期賃貸借権取得)、③建造物の所有者に LT の活用手法のノウハウを伝授するもの（管理契約)、といった所有権の異なる三つの形態のいずれかによってなされている。

上記の取得形態で取得されることが決まった新規物件の改修に必要な資金は、公的機関からの補助金や一般市民からの寄附から調達される他、前年の事業の黒字分も用いられている。

資金調達に目途がつくと、実際に建造物の修復に取り掛かる。修復では、地元の伝統技能を継承することを目的に、地元の業者が事業を請け負うことが原則となっており、伝統的な建築資材の使用などのプライオリティーが存在する。

また、改装・装飾はグロセスターシャー（Gloucestershire）にある LT の装飾部門が担い、「過去に輸出された、イングランドでよく目にすることができるシンプルで立派な家具」を購入し、それぞれの建造物の風合いに合うように修理されたものが配置されている。また、浴槽・トイレおよびキッチンなどは宿泊施設として十分な機能を有するものを配置するなどの工夫が施されている。

2) 宿泊施設としての歴史的建造物の管理・維持

まず、宿泊施設としての運営は、原則月曜からの 4 泊、金曜からの 3 泊を最短の単位としており、最長 3 週間の長期滞在が可能である 。利用料金は季節に応じて設定されており、年間を通じた利用料金表は前年の秋頃に示される。一つの物件を例に最大料金と最低料

金の差を見てみると、the Grange（Kent、8 人定員）の場合、最安値期（1 泊当たり£125）と最高値期（1 泊当たり£557）では約 4.4 倍の差があり、季節などによって大きく異なる料金設定をしていることがわかる。

次に、宿泊の予約は、バークシャー・ショッテスブルック（Berkshire、Shottesbrooke）にある LT 本部の予約オフィスが対応している。予約オフィスは、予約についての問い合わせに応じている他、LT のホームページ上に定期的に予約状況表（Availability List）を公開している。

最後に、通常の建造物の維持については、ハウスキーパーがハウスキーピング業務の一環として点検などを行っている。また、定期的に LT 本部の職員によっても点検されている。

3）その他の活動

LT は管理している物件を宿泊施設として提供しているだけではなく、特定の物件において年間計 60〜70 日間程度の無料開放日を設け、一般市民への開放を行っている。当日は、宿泊しなくても一般市民が LT の歴史的建造物を自由に見学することができるが、これはチャリティー団体である LT の公共性の担保、および公共団体からの補助金申請の条件を満たすための重要な事業の一つとなっている。

また、ランディー島においては、島内の物件の管理・維持の他、海鳥再生事業（the Seabird Recovery Project）などの自然保護活動を展開している。

4．まとめ

「保護という網から抜け出た建造物」を「宿泊施設」として活用し、宿泊料金から維持・管理費用を賄うというスミス卿のアイデアを実現した LT の手法は、歴史的建造物を宿泊施設として活用する上で、さまざまな工夫がなされている。特に、宿泊業として時代の状況を踏まえた安定的な経営を続けたことから、英国最大の自然・文化資源保護団体である NT や国内外の団体が LT の手法を導入するなど、欧州において建築遺産の保存・活用手法の一つとして認識されるまでに至ったと考えられる。

安定的な経営が可能となっている要因の一つとしては、英国全土およびヨーロッパ一部にまで及ぶ 200 の物件を一律に管理するというスケールメリットがあげられる。例えば、各地に点在する物件の予約は、本部が一元的に行っており、業務の集約化が図られている。

また、チャリティー団体の目的でもある「公益性」を社会へ発信するための活動、すなわち、一般の人々に無料開放することによって、歴史的建造物に対する興味を持たせることができると考えられる。最後に、歴史的建造物の持つ価値や意味を深く認識し、その保存及び活用手法として LT の宿泊施設としての活用事例を取り上げ、その仕組みを明らかにすることによって、日本においても歴史的建造物の保存と活用のあり方を提示したことを本論文の意義としてあげられる。

【付記】:

本研究は科学研究費補助金（基盤研究 C 課題番号:18K11878）の助成を受けたものである。

【参考文献】

後藤治(2006). 歴史的建造物や町並みの保存をめぐる地域政策上の課題. *地域政策研究*, 37, 7-12.

——&オフィスビル総合研究所(2008). *歴史的建造物保存の資源確保に関する提言プロジェクト*. 白揚社, 230.

————(2009). 歴史的建造物の保存とすまいの再生・継承の隙間. *すまいろん*, 52-55.

————(2012). 歴史的建造物・町並み保存をめぐる制度的課題. *都市問題*, 103(9), 55-62.

木内望(2008). 歴史的・文化的価値を有する近代期の建造物の再生と活用に関する研究. *建設マネジメント技術*, 2008 年 10 月号, 23-26.

前川洋輝, 小林史彦&川上光彦(2011). 歴史まちづくりの展開過程における文化遺産の保存・活用施策とその主体に関する研究ー加賀市大聖寺地区を事例としてー. *都市計画論文集*, 46(3), 193-198.

西山徳明&村上佳代(2010). 萩市における文化遺産の発掘とトシイさん概念についてー歴史文化まちづくりにおける文化資源マネジメントに関する研究(その 1)ー. *日本建築学会計画系*, 657, 2615-2623.

岡崎篤行&原科幸彦(1995). 歴史的町並みを活かしたまちづくりにおける合意形成過程に関する事例研究ー橿原市今井町地区の伝健地区指定を対象としてー. *都市計画論文集*, 30, 337-342.

佐藤玲菜&川崎興太(2017). 歴史的建造物の保存と活用の実態に関する研究ー山形市中心市街地周辺の事例研究ー. *都市計画報告集*, 15, 367-373.

玉井明子&久隆浩(2000). 伝統的窯業産地における地域資源を保存活用した住民参加型ルート整備の課題ー愛知県瀬戸市洞地区を対象としてー. *都市計画論文集*, 35, 685-690.

札幌におけるロケーションフォトウェディングの展開

―台湾からと香港からの利用客の違い―

Location Photo Wedding in Sapporo

花井友美*、今野久子*、八城薫**
HANAI, Tomomi, KONNO, Hisako, YASHIRO, Kaoru

ロケーションフォトウェディングは、2000 年代、台湾で人気が出たのが始まりとされ、香港や中国全土に広がっている。最近では、結婚式や披露宴の会場入口に写真を飾るため、海外ロケに出かけ撮影することもある。日本でも 2010 年前後にウエディング事業者が台湾や香港に進出し PR を展開しており、ロケーションフォトウエディングでの訪日客も増えつつある。札幌では、結婚式場、写真館、貸衣装店を中心に 2011 年に「札幌ロケーションフォトウェディング協議会」が設立され、台湾や香港からのインバウンド観光客を対象に、一週間程度の旅程の中にロケーションフォトを組み込んだ誘致策を進めている。筆者らは 2018 年 8 月に札幌ロケーションフォトウェディング協議会及び同協議会に参画する二つの事業体に対して、札幌におけるロケーションフォトウェディングの実態についてヒアリングを行った。その結果、台湾から訪れる利用客と香港から訪れる利用客とで撮影地の選択傾向（誰もが知っている場所 vs. 誰も知らない場所）に違いが見られることが示唆された。

キーワード：ロケーションフォトウェディング、札幌、台湾、香港、撮影地の選択傾向

1． 目的

「ロケーションフォトウェディング」は、2000 年代、台湾で人気が出たのが始まりとされ、香港や中国全土に広がっている。最近では、結婚式や披露宴の会場入口に写真を飾るため、海外ロケに出かけ撮影することも増えてきている。日本においても、2010 年前後に大規模なウエディング事業者が台湾や香港に相次いで進出し、ロケーションフォトウエディングなどの訪日 PR を展開する動きがみられ、北海道や沖縄、軽井沢などを中心に、国内外からロケーションフォトウェディングに訪れる観光客が増えてきている。また、海外から、特に台湾や香港からの観光客は、ロケーションフォトウェディングをきっかけとして、その周辺地域に一週間程度滞在し、観光を行ったり、中には挙式と新婚旅行を兼ねる場合もある。こうした動きを捉え、リゾートウエディングに着目した政策検討（平成 26 年沖縄県観光振興課、同 27 年北海道経済部観光局等）や官民連携による協議会等の受入体制整備などが進められている。本研究は、札幌における展開を取り上げ、ロケーションフォトウェディングをきっかけとした海外、特に台湾と香港からの観光客の日本におけるロングステイ観光の可能性について検討すること目的とする。

2． 海外ロケーションフォトウェディングの人気とその背景

(1) ロケーションフォトウェディングとは

ロケーションフォトウェディングは、結婚式当日とは別にスタジオ外で「別撮り撮影」を行うことである。観光地や自然などのロケーションの中で写真撮影を行うことが、ロケーションフォトウェディングの特徴である。日本国内のデータではあるが、リクルートマーケティングパートナーズ（2018）によると、スタジオまたはスタジオ外で別撮り撮影を行ったカップルは、

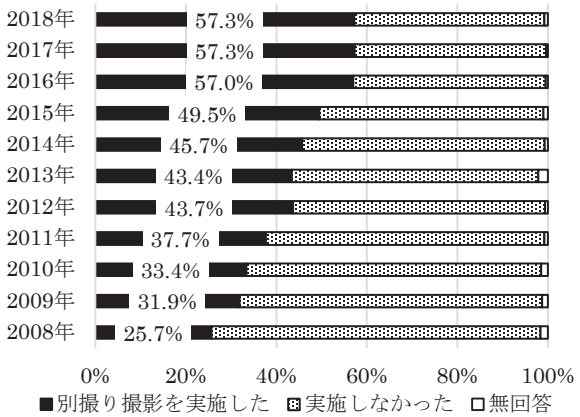

図 1　別撮り撮影の実施状況

＊帝京大学経済学部　＊＊大妻女子大学人間関係学部

2008 年時点では 25.7%であったが、2018 年時点では 57.3%に上る（ゼクシィ　結婚トレンド調査 2018 調べ; 図 1）。

また、その内訳を見てみると、2018 年調査では、「スタジオ撮影のみ」が 39.0%、「ロケーション撮影のみ」が 40.3%、「両方」が 20.7%であり、ロケーションフォトウェディングの実施者割合は別撮り撮影者の約 6 割に上る。

(2) ロケーションフォトウェディングの人気の背景

今日のロケーションフォトウェディングの人気の背景は大きく二つの要因があると考えられる。一つ目は、国際観光客数の増加である。UNWTO（2018）の報告によると、2017 年の国際観光客数は 13 億 2300 万人に上り、前年から 6.8%増であった。さらに、JNTO（2012）の統計から海外出国率をみると、訪日外国人旅行客数で上位を堅持しているいわゆる三大市場のうち、韓国・中国の出国率はそれぞれ 27.5%・6.1%であるのに対し台湾は 43.9%と高い。次いで訪日客数の多い香港・米国の出国率はそれぞれ 108.9%・19.3%である(1)。海外旅行がもはや珍しくない日本の 14.5%と比較しても、特に台湾と香港では海外渡航が市民に身近な体験であることが伺われる。結婚の晴れ舞台に海外を視野に入れ、親日的な社会環境のなかで日本が選ばれ易いとも考えられる。

二つ目は写真撮影への関心の高まりである。Facebook や Instagram、Twitter など様々な SNS の利用者がここ数年で急激に伸びている。SNS では文字だけでなく、画像や動画が投稿されることが多く、特に、写真の投稿がメインの Instagram の普及速度は目覚ましく、2018 年 6 月 20 日、米 Facebook 傘下の Instagram は月間アクティブユーザー数が 10 億人を突破したと発表した。また、2018 年 1 月時点の全世界での Instagram 浸透率は 11%に上る。国ごとの Instagram 浸透率を見ると、台湾は 31%、香港 35%と全世界平均を大きく上回る（Statista, 2019）。2019 年 1 月 22 日時点で Instagram における「# photowedding」のヒット数は 502,000 件、「# locationphoto」のヒット数は 27,300 件、「# locationphotowedding」のヒット数は 361 件であり、ロケーションフォトウェディングで撮影した写真を SNS に投稿するという傾向が見られる。

(3) 台湾と香港における結婚観

台湾及び香港で日本をはじめとした海外ロケーションフォトウエディングが普及しつつある要因は、(2)に述べた海外渡航の身近さだけでなく、結婚観や結婚スタイルの流行といった文化的・社会的な側面からも理解できる。

台湾においては、まず、儀式としての盛大な披露宴重視の結婚観が注目される。台湾では従来より宗教的な「挙式」の概念は薄く、披露宴等で結婚を宣言する「儀式婚」が慣習的であった。2008 年には法改正により結婚は登記（「登記婚」）により成立するようになったものの、依然として結婚記念イベントとしての盛大な披露宴が一般的である。その会場をドレス姿の前撮り写真で飾り立てるため、国内外でのロケーションフォトウエディングが広く行われてきているのである。次に、社会経済の成長に伴い価値観や婚礼スタイルも多様化し、近年では特に留学経験のある 20〜30 代を中心に海外挙式への関心が高まっていることが挙げられる。素敵な写真を残すことができハネムーンも兼ねられる合理性や欧米流のデスティネーションウエディング（海外挙式）への憧れが、彼らの心をつかんでいるという。

一方香港においては、ショッピングモール等での EXPO やブライダルフェアといったウエディング産業の隆盛が注目される。フェア会場にはドレスや小物、式場そして前撮り等のブースが立ち並び、結婚を考えるカップルが一年あるいはそれ以上の期間をかけ何度もフェアを訪れて準備を進めることも珍しくなくなっている。その一環でロケーションフォトウエディングの情報を得て、国内外で実践するカップルが増えている。また、近年、特に香港を中心に、リーガルウエディングへの要望が高まっている。リーガルウエディングとは、海外で現地法に基づき婚姻証明書を発行し、これを持ち帰れば自国でも婚姻が成立するものである。沖縄県（2014）の実施した「平成 26 年度沖縄リゾートウェディング」調査ではリーガルウエディングの届け出が平成 25 年度 157 件、同 26 年度 274 件と倍増しており、平成 22 年から各市町村で受入れるとともに民間事業者と連携して受皿整備を急いでいる。北海道でも、平成 26 年の 15 件のリーガルウエディングは全て香港のカップルであった（北海道経済部観光局, 2015）。このように、近年のリーガルウエディングのニーズの高まりに対応することが、これに伴うロケーションフォトウエディングや周遊観光への追い風となっていくことも考えられる。

３．　札幌におけるロケーションフォトウェディングの実態

北海道経済部観光局（2015）が 2015 年 2 月から 5 月に道内ブライダル関係企業（結婚式場、教会、ホテル、写真館等）128 社（有効回答 78 社）を対象とした北海道内でのリゾートウェディング(2)に関する調査によると、2014 年のリゾートウェディングの実施組数は、1,509 組であった。国内・海外組での内訳に目を向けると、リゾートウェディング全体に占める国内組数は、1,254 組（83.1%）、海外組数 255 組（16.9%）となり、海外組の中でも香港が最も高く、次いで台湾であった。（図 2）。

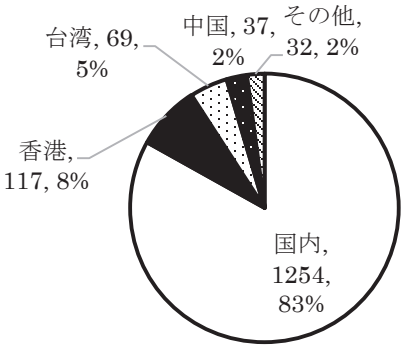

図 2 北海道内のリゾートウェディングの実施組数の内訳

また、リゾートウェディング実施組の内、ロケーションフォトウェディングのみの組数は 376 組、ロケーションフォトウェディングと挙式のいずれも実施した組数は 272 組であり、両者を合わせると 42.2 がロケーションフォトウェディングを実施していた。

４．　インタビュー調査

以上を踏まえ、2018 年 8 月後半、札幌ロケーションフォトウェディング協議会及び札幌市内にあるロケーションフォトウェディング事業者 2 社に対するインタビュー調査を実施した。

(1) 札幌ロケーションフォトウェディング協議会

2010 年、札幌市の調査（着地型観光の造成に関する検討）の結果、台湾や香港から「ロケーションフォトウエディング」を目的に札幌へのインバウンドが増加しており、写真撮影に 30 万円以上の支出をしていたことが明らかになった。そこで、札幌市はリゾートウエディングによる活性化策を打出した。その札幌市の支援を受けて、2011 年 10 月に設立されたのが「札幌ロケーションフォトウェディング協議会」である。札幌ロケーションフォトウェディング協議会は、結婚式場、写真館、貸衣装店など 6 つの事業体が参画した任意団体であり、札幌のロケーションフォトウエディングの認知度の向上、インバウンド誘致を目的としている。札幌ロケーションフォトウェディング協議会は、2011 年から 2014 年にかけて札幌市の支援を受けて調査・プロモーション活動を実施した。現在の推進体制は、株式会社グローカルデザインが北海道リゾートウェディング協会、札幌ロケーションフォトウェディング協会、函館ブランド・ロケーションフォト協議会をコーディネイトし、関係自治体の協力と連携し、北海道内各地へのロケーションフォトウエディングの展開・認知度の向上とインバウンド誘致に取り組んでいる。

現状として、ロケーションフォトウェディングを目的として札幌を訪れる観光客は雪景色を求めて 1～2 月期、ラベンダーや花畑の風景を求めて 7～8 月期に多い。人気の地域は札幌市内に加え、富良野、美瑛、小樽である。観光客は、1～2 週間程度の旅行の 1 ないし 2 日でロケーションフォトウェディングを行い、他は北海道観光をするというケースが多く、道内周遊旅行の行程の一つとしてのロケーションフォトウェディングがある。

図 3　ロケーションフォトウェディングの撮影場所として人気の青い池（美瑛）

(2) 事業者

1) A 社（台湾からの利用客メイン）

概要

札幌市の中心から車で約 10 分の立地にあり、札幌市街を一望できる丘の上にある本格的ヨーロッパ建築の協会。教会での四季折々の写真に加え、富良野や美瑛、小樽など道内周遊のツアーフォトオプションも提供。

利用客像と参加までの経緯

年間約 40 件〜50 件、台湾からの利用客が多い。年齢層は国籍にかかわらず 20 代後半から 30 代前半が中心。広告、旅行会社からの観光地情報や―年に数回台湾や香港で開かれる EXPO やブライダルフェアの中で、札幌でロケーションフォトウェディングが出来ることを知ったというケースが多い。また、SNS や PR で見たカメラマンの技術が気に入り、カメラマンを指名して A 社を選ぶケースも多い。

ロケーションフォトウェディングの動機と撮影地の選択傾向

「この教会で式を挙げたい」というブランド志向的動機から、札幌でロケーションフォトウェディング事業者の中から A 社を選ぶ利用客が多い（例 : 午前中に教会で挙式、その後衣装替えして札幌市内で撮影）。

また、撮影した写真は、披露宴会場に等身大くらいに拡大して掲示することが目的のため、背景（どこで撮ったか）が分かる構図であることが重要である。台湾からの利用客にとって、札幌は沖縄に比べて価格的に少しハードルが高く、それゆえ札幌でのロケーションフォトウェディングは優越性が高い。そのため、「札幌で撮ったことが誰からもわかること」が重要となる。したがって、

① 札幌であることが分かる有名な観光地、都市の風景、あるいは日本文化的な風景
② 冬の場合は、広大な自然、雪

が撮影場所として選択される傾向がある。なお、雪の中にドレスを広げ寝転がって撮影するなど、雪への憧れは国籍を問わず強い。

2）B 社（香港からの利用客メイン）

概要

札幌市中心部にあるウェディングフォト会社。伝統的な日本式の前撮りに 20 年以上の実績を誇る。札幌から沖縄まで国内 15 店舗、ハワイ、パリ、ニューヨークなど海外 6 店舗を展開する。なお、香港のカップルの間で日本式のウェディングフォトパッケージの需要が伸びている状況を受け、2016 年 9 月には香港店をオープンし、EXPO やブライダルフェア等での PR を展開している。

利用客像と参加までの経緯

年間約 30 件〜35 件、香港からの観光客が多い。A 社の事例と同様に、香港で開かれる EXPO やブライダルフェアでの PR により、札幌でロケーションフォトウェディングが出来ることを知ったというケースが多い。また、A 社同様、SNS や PR で見たカメラマンの技術が気に入り、カメラマンを指名して B 社を選ぶケースも多い。

なお、ロケーションフォトウエディングでの長時間にわたる撮影行程を通して利用者とカメラマンやスタッフとの交流や信頼が深まり、結婚後にも再来日して子どもの成長の記念に再びロケーションフォトを行うなど、リピーターとして B 社を利用する例もあった。

ロケーションフォトウェディングの動機と撮影地の選択傾向

香港におけるロケーションフォトウェディング先としてパリやギリシャなども人気であるが、その中で北海道を選ぶ利用客は、「雪、広大な花畑・ラベンダー、自然」に魅力を感じている様子。もともと「北海道はラベンダー」のイメージを持つ人たちが多く、中には年数回来日し、日本についてよく知っている中、「今回はラベンダー」という利用客もいる。雪原や花畑でベールをなびかせて撮影したいといった希望も多い。

利用客の多くはあらかじめ旅行雑誌や SNS で撮影地の情報収集を行っており、具体的な画像を持ってきて「こんな感じに撮りたい」との要望が多い。また、上述の通り、日本への来訪経験がある利用客が多いため、行ったことのない場所、あまり海外からの観光客に知られていない場所を好む傾向がある。

5． 結論

(1) 台湾からと香港からの観光客の違い

今回インタビューを実施した 2 事業者のうち、A 社のメインターゲットは台湾からの利用客、B 社のメインターゲットは香港からの利用客であった。インタビュー調査の結果から、台湾からと香港からの利用客のロケーションフォトウェディングの動機及び撮影地の選択志向の違いについてまとめると表 1 のようになる。

表 1　台湾からと香港からの利用客の違い

台湾		香港
ブランド志向	動機	自然志向
誰もが知っている場所	撮影地の選択志向	誰も知らない場所
札幌市内の街並みなど都市的景観	具体例（相違）	自然豊かな野原や湖
雪景色、花畑の中	具体例（共通）	雪景色、花畑の中

台湾においては「札幌に行った」ということ自体が一種のステータスになるため、撮影した写真を見た相手が札幌の写真であるとすぐにわかるような写真及び場所（札幌の街並みの風景や雪の景色など）が好まれる傾向がある。一方で、香港の場合は、写真を見た相手が「見たことがない」場所の写真及び場所を選ぶ傾向がある。そのため、有名な観光地や都市的風景よりも自然豊かな場所、つまり香港ではあまり見ることができない光景が好まれる。

この違いの背景要因については慎重な検討が必要ではあるが、ここでは動機の側面から検討を試みる。台湾は急激に経済が成長し、日本に訪れる観光客も多いが、それでもなお香港と比較すると一人当たりの給与所得のレベルは低い。JETRO（2018）の「2017 年度アジア・オセアニア投資関連コスト比較調査」によると台北の一般工の月額平均給与が 1,112USD であるのに対し、香港の一般工の月額平均給与は1,992 である。札幌旅行、さらには札幌でロケーションフォトウェディングをするということは、金額の面で非常に贅沢な活動であり、それを行ったということを示す写真は利用者の自尊心を高揚させる役割を持つと考えられる。一方で、香港からの利用客の撮影地の選択の背後にあるのは自然志向である。香港は超高層ビルが林立する世界的な金融都市であり、都市的な街並みが広がる一方で、札幌郊外に広がる自然豊かな光景はなかなか見ることができない。そのため、花畑や湖、林や野原といった普段見ることができない風景のもとで写真を撮ることで満足感がより高まるのであろう。

(2) ロケーションフォトウェディングの展開

1) ロングステイ観光の推進への期待

1 ないし 2 日のロケーションフォトウエディングと合わせて 1 ~2 週間程度のハネムーンや道内周遊観光を行う例が大半であることが把握できた。海外ロケーションフォトウエディングを実施できるのはいわゆる富裕層に他ならず、ゆとりある旅を志向する経済的・心理的なポテンシャルが高い現状が示されていた。これより、ロケーションフォトウエディングのターゲットは、広域かつ長期観光のロングステイの潜在市場として期待し得ると考えられる。

台湾・香港ともに、旅行会社からの情報や EXPO・ブライダルフェアがロケーションフォトウエディングを知るきっかけとなっていたことから、現地のウエディング産業とわが国のロングステイ関連事業者との連携した PR なども有効と思われる。

また、カメラマン等との信頼関係からリピーターが生まれている例も明らかになった。ロケーションフォトウエディングはその撮影行程で生まれる交流や信頼を通して、リピーターや良質なインフルエンサーの獲得にもつながる可能性を有することが示されたことから、ロングステイ観光においてもこうした特徴を有するロケーションフォトウエディングとの連携は有効であると思われる。

2) 経済的効果への期待

(1)で詳述した通り、台湾からのロケーションフォトウエディングでは「ブランド志向」で「誰もが知っている場所」が好まれる一方、香港では「自然志向」で「誰も知らない場所」で撮影したいという、対照的なニーズが明らかになった。すなわち「誰も知らない」、著名な撮影地点を持たない各地域・津々浦々における誘客の可能性が示唆されたといえる。これまで来訪者の少なかった地域に観光客やハネムーン客を迎えるための新たなニーズが生まれ、関連産業の創生に繋がる可能性も考えられる。例えば、広大な雪原や花畑にベールを広げて撮影したいといったロケーションフォトウエディングならではのニーズは国籍を問わず根強いことが明らかになったが、これは、何もない（雪や花しかない・雪や花だけならある）地域において逆転の発想での観光資源の再発見を促す示唆に富むと考えられる。

また、カメラマン指名で事業者を選ぶなど、技術やきめ細かいおもてなしといった日本への信頼も、高価なロケーションフォトウエディング商品が選ばれる理由となっていた。上述の通り富裕層が結婚という一大イベントとして取組むロケーションフォトウエディングでは、高価でも高質なサービスが求められている状況が把握できた。訪日外国人 1 人当たり旅行消費額は 15 万円程度 （観光庁, 2018：全国籍・地域 153,921 円（前年比-1.3%）、台湾 125,847 円（同-0.0%）、香港 153,055 円（同-4.5%））であるのに対し、ローションフォトウエディングの平均標準消費額はフォト撮影 10~20 万円・挙式 30~50 万円程度と推計され （北海道平成 27 年調査・沖縄県平成 26 年調査）市場の商品も同等以上の価格帯である。このように、ロケーションフォトウエディングのみでも 1 人あたり消費額を大きく超えており、ハネムーンや周遊観光を伴えば一層の経済効果が期待されると考えられる。

謝辞：本研究は JSPS 科研費 JP18K11877 の助成を受けて行われた。また調査においては、㈱グローカルデザイン酒本宏氏、中島千世子氏に多大なるご協力をいただいた。記して謝意を表したい。

【補注】

(1) 中国：香港・マカオ行きを含んだ中国人出国数（日帰り客数を含む）で計算。／香港：中国本土行きを含んだ香港人空路出国数（日帰り客数を含む）で計算。／米国：メキシコ行きの日帰り客数とメキシコ以外へ向かって 1 泊以上した出国者数で計算。

(2) 本調査では「北海道内で行われたロケーションフォトウェディングや挙式のうち、国内及び海外に居住する新郎新婦の婚姻組数とし、道内居住者が道内で行うものは除く。」と定義されている。

【参考文献】

北海道経済部観光局 (2015). 北海道内で行うリゾートウェディングに関する調査結果. (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/weddingreport.pdf 閲覧日：2019 年 1 月 22 日)

JETRO (2018). 2017 年度 アジア・オセアニア投資関連コスト比較調査. (https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/01/d78a35442e4ce3c0.html 閲覧日：2019 年 1 月 22 日)

観光庁 (2018). 訪日外国人消費動向調査（2017 年）. http://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/syouhityousa.htm 1 閲覧日：2019 年 1 月 22 日)

日本政府観光局(JNTO) (編) (2013). JNTO 日本の国際観光統計 2012 年(平成 24 年). 国際観光サービスセンター

リクルートマーケティングパートナーズ (2015). 結婚トレンド調査 2018 報告書（首都圏）. (http://bridal-souken.net/data/trend2018/XY_MT18_report_06shutoken.pdf 閲覧日：2019 年 1 月 22 日)

沖縄県観光振興課 (2014). 平成 26 年 年間 沖縄リゾートウエディング 12,068 組. (http://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoshinko/yuchi/documents/h26_1-12_rw.pdf 閲覧日：2019 年 1 月 22 日)

Statista (2019). Usage penetration of Instagram in selected countries as of January 2018. (https://www.statista.com/statistics/325567/instagram-penetration-regions/ 閲覧日：2019 年 1 月 22 日)

UNWTO (2018). UNWTO Tourism Highlights 2018 Edition. (https://www.e-unwto.org/doi/pdf/10.18111/9789284419876/ 閲覧日：2019 年 1 月 22 日)

ボーダーレス観光の推進に向けた研究課題

A Study on Research Issues for Promoting Borderless Tourism

野口洋平*、金振晩**、花井友美**
NOGUCHI, Yohei, KIM, Jinman, HANAI, Tomomi

海外旅行は、渡航先への距離・時間に関係なく、共通してほぼ同じような手続きや書類が必要であり、その上で渡航先の国・地域ごとの対応が求められる。また、国際情勢や治安、災害、気象などの影響も受けやすい。国際観光が拡大する中でも、こうした手間やリスクについては改善の実感が少なく、ときに海外旅行の阻害要因にもなる。本研究は、手間やリスクが少なく気軽に参加できる海外旅行を「ボーダーレス観光（Borderless Tourism）」と呼び、特に日本と東アジア各国（韓国・台湾）のあいだでの国際観光を想定し、ボーダーレス観光の推進に向けた送出・受入環境整備の構築を試みる。旅行障壁またはその除去に関連する制度や仕組み、各国の先進事例の調査・分析を通じてその推進に必要な諸条件を整理した上で、旅行者および行政・民間関係者の認識を把握し、現在の状況および課題を抽出する。これらを踏まえ、産学官の専門家による議論を通じて，日本型ボーダーレス観光推進のフレームワークの構築を目指す。本発表ではその具体的な課題等を提示する。

キーワード：観光、ボーダーレス観光、ツーウェイツーリズム、デルファイ分析

1．はじめに

日本人海外旅行者約 1,895 万人（2018 年・速報値）、訪日外国人旅行者約 3,119 万人（2018 年・速報値）と日本の国際観光はよりいっそう活発になっている。全世界的にも国際観光は一貫して拡大傾向にあり、UNWTO 世界観光指標（World Tourism Barometer）によると、国際観光客到着数の増加は、3.9％増の 12 億 3,500 万人に達し、2015 年比で約 4,600 万人増の観光客（1 泊以上）が国境を越え旅行をしたことになる。特に価格面で海外旅行と国内旅行との差が小さい国・地域においては、長期休暇を中心に海外旅行への関心が高まっている。アジアにおいては、世界的に見て旅行者の送り出しと受け入れが大きく増加しており、特に中国において顕著である。

日本は、観光立国実現に向けた施策について、関係行政機関の綿密な連携を確保し、その効果的な推進を図るため、内閣総理大臣が主宰し、全閣僚が参加する観光立国推進閣僚会議を立ち上げ、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を策定し政府一丸となって取り組んでいる。また、国際観光の進展をめぐって、訪日旅行促進事業（Visit Japan Campaign）、MICE の開催・誘致の推進、国際機関等への協力・二国間の観光交流（ツーウェイツーリズム、Two Way Tourism）、通訳ガイド制度、訪日外国人旅行者の受入環境整備、観光の ICT 化の推進、外国人旅行者の増加にともなうトラブルに関する自治体向け「安心・安全相談窓口」、医療滞在ビザに係る身元保証機関の登録基準、日本人の海外旅行の促進、海外修学旅行マニュアル、魅力ある日本のおみやげコンテスト、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」への対応などに取り組んでいる。そのうち、観光における国際機関等への協力を通じた国際観光の促進や二国間の双方向の観光交流「ツーウェイツーリズム」では、2012 年に閣議決定された観光立国推進基本計画に基づき、諸外国との双方向の交流拡大に向けて、官民一体となり日本人の海外旅行（アウトバウンド）の促進に取り組んでいる。アウトバウンドの促進によるツーウェイツーリズムの拡大は、「日本人の国際感覚の向上」・「国民の国際相互理解の増進」・「インバウンド拡大への貢献」といった成果が期待されている。

しかし、上記の国際観光の推進のため、実務及び現場レベルにおいての議論や諸条件の検討は活発な一方、国際観光の推進における諸問題を学術的にとらえた研究はあまりない状況にある。特に、二国間の交流（ツーウェイツーリズム）に関する研究は見られるものの、3 カ国以上の多国間の相互連携に関する研究はほとん

＊杏林大学　＊＊帝京大学

ど行われていない。また、既存の研究は、旅行者の認識分析に留まっており、行政や民間の認識や取り組み等を分析対象とした研究は極めて少ない状況である。

観光立国の推進と国際観光を通じた相互理解の促進の実現には、手間やリスクが少なく気軽に参加できる海外旅行であるボーダーレス観光の貢献が不可欠であり、従来のような旅行会社のパッケージツアーによる手間やリスクの軽減ではなく、観光の ICT 時代、個人自由旅行時代に合った海外旅行のクオリティとして、特に日本にとっては相互の交流人口が多い東アジア地域でのボーダーレス観光の実現が大きな成果を上げることが期待される。

２． 研究の目的と方法の検討

国際観光のよりいっそうの進展には、海外旅行を促進する個人的な条件と各種制度の整備が必要である。そのうち、個人的な条件は、所得の状況、休暇制度の問題、そして旅行に対する意識などがあり、各種制度の整備では、国・地方における制度、空港および空港へのアクセス、民間での仕組み・慣習などがある。こうした制度等がスムーズな観光客の往来に一定の制限や制約を与えている可能性があり、こうしたものを削減・廃止することで実現される、簡略化された手続きで海外に渡航できるストレスのない海外旅行について，国境等の境界線を意識する必要のないという意味で「ボーダーレス観光」と呼ぶこととする。

本研究は、上記のボーダーレス観光の概念を整理した上で、特に日本からの移動距離・時間の点から，もっともその実現が期待される日本と東アジア（韓国、台湾）との観光往来を対象として、3 カ国間の手間やリスクが少なく気軽に参加できる海外旅行である「ボーダーレス観光」の推進を試みる。具体的には、旅行障壁またはその除去に関連する制度や仕組み等、各国の先進事例の調査・分析を通じてボーダーレス観光の推進に必要な諸条件を整理した上で、旅行障壁やボーダーレス観光に関する旅行者および行政・民間関係者の認識を把握し、現在の状況及び課題を抽出する。さらに、これらを踏まえ、産・学・官の専門家の議論を通じて真の国際観光の進展、目標に資する施策と戦略を提案することを目的にする。

上記の研究目的を達成するため、先進事例分析による諸条件の整理、ボーダーレス観光に関わるステークホルダー（旅行者、行政、民間企業等）の現状認識や課題などの構造的関係の把握、産学官の専門家集団によるディスカッションを通じて結論の導出、といった一連のプロセスはこれまでにない独創的な研究プロセスとも言える。また、研究成果を高めるために、文献研究に基づき、先進事例調査のフィールドワーク、旅行者の認識調査の定量分析、行政・民間関係者のヒアリング調査の定性分析、産学官の専門家集団を対象とするデルファイ分析（Delphi analysis）など、学際的・混合的研究方法を用いて研究を進めて行く。

３． 期待される成果

国際観光が拡大していく中、観光立国の実現のためには、手間やリスクが少なく気軽に参加できる海外旅行である「ボーダーレス観光」の実現が不可欠である。しかし、ボーダーレス観光が楽しめる環境整備は不十分である。その実現のためには、多国間の相互理解や協力、連携の下で、多面的なアプローチが必要である。

従って、上記を踏まえた本研究の期待される成果は次のとおりである。

① 先進事例分析を通じたボーダーレス観光の諸条件の整理

ＥＵなど既にボーダーレス観光を実現している地域の事例分析を通じて、ボーダーレス観光の実現のための諸条件を整理する。

② 旅行障壁または、旅行阻害要因に対する旅行者の認識分析（日・韓・台）

3 ヵ国の旅行者を対象として海外旅行に対する認識調査を行い、旅行障壁（阻害要因）の抽出及びその解決策を提示する。

③ 国際観光の推進に関わる行政・民間関係者の認識分析（日・韓・台）

NTO を中心とする行政関係者、観光関連関係者のヒアリング調査により、3 カ国における国際観光の推進状況と取り組み、課題を整理する。

④ 日本型ボーダーレス観光推進のフレームワークの構築

観光立国の実現並びにさらなる発展のため、上記の目標を踏まえ、日本型ボーダーレス観光のフレームワークの構築を試みる。

謝辞：本研究は JSPS 科研費 18K11847 の助成を受けたものです。

観光業におけるタイロングステイ

藤村　喜章*
FUJIMURA, Yoshiaki

タイ国政府観光庁は、1999 年にロングステイビザ（non-immigrant-visa-O）を在日タイ王国大使館から 55 歳以上を対象に発給をするということで、ロングステイ財団やパートナーである旅行会社と模索しながら、長期滞在の誘致活動を開始しました。当庁のロングステイの定義として、1 か月以上滞在し、シニアだけではなく様々な年齢層ということを定義にしておりましたが、日本マーケットにおいてはシニアが主な対象となりました。また、タイは 10 位圏外でしたが、2005 年からトップ 10、2011 年から現在まで第 2 位の人気国となっています。

キーワード：旅行会社、タイロングステイ、FIT

1．タイロングステイ

ロングステイの定義は、「海外において生活の源泉を日本に置きながら、海外の 1 か所に比較的長く滞在し（2 週間以上）、その国の文化や生活に触れ、国際親善に寄与する海外滞在型余暇を総称したものである。」とあります。タイにとっては、観光収入を得ることとサプライヤーにとってメリットがあることを踏まえ、パートナーである旅行会社と共同販促をしながら誘致活動を展開してきました。

タイの入国に関しては、29 泊 30 日までは無査証、2 か月の観光ビザ（延長 1 か月でトータル 3 か月）、年金ビザ（3 か月）もしくは 1 年か 10 年のロングステイビザから選択し、申請。または、タイランドエリートカードのメンバーシップにより最長 5 年間のビザを取得することができる。

2．日本マーケット動向

1999 年に日本人渡航者が初めて 100 万人を超えました。2017 年はタイ全体で 3530 万人対前年比 8.7%増、日本人は 154 万人対前年比 7.28%増となっております。2006 年から 2010 年は政治的な事情で、浮き沈みが激しい状況の中でもリピーターに支えられ、2011 年以降自然災害に見舞われることはありましたが、順調に数が伸びました。2017 年の日本人の消費額は 675 億バーツでした。2015 年日本人渡航者のプロファイルを見てみると次のとおりです。

表―1　渡航者の性別

項目	男性	女性
男女比	72	28

表―2　渡航者の頻度

項目	初めて	2 回以上
頻度	22	78

表―3　渡航者の旅行形態

項目	グループ	個人
旅行形態	16	84

表―4　渡航者の年齢

項目	44 歳以下	45 歳以上
年齢	46	54

3．タイ国政府観光庁における施策

当庁が、上記のデータベースをもとにロングステイを誘致するために、パートナーである日本の旅行会社と行っていた活動は以下の通りです。

① ロングステイ財団が毎年 11 月主催する「ロングステイフェア」に参加し、PR ブースとセミナーを実施した。

② 当庁主催のチェンマイ・ロングステイフォーラムを実施し、旅行会社と共同でのセミナー及びインスペクションツアーを共同販売した。フォ

＊タイ国政府観光庁

ーラムの趣旨:実際にチェンマイへ来てもらい、現地の情報を提供し、生活体験を聞いてもらい、目的地を決める参考にしてもらうこと。

③　フォーラムの内容

（初日）

午前：ソンテウに乗車し、スーパーマーケットや住居、病院、銀行などを視察してもらう。

午後：チェンマイについてのブリーフィングや現地生活体験者によるトークと質疑応答、現地サプライヤーによる PR ブースと現地文化体験夕食を参加者に提供

（2 日目）

ゴルフかタイ料理体験を選択するオプショナルアクティビティ

④　フォーラムへの集客

- 各旅行会社が参加者を募集し、フォーラムに参加してもらう。
- 当庁のサイトから直接参加登録してもらう。
- 新聞やウエブサイトなどのメディア通じて、セミナーや旅行商品を紹介
- 当庁のタイファンクラブメンバーにもツアー情報を提供

⑤　フォーラムの開催時期

- ローシーズンである 6 月に実施

表―5　参加者の内訳

時期	FIT	旅行会社	参加旅行会社	ロングステイ会社
2015 年 6 月	10	43	6 社	2 社
2016 年 6 月	14	15	3 社	1 社
2017 年 6 月	16	3	1 社	1 社

日本の旅行会社によるロングステイツアーの販売が非常に難しくなっている。ロングステイヤーは、FIT 化して、旅行会社を通じなくても、個人で旅行を手配してしまう。

情報を旅行会社ではなく、ロングステイクラブなどの組織から情報を入手できるようになっている。旅行会社も長い時間コンサルティングにとられ、ツアーからの収益が見込めなくなっている。

このようなことから日本の旅行会社がロングステイをビジネスとしてとらえなくなっている。しかしながら、現地の旅行会社はロングステイクラブのローカルバスツアーなど収益を得ているので、着地型の観光業になっている。

4．　今後の課題として

当庁のパートナーである旅行会社とロングステイを取り組むためには、旅行会社におけるロングステイ商品の位置づけを確保していただく必要があるのではないでしょうか。旅行会社スタッフがロングステイアドバイザーの資格を取得しいるにもかかわらず、例えば関係ない部署などに配置されても、人材開発や育成という点では意味がないのではないでしょうか。

タイ政府が進めている Go Local の政策にあわせ、新しいデスティネーションの開発が必要であるのではないでしょうか。77 都県あるので、ロングステイや観光による商品開発を日本の旅行会社がけん引していけると、うれしい限りです。

謝辞：本事例報告は、タイ国政府観光庁がパートナーである日本に在籍する旅行会社と共同で実施した 3 年間にわたる活動をもとに行いました。事例報告をするうえで、私共の活動にロングステイ財団にも多大なるご協力をいただきました。関係各所の皆様に、記して謝意を表したい。

【補注】

事例報告としては、旅行業界と共有し、長期滞在観光に対する取り組み方の再考と新たな取り組みを始めるきっかけとなることが期待される。

【参考資料】:

ロングステイ財団：ロングステイの定義
タイ国政府観光庁　本部データベース
タイ国政府観光庁　東京事務所

長期滞在型・ロングステイ観光学会　会則

平成 27 年 9 月 5 日
発起人会議策定
平成 28 年 3 月 18 日
施行
平成 30 年 5 月 19 日
一部改正

第 1 章　総則
（名称）
本会は、長期滞在型・ロングステイ観光学会と称する
（事務所）
第 1 条　本会の事務所は、理事会が指定した場所に置く。
第 2 条　本会は、理事会の議決を経て支部を置くことができる。
　2　　支部の設置について必要な事項は、別に定める。
第 2 章　目的および事業
（目的）
第 3 条　本会は、国内及び国外における長期滞在型観光（ロングステイ）の普及促進をはかるため、学術研究並びに普及に必要な諸条件の整備に産官学で取り組み、長期滞在型（ロングステイ）の進展と産業育成を目的とする。
※ 諸条件とは、医療・介護・教育・安全・滞在施設・保険・資金・語学・地域コミュニティとの共生・雇用機会・休暇制度・各種アクティビティ等
第 4 条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. ①　機関紙、学術論文集その他刊行物の発行
2. ②　研究発表会、学術講演会、講演会等の開催
3. ③　調査および研究
4. ④　長期滞在型・ロングステイ観光に関連する諸団体との交流
5. ⑤　研究の奨励と研究業績の表彰
6. ⑥　その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章　会員
（会員の種別と資格）
第 5 条　本会の会員は、次のとおりとする。

- ①　正会員　長期滞在型・ロングステイ観光に関する学問分野について学識経験を有する者、または関連分野で実務に従事するもので関心の高い者
- ②　一般会員　長期滞在・ロングステイを実践されている者で、ロングステイに関心を持っている会社員、各種団体、並びに一般の方。
- ③　準会員　長期滞在型・ロングステイ観光に関連する専門の教育を受けつつある者で、大学院・大学・短期大学または高等専門学校に在籍する者
- ④　賛助会員　本会の目的・事業に賛同する法人または、行政機関、公共団体、特定非営利法人並びに各種団体
- ⑤　名誉会員　本会に対して特に功労のあった者または長期滞在型・ロングステイ観光に関連する事業において功績が特に顕著な者で、総会の決議をもって推薦された者

（会費）
第 6 条　次の各号に掲げる会員は、それぞれ年会費として当該各号に掲げる額を、毎会会

計年度に納入しなければならない。

- ① 正会員　　8,000 円
- ② 一般会員　　6,000 円
- ③ 準会員　　4,000 円
- ④ 賛助会員　　一口 50,000 円以上（複数口可）
- ⑤ 名誉会員　　0 円

2　納入された会費は、返還しない。

（入会手続き）

第 7 条　正会員、準会員ならびに賛助会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。　2　名誉会員として推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となり、かつ、会費の納入を要しない。

3　会員の資格審査に関する必要な事項は、別に定める。

（資格の変更）

第 8 条　会員の資格の変更は、入会の手続きに準ずる。

（会員の権利）

第 9 条　会員は、本会が発行する機関誌その他の刊行物の優先配付を受けるほか、本会が主催する事業に参加することができる。

（権利の停止）

第 10 条　会長は、会員が会費を 1 年以上滞納したときは、理事会の議決を経て前条に定める会員の権利を停止することができる。

（会員の資格の喪失）

第 11 条　会員は、次の各号に該当するとき、その資格を失う。

- ① 退会
- ② 禁治産または準禁治産の宣告
- ③ 死亡、失踪宣告または団体である会員の解散もしくは消滅
- ④ 除名

（退会）

第 12 条　会員で退会しようとする者は、退会届を提出しなければならない。

（除名）

第 13 条　会長は、会員が次の各号に該当するときは、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

- ① 会費を 2 年以上滞納したとき
- ② 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき

第 4 章　役員

第 14 条　本会に、次の役員を置く。

- ① 会長　　1 名
- ② 副会長　2 名以上 5 名以内
- ③ 理事　　10 名以上 15 名以内（会長、副会長を含む）
- ④ 監事　　2 名
- ⑤ 顧問団　理事会が必要と認めた場合、顧問団を設置する

（役員の選任）

第 15 条　理事および監事は、総会で正会員の中から選任する。

2　会長および副会長は、理事会が理事の中から選出し、総会の承認を経るものとする。

3　理事および監事は、相互に兼ねることができない。

（役員の職務）
第 16 条　会長は、本会を代表し、会務を総理する。
　2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたとき、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
　3　理事は、理事会を組織し、この会則に定めるところにより会務を執行する。
　4　監事は、会計を監査し、その結果を翌会計年度に属する総会において報告する。
（役員の任期）
第 17 条　会長の任期は 2 年とする。
　2　理事・監事役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
　3　補欠または補充により選任された役員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。
　4　役員は、任期満了のときにおいても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。
（役員の解任）
第 18 条　役員は、本会の役員としてふさわしくない行為があったとき、または特別の事情のあるときは、その任期中であっても理事会の議決を経て、会長がこれを解任することができる。
（幹事）
第 19 条　会務の処理について理事を補佐するため正会員の中から理事会が委託し幹事を置き人数は若干名とする
（職員）
第 20 条　本会の事務を処理するため、書記等の職員を置くことができる。
　2　職員は理事会が任免する。
　3　職員は有給とする。
第 5 章　会　議
（総会）
第 21 条　本会は、毎年一回総会を開催する。
　2　総会は、正会員をもって構成する。
　3　通常総会は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に会長が招集する。
　4　会長は、理事会が必要と認めたとき、または正会員の 10 分の 1 以上からの請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。
　5　次の事項は通常総会に提出して承認を得なければならない。
- ①事業報告および収支決算についての事項
- ②事業計画および収支予算についての事項
- ③財産目録
- ④その他理事会において必要と認められた事項

　6　総会は、会員の 10 分の 3 以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができないただし、当該議事について書面もしくは電子的方法によってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
　7　通常総会の議長は会長があたり、臨時総会の議長は、会議の都度会員の互選で決める。
　8　総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除いて、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときには議長の決するところとする。
　9　総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知しなければならない。
（理事会）

第 22 条　理事会は、理事をもって構成し、この会則に定めるもののほか、会務の執行に関する重要な事項について決定する。

2　会長は、毎年 2 回以上理事会を招集しなければならない。

3　会長は、理事現在数の 3 分の 1 以上から、会議の目的たる事項を示して請求のあった時は、直ちに臨時理事会を招集しなければならない。

4　理事会の議長は会長とする。

5　理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面もしくは電磁的方法によって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

6　理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除いて、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 6 章

（委員会）

第 23 条　本会は、会務の運営および第 5 条各号に掲げる事業の遂行のために必要な委員会を設けることができる。

2　委員会に関して必要な事項は、別に定める。

第 7 章

（経費の支弁）

第 24 条　本会の経費は、会費、寄付金、補助金およびその他の収入をもって支弁する。

（会計年度）

第 25 条　本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（予算）

第 26 条　本会の予算は、理事会の議を経て総会において決する。

（決算）

第 27 条　本会の決算は、翌会計年度に属する総会において承認を得なければならない。

第 8 章

（会則の変更）

第 28 条　この会則を変更しようとするときは、理事会および総会において、出席者（委任状出席を含む）の各々 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

（解散）

第 29 条　本会を解散しようとするときは、理事会および総会において、出席者（委任状出席を含む）の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

付則

1. この会則は平成 28 年 3 月 18 日から施行する。
2. 設立発起人および設立総会前に設立準備委員会によって正会員または準会員もしくは特別会員として推薦された個人、法人、その他の団体は、第 8 条第 1 項の規定に関わらず、本会の設立と同時に、それぞれ正会員また準会員、もしくは特別会員になるものとする。
3. 本会の設立当初の役員等は、第 16 条第 1 項および第 2 項ならびに第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、別紙のとおりとする。
4. 本会の設立当初の会計年度は、第 25 条の規定にかかわらず、会の設立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。
5. 本会の平成 27 年度の予算は、第 27 条の規定にかかわらず、別紙のとおりとする。
6. 本会の設立に要した費用は、本会がこれを負担する。
7. 前項の費用は、本会が平成 27 年度予算に組み入れるものとする。

長期滞在型・ロングステイ観光論集　Vol .3

編集　長期滞在型・ロングステイ観光学会第 3 回年次大会
実行委員会事務局
デザイン　野口洋平
発行　長期滞在型・ロングステイ観光学会
〒192-0395
東京都八王子市大塚 359 番地
帝京大学　経済学部　観光経営学科　金研究室
TEL：042-678-3353
E-mail：society@asjlt.jp
印刷　立教プリンティングステーション
発行日　2019 年 3 月 9 日

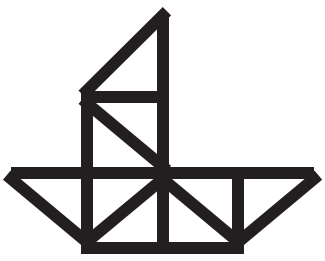

ACADEMIC SOCIETY OF JAPAN FOR LONG STAY TOURISM
ASJLT